会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「各府省等における政策評価の実施状況等について」

平 成 ２ ７ 年 １ ２ 月

会　計　検　査　院

我が国の財政状況は、近年厳しさを増し、予算の執行結果等の厳格な評価及び検証、国民への説明責任を果たしていくことなどが重視される中で、各府省等においては、平成14年度から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づく政策評価が実施され、政策の特性等に応じた評価方法、評価基準等を客観的かつ厳格に運用して政策評価を実施し、その評価結果や政策の効果を的確に把握して政策や次年度以降の予算等に一層適切に反映することは、政策の実施や予算の執行における効率性、有効性等の向上につながるものと考えられる。

一方、政府は、25年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」の中で、「政策評価は、政策の効果と質を高めるための政策インフラである。」として、客観的なデータ等に基づく政策評価の確立等により、行政サービスのコスト削減、質の向上等を図るとともに、政策目的に照らして効果の高い政策に重点的に資源を配分することとしている。また、参議院は、27年7月に本会議で可決した「政策評価制度に関する決議」の中で、政策評価制度の実効性を高め、国民の行政への信頼向上を図るため、適切な措置を講ずべきであるとしている。

本報告書は、以上のような経緯等を踏まえて、各府省等における政策評価の実施状況等について横断的に検査を行い、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成27年12月

会計検査院

目　次

1　検査の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(1) 政策評価制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(2) 政策評価の対象及び評価の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(3) 政策評価における評価方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
ア　政策（狭義）及び施策に係る政策評価における評価方法・・・・・・・・・ 7
イ　事務事業に係る政策評価における評価方法・・・・・・・・・・・・・ 7
(4) 有識者等の知見の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(5) 評価結果の政策への反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(6) 政策評価と予算、決算との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(7) 総務省が評価専担組織として実施する政策の評価・・・・・・・・・・ 10
(8) 政策評価審議会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
2　検査の観点、着眼点、対象及び方法・・・・・・・・・・・・・・・ 11
(1) 検査の観点及び着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
(2) 検査の対象及び方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
3　検査の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
(1) 各府省等における政策評価の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・ 12
ア　各府省等における政策評価の実施体制・・・・・・・・・・・・・・・ 12
イ　各府省等の基本計画等における政策評価の対象・・・・・・・・・・・ 15
ウ　各府省等における政策評価の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・ 17
(2) 政策体系における区分別の政策評価の実施状況・・・・・・・・・・・ 22
ア　政策（狭義）及び施策に係る政策評価の実施状況・・・・・・・・・・ 22
(ｱ) 各府省等における政策（狭義）及び施策に係る政策評価の概要等・・・・ 22
(ｲ) 目標管理型の政策評価の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
イ　事務事業に係る政策評価の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
(ｱ) 研究開発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
(ｲ) 公共事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
(ｳ) 政府開発援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
(ｴ) 規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
(ｵ) 租税特別措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
(ｶ) 5分野の事務事業以外の事務事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
(3) 事前評価後の各府省等における対応状況等・・・・・・・・・・・・・ 74
ア　事前評価後の事後評価又は検証の実施状況・・・・・・・・・・・・・ 74
イ　政策評価の評価結果の予算等への反映状況・・・・・・・・・・・・・ 81
4　所見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
(1) 検査の状況の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
(2) 所見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

別表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95

・本文及び表中の数値は、表示単位未満を切り捨てている。そのため、本文及び表中の数値を集計しても計欄等の数値が一致しないものがある。
・政策評価の実施件数は、評価書単位で計上している。

事 例 一 覧

［施策に係る決算額から評価対象施策の達成手段となっている一部の事務事業を除いた額が評価書に記載されていたもの］
＜事例1＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
（別表7参照）

［費用及び効果に関する具体的な評価内容が評価書に記載されておらず、どのような評価が行われたのかが分からないもの］
＜事例2＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
（別表9参照）

［定性的な測定指標について、目標とする対象や実現すべき内容の水準が具体的に定められていなかったもの］
＜事例3＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
（別表9参照）

［発生が見込まれる維持管理費を費用に計上していなかったもの］
＜事例4＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
（別表10参照）

［物価変動の影響を除かないまま現在価値に換算されていたもの］
＜事例5＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
（別表10参照）

［目標が設定されていなかったもの］
＜事例6＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
（別表13参照）

［規制に係るレビューの実施時期又は条件が明確に設定されていなかったもの］
＜事例7＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

参考事例一覧

［費用及び効果に関する独立した評価項目を設定して、評価内容等を明確にしていたもの］
＜参考事例＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
（別表9参照）

各府省等における政策評価の実施状況等について

検　査　対　象	内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、特定個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制委員会、防衛省
各府省等が実施する政策評価の概要	各府省等が、所掌する政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映等させるもの
検査の対象とした政策評価の実施件数	10,850件　（平成22年度～26年度）

1　検査の背景

(1) 政策評価制度の概要

各府省等は、従来、所掌する政策の一部について、各府省等が定める評価に関する実施要領等に基づき、その計画の策定段階等に、必要に応じて政策の効果等を分析して評価を実施するなどしていたところであるが、国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策の評価機能を強化するとともに、評価の結果が政策に適切に反映されるようにするため、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）に基づき、先行する各種の評価制度の一部も取り込み、平成13年1月に政策評価制度が導入された。その後、同年6月に、政策評価制度の実効性を高めて効果的かつ効率的な行政を実現していくとともに、国民に対する説明責任を果たしていくことを目的として、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）が制定された。そして、各府省等は、政策評価法に基づき、所掌する政策のうち、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は目標とする政策の効果を発揮することができるまでに多額の費用を要すること

が見込まれるものであって、事前評価の方法が開発されているものなどについて、14年度から政策評価法に基づく政策評価を実施している。

政策評価法によれば、各府省等は、所掌する政策について、適時に、その政策効果を政策の特性に応じた合理的な手法を用いてできる限り定量的に把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないこととされている。

そして、政策評価法によれば、各府省等は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るために政府が定めた「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づいて、3年以上5年以下の期間ごとに、政策評価の観点に関する事項、政策効果の把握に関する事項、事前評価及び事後評価の実施に関する事項、学識経験を有する者（以下「有識者等」という。）の知見の活用に関する事項、政策評価の結果の政策への反映に関する事項等について、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）に定めなければならないこととされている。また、1年ごとに、事後評価の対象としようとする政策や当該政策ごとの具体的な事後評価の方法について、事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）に定めなければならないこととされている（以下、基本計画及び実施計画を合わせて「基本計画等」という。）。

また、政策評価法によれば、各府省等は、政策評価の結果等を記載した評価書や政策評価の結果の政策への反映状況等を公表するなどしなければならないこととされているほか、政府は、毎年、各府省等における政策評価の実施状況、その結果の政策への反映状況等について報告書（以下「国会報告」という。）を作成して国会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

(2) 政策評価の対象及び評価の時期

基本方針及び「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成17年12月政策評価各府省連絡会議了承。以下、これらを合わせて「基本方針等」という。）によれば、各府省等は、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するため、所掌する政策の体系（以下「政策体系」という。）をあらかじめ明らかにして、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるのかという対応関係を明らかにした上で政策評価を実施することとされている。そして、政策体系は、①特定

の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまりとなるもの（以下「政策（狭義）」という。）、②上記の基本的な方針に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策（狭義）」を実現するための具体的な方策や対策と捉えられるもの（以下「施策」という。）及び③施策を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの（以下「事務事業」という。）の3区分(注1)に、一般に整理することができるとされている。

（注1）　3区分　政策（狭義）、施策及び事務事業の各区分は相対的なものであり、現実の政策の態様は多様であることから、施策が複数の階層から成る場合、事務事業に相当するものが存在しない場合、一つの施策や事務事業が複数の政策体系に属する場合等、3区分に整理することが困難なものもある。

図1　政策体系の例（総務省が所掌する情報通信に関する政策に係る体系）

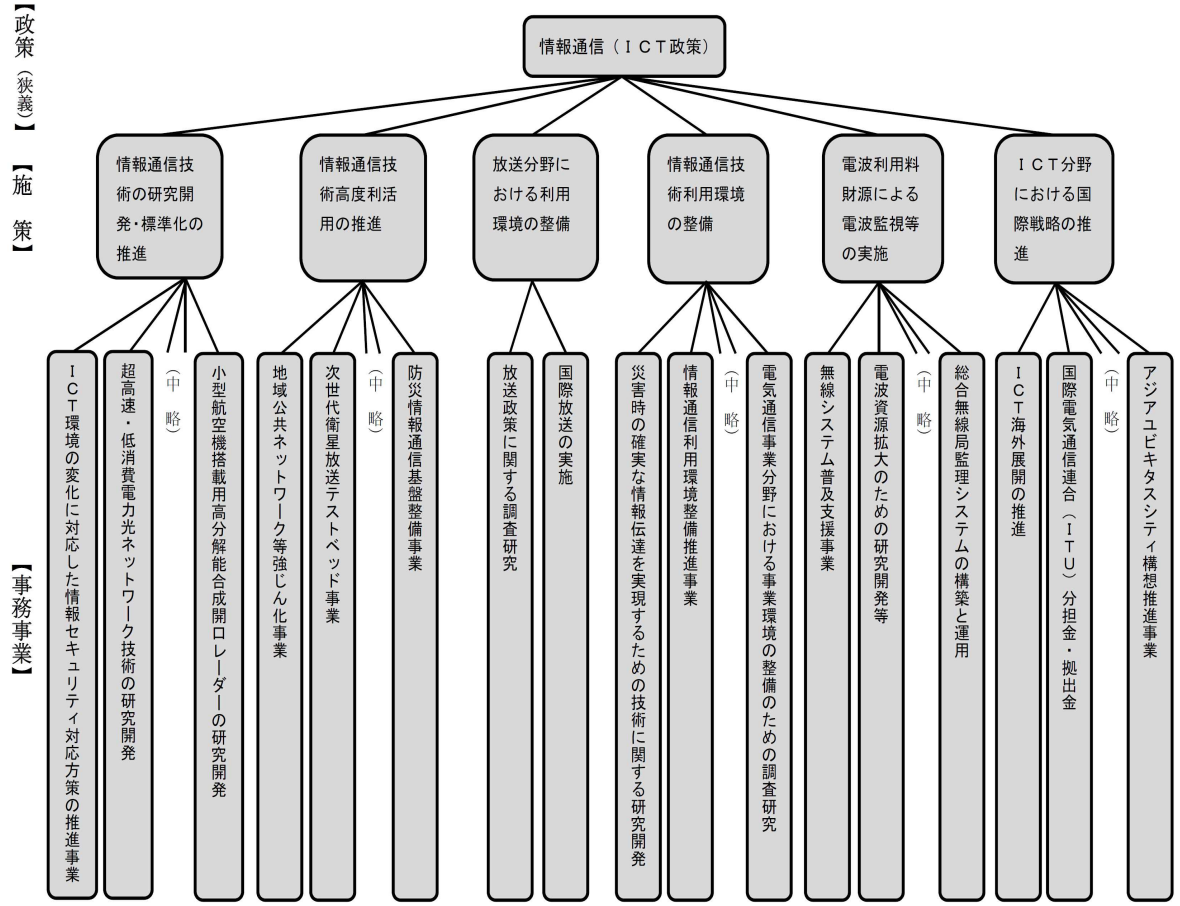

（注）　平成25年度から29年度までを対象期間とする基本計画（平成24年6月策定）に定められている政策体系を基礎とし、事務事業については、25年度に実施されたものを記載している。

そして、政策評価法及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成13年政令第323号）（以下、これらを合わせて「政策評価法等」という。）において、

政策を決定する前に実施する事前評価や、政策を決定した後に実施する事後評価が規定されていて、各府省等においては、政策のうち次の①から⑤までのいずれかの条件を満たす事務事業（④、⑤の条件は、それぞれ19年10月、22年5月から実施）について、事前評価の実施が義務付けられている（以下、事前評価の実施が義務付けられた事務事業を「事前評価義務事業」という。）。

① 研究開発（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）であって10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施、又は、研究開発であって10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを、それぞれ目的とするもの

② 道路、河川その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業（施設の維持又は修繕に係る事業を除く。以下「公共事業」という。）であって10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施、又は、公共事業であって10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを、それぞれ目的とするもの

③ 政府開発援助のうち、資金供与の額が10億円以上となることが見込まれる無償資金協力（注2）（条約その他の国際約束に基づく技術協力又はこれに関連性を有する事業のための施設の整備を目的として行われるものに限る。以下同じ。）及び資金供与の額が150億円以上となることが見込まれる有償資金協力（注3）（資金の供与の条件が開発途上にある国又は地域にとって重い負担にならないように、金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものであって、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）の規定に基づき外務大臣が指定する者に対して、開発事業の実施に必要な資金を貸し付けるものに限る。以下同じ。）の実施を目的とするもの

④ 法律又は政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用（補助金の交付の申請手続等に係る作用を除く。以下同じ。））を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更を目的とするもの

⑤ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下、これらを合わせて「租税特別措置等」という。）のうち、国税の法人税、地方税の法人の道府県民税（都民税を含む。）、法人の事業税及び法人の市町村民税（以下、これ

らを合わせて「法人税等」という。）について、税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置、既存の当該措置の内容を拡充する措置又はその期限を変更する措置（期限を繰り上げるものを除く。）が講ぜられることを目的とするものなど（以下「事前評価義務租特」という。）

（注2）　無償資金協力　開発途上にある国又は地域の経済及び社会の開発のための事業に必要な施設の建設、資機材の調達等のために必要な資金を返済の義務を課さないで贈与するもの

（注3）　有償資金協力　開発途上にある国又は地域の経済及び社会の開発のための基盤造りに貢献する事業等に係る費用を対象として長期かつ低利の資金を貸し付けるもの

前記①から⑤の条件にかかわらず、研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等の事務事業（以下、これらを合わせて「5分野の事務事業」という。）以外の政策（狭義）、施策及び事務事業であっても、基本方針等によれば、新規に開始しようとするものや国の補助事業に係るものなどについては、各府省等は、積極的に事前評価を実施するよう努めることとされている。

また、政策評価法等によれば、各府省等は、その任務を達成するため、社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策（狭義）、施策及び事務事業を事後評価の対象として基本計画に定めなければならないとされるとともに、政策（狭義）、施策及び事務事業の決定後5年を経過しても着手していない（以下「未着手」という。）ものや、政策（狭義）、施策及び事務事業の決定後10年を経過しても完了していない（以下「未了」という。）ものについて、各府省等の実施計画に事後評価の方法を定めて実施することが義務付けられている。さらに、基本方針によれば、事務事業のうち、事前評価義務租特を事後評価の実施の対象として、各府省等の基本計画に定めることとされ、事後評価の実施が義務付けられている。

以上をまとめると、表1のとおりである。

表1　政策評価の対象及び評価時期の関係

政策体系における区分	評価時期	政策評価の対象	
		義務付けられたもの	自主的なもの（注）
政策（狭義）及び施策	事前評価	なし	各府省等の基本計画に定められた、新規に開始するものなど
	事後評価	①実施の決定後5年を経過しても未着手のもの ②実施の決定後10年を経過しても未了のもの	各府省等の基本計画等に定められた、主要な行政目的に係るものなど
事務事業	事前評価	事前評価義務事業 ①研究開発（10億円以上） ②公共事業（10億円以上） ③政府開発援助（10億円以上の無償資金協力及び150億円以上の有償資金協力） ④法律又は政令による規制の新設・廃止・変更 ⑤租税特別措置等のうち、法人税等において、税額又は所得の金額を減少させる内容のものについて、その内容を拡充する措置等を目的とするものなど	各府省等の基本計画に定められた、新規に開始するものなど
	事後評価	①実施の決定後5年を経過しても未着手のもの ②実施の決定後10年を経過しても未了のもの ③租税特別措置等のうち、法人税等において、税額又は所得の金額を減少させる内容のものについて、その内容を拡充する措置等を目的とするものなど	各府省等の基本計画等に定められた、事前評価を実施した事務事業のうち事後の検証等が必要と認められるものなど

（注）　主要な行政目的に係る政策については、各府省等が基本計画に政策評価の対象を定めることを義務付けることにより、計画期間内における事後評価の実施を確保しようとされているものの、主要な行政目的に係る政策の評価対象は、各府省等の判断に委ねられていることから、本報告書では「自主的なもの」と整理している。

なお、事務事業については、各府省等において、政策評価法に基づく政策評価とは別に、「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月閣議決定）に基づき、所掌する事務事業ごとに予算の執行状況等を整理した上で、当該事務事業の毎年度終了後速やかに必要性、効率性、有効性等の観点から検証して当該事業の見直しを行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組も、毎年度行われている。

(3) 政策評価における評価方法

政策（狭義）、施策及び事務事業に係る評価方法の概要について、政策（狭義）及

び施策に係るものと事務事業に係るものとに大別して示すと、次のとおりである。

ア　政策（狭義）及び施策に係る政策評価における評価方法

基本方針等において、政策効果に着目した目標を設定し、この目標について、定期的、継続的に実績を測定し、必要に応じて、随時、関係する政策の改善若しくは見直し又は目標自体の見直しを行い、また、目標期間が終了した時点で、目標がどの程度達成されたかについて評価する実績評価方式が示されており、主として、政策（狭義）及び施策に係る政策評価はこの方式によって実施されている。そして、主として施策に係る事後評価については、24年度から、評価書の標準様式の導入を図ることとし、26年度以降に各府省等が実施する事後評価は、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月政策評価各府省連絡会議了承。以下「目標管理型ガイドライン」という。）に基づき、目標の達成度合いについて各府省等共通の区分として、①目標超過達成、②目標達成、③相当程度進展あり、④進展が大きくない及び⑤目標に向かっていないの5区分を適用及び明示することなどによる評価（以下「目標管理型の政策評価」という。）を実施することとなっている。

イ　事務事業に係る政策評価における評価方法

基本方針等において、政策を決定する前に、予測される政策効果や必要となる費用を推計し、又は測定し、それらを比較するなどにより、費用に見合った政策効果が得られるかなどを事前評価するとともに、必要に応じ事前評価の評価結果を踏まえて事後評価する事業評価方式が示されており、主として、事務事業に係る政策評価はこの方式によって実施されている。

そして、5分野の事務事業については、それぞれの特性に応じた政策評価の標準的な指針等が更に策定されるなどしており、これらの評価方法に係る概要を示すと、次の(ｱ)から(ｵ)のとおりである。

(ｱ) 研究開発に係る政策評価における評価方法

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月内閣総理大臣決定。以下「研究開発指針」という。）によれば、必要性、効率性、有効性及び対象となる研究開発の国際的な水準の向上の観点の下、研究開発の特性や評価の目的等に応じて、適切な評価項目及び評価基準を設定するなどして評価を実施することとされている。特に、成果に係る評価においては、評価の客観性を確保する観点

から、「成果の現象的又は形式的側面であり主として定量的に評価できる、活動した結果の水準を測る指標」や、「成果の本質的又は内容的側面であり、活動の意図した結果として、定量的又は定性的に評価できる、目標の達成度を測る指標」による評価方法を用いるよう努めて、目標の達成度合いを評価の判定基準とすることが原則であるとされている。また、基礎研究等に係る評価においては、定量的な評価方法に過度に依存せずに定性的な評価方法の併用が重要であるなどとされている。

(ｲ) 公共事業に係る政策評価における評価方法

公共事業に係る政策評価を実施している総務、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省の6府省等は、原則として費用及び効果を定量的に把握するなどして費用便益分析を行うことによって、その結果を政策評価の判断材料とすることとしている。そして、費用便益分析における測定指標には、事業期間における現在価値(注4)に換算された総便益を総費用で除して得られる費用便益比が主に用いられている。

(注4)　現在価値　将来の費用や便益について、評価を実施する年度を基準年度として、一定の割引率等を用いて割り引くなどしたもの

(ｳ) 政府開発援助に係る政策評価における評価方法

事前評価義務事業に該当する無償資金協力及び有償資金協力に係る政策評価を実施している外務省は、主な無償資金協力事業及び有償資金協力事業の実施機関である独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）が行っている事業の採択前の準備調査、「ＪＩＣＡ事業評価ガイドライン」（平成26年5月策定）に基づく評価等も参考にして、基本計画に基づき、事業実施による効果について、できる限り定量的な指標を用いて把握して、必要性、効率性及び有効性の観点から評価することとしている。

(ｴ) 規制に係る政策評価における評価方法

「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月政策評価各府省連絡会議了承。以下「規制評価ガイドライン」という。）によれば、事前評価の実施に当たっては、費用及び便益の分析を可能な限り定量化して行うこととされており、また、代替案と比較しながら妥当性の検討を行うこととされている。

一方、事後評価については、その実施が義務付けられておらず、評価方法も特

に定められていない。

(ｵ) 租税特別措置等に係る政策評価における評価方法

「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月政策評価各府省連絡会議了承。以下「租特評価ガイドライン」という。）等によれば、事前評価及び事後評価の実施に当たっては、当該租税特別措置等によって達成しようとする目標及び当該目標の測定指標をできる限り定量的に設定し、また、税収減を是認する効果が見込まれるか又は確認されるかを分析することとされていて、租税特別措置等による効果をできる限り定量的に把握することとされている。

(4) 有識者等の知見の活用

政策評価法によれば、各府省等は、自らが実施することとなる政策評価において、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、政策の特性に応じて有識者等の知見を活用して実施しなければならないとされている。そして、基本方針において、各府省等は、政策の特性に応じた知見の活用の基本的な考え方及びその方法について、基本計画に示すものと定められている。

(5) 評価結果の政策への反映

基本方針等によれば、各府省等における政策評価の担当部署（以下「政策評価担当組織」という。）が中心となって、政策の所管部局等における評価結果の取りまとめや当該評価結果の政策への反映を推進するとともに、予算、税制、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保するなど、評価結果の政策への反映の実効性を高めるための仕組みなどを設けるものとし、その内容については、基本計画に示すこととされている。また、評価結果が予算要求等の政策の企画立案作業に重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるよう速やかに評価書を作成し、これを公表することとされている。

(6) 政策評価と予算、決算との連携強化

15年6月、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会財政制度分科会において、「現行の予算書、決算書については、その表示科目が事業の内容とは必ずしも結びついておらず分かりにくい上、政策目標ごとに区分されておらず、事後の評価になじみにくい」との報告がなされた。このことなどを受けて、政府は、「経済財政改革の基本方針2007～「美しい国」へのシナリオ～」（平成19年6月閣議決定）において、政策

ごとに予算と決算とを結び付け、予算とその成果を評価することができるように、予算書、決算書の表示科目と政策評価の単位とを対応させるなどの見直しを行うこととして、20年度の予算及び決算から、予算書、決算書の表示科目の単位（項・事項）と政策体系上の施策等とを原則として対応させている。

(7) 総務省が評価専担組織として実施する政策の評価

総務省は、評価専担組織として、2以上の府省等の所掌に関係する政策であることなどから各府省等がその評価を担うことができない場合、あるいは各府省等による政策評価だけでは十分に達成することができない場合において、効果的かつ効率的に評価する観点から、政策評価法に基づいて、毎年度、当該年度以降の3年間について総務大臣が定める「総務省が行う政策の評価に関する計画」に従って、次の評価活動を実施している。

ア　統一性又は総合性を確保するための評価活動

総務省は、2以上の府省等に共通するそれぞれの政策であって、政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認めるもの、又は2以上の府省等の所掌に関係する政策であって、その総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認めるものについて、統一性又は総合性を確保するための評価を実施して、その結果に基づき関係府省等に意見を通知し、必要があると認めたときは、当該評価結果を政策に反映させるために必要な措置を執るべきことを勧告することとなっている。国会報告によれば、26年度までに、24テーマについて、関係府省等に対して意見の通知又は勧告がなされている。

イ　政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

総務省は、各府省等における政策評価の実施状況を踏まえ、当該府省等により改めて政策評価が実施される必要がある場合等において、当該府省等によりその実施が確保されないと認めるときなどは、当該府省等の政策について政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施することとされており、各府省等が実施した公共事業、規制、租税特別措置等に係る政策評価を点検するなどしている。国会報告によれば、26年度までに、関係府省等に対して計1,526件の政策評価に係る課題等が指摘されている。

(8) 政策評価審議会の役割

総務省には、総務省組織令（平成12年政令第246号）及び政策評価審議会令（平成1

2年政令第270号）に基づき、有識者等で構成される政策評価審議会（注5）が設置及び組織されている。政策評価審議会は、政策評価に関する基本的事項、総務省が実施する政策の評価に関する重要事項等について、調査審議及び総務大臣への意見具申を行うこととされている。また、基本方針の策定及び変更に当たって、総務大臣は、政策評価法等に基づき、政策評価審議会の意見を聴いて、当該基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないとされている。

（注5）　政策評価審議会　政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会が行っていた事務等を所掌する審議会として、平成27年4月に設置された。

2　検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

各府省等においては、14年度から政策評価法に基づく政策評価が実施され、政策（狭義）、施策及び事務事業を対象として事前評価及び事後評価が実施されてきている。そして、各府省等において、政策の特性等に応じた評価方法、評価基準等を客観的かつ厳格に運用して政策評価を実施し、その評価結果や政策の効果を的確に把握して政策や次年度以降の予算等に一層適切に反映することは、政策の実施や予算の執行における効率性、有効性等の向上につながるものと考えられる。

我が国の財政状況は、近年厳しさを増し、予算の執行結果等の厳格な評価及び検証、国民への説明責任を果たしていくことなどが重視される中で、会計検査院は、効率性、有効性等の観点から、事務事業や予算執行の効果のみならず、各府省等が自ら行う政策評価や効率的かつ効果的な事務事業の実施のために政府が行う各種の取組等の状況についての検査も重視し、従来、各府省等の政策評価に関連した事項等について、会計検査を行い、会計検査院法第36条の規定に基づき意見を表示するなどしているところである（政策評価に関する過去の検査報告の掲記事項は別表1参照）。

そこで、政策評価法の施行から10年以上が経過した現在、政策評価法に基づく各府省等における政策評価の実施状況等について、効率性、有効性等の観点から、次のような点に着眼して各府省等横断的に検査を実施した。

ア　各府省等が所掌する政策（狭義）、施策及び事務事業に係る政策評価の実施状況等はどのようになっているか。

イ　各府省等において、政策（狭義）、施策及び事務事業の効果の把握をできる限り定量的に行うなどして政策評価が実施されているか。定性的な把握のみを行ってい

るものについては、合理的な理由があるか。また、具体的な効果を測定することができるように指標を設定するなどして客観的な把握が行われているか。

ウ　各府省等において、事前評価が実施された当該府省等が所掌する政策（狭義）、施策及び事務事業について、その後、事後評価又は検証が適時適切に実施されているか。

(2) 検査の対象及び方法

22年度から26年度までの間に、政策評価法が適用される行政機関である21府省等(注6)において実施された、政策（狭義）、施策及び事務事業の3区分に係る政策評価10,850件を対象として、調書を徴して調査、分析等を行うとともに、21府省等において会計実地検査を行った。

（注6）　21府省等　内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、特定個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制委員会、防衛省

3　検査の状況

(1) 各府省等における政策評価の実施状況

ア　各府省等における政策評価の実施体制

26年度に政策評価を実施した各府省等における政策評価の実施体制は、次のとおりである。

(ｱ) 政策評価担当組織の設置状況等

21府省等は、評価対象となる政策（狭義）、施策及び事務事業を実施している各担当部署自らが評価を実施して評価書の基となる資料を作成するなどし、その資料を各府省等における政策評価担当組織が取りまとめるなどすることにより、政策評価を実施している。そこで、21府省等における政策評価担当組織の担当職員の数をみると、表2のとおり、1人から多いところで10人となっており、行政事業レビューの取りまとめも担当しているのは特定個人情報保護委員会及び農林水産省の2府省等となっていた。また、9府省等は、政策評価の在り方、運営等を審議するために、局長等の幹部等から成る会議を設置しており、26年度に同会議を開催していない内閣府及び総務省の2府省等を除く7府省等は、同会議を年間1回から5回開催していた。

表2　政策評価担当組織の設置状況等（平成26年度）　（単位：人、回）

府省等名	政策評価担当組織の名称	行政事業レビューの取りまとめも担当	担当職員の数（平成26年4月1日現在）	府省等の幹部等から成る会議	府省等の幹部等から成る会議の開催回数
内閣府	大臣官房政策評価広報課	－	3	○	－
宮内庁	長官官房秘書課	－	2	－	－
公正取引委員会	官房総務課	－	3	－	－
国家公安委員会・警察庁	長官官房総務課警察行政運営企画室	－	2	○	5
特定個人情報保護委員会	事務局総務課	○	2	○	1
金融庁	総務企画局政策課政策評価室	－	4	○	2
消費者庁	総務課企画係	－	4	－	－
復興庁	国会班(政策評価担当)	－	4	○	1
総務省	大臣官房政策評価広報課	－	8	○	－
公害等調整委員会	事務局総務課	－	3	－	－
法務省	大臣官房秘書課政策評価企画室	－	2	－	－
外務省	大臣官房考査・政策評価官室	－	5	－	－
財務省	大臣官房文書課政策評価室	－	6	○	3
文部科学省	大臣官房政策課評価室	－	3	－	－
厚生労働省	政策統括官付政策評価官室	－	6	－	－
農林水産省	大臣官房評価改善課	○	7	－	－
経済産業省	大臣官房政策評価広報課	－	5	－	－
国土交通省	政策統括官付政策評価官室	－	10	○	1
環境省	大臣官房政策評価広報課	－	1	－	－
原子力規制委員会	長官官房総務課	－	3	－	－
防衛省	大臣官房企画評価課	－	4	○	2
計		2		9	

（注）　該当するものに「○」を表示している。

(ｲ) 有識者等により構成される政策評価に関する会議等

21府省等は、前記のとおり、基本計画において、政策評価に多様な意見を反映させるとともにその客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、有識者等の知見を評価へ適切に活用することとしている。

21府省等のうち宮内庁、特定個人情報保護委員会及び復興庁を除く18府省等は、表3のとおり、有識者等により構成される政策評価に関する会議（以下「政策評価有識者会合」という。）を設置しており、26年度の政策評価有識者会合の構成員をみると、大学教員74人（56.0%）、公認会計士又は税理士6人（4.5%）などとなっている。そして、政策評価有識者会合は年間1回から4回開催され、その議事内容等は各府省等のホームページにおいて一般に公開されていた。

また、26年度に政策評価有識者会合の開催等に要した経費をみると、上記の18府省等において、有識者等への謝礼等として計5,026,164円が支出されており、さらに、17府省等において、会議の運営に係る費用として計1,882,636円（会議開催の1回当たりの平均額47,065円）が支出されていた。

なお、前記の政策評価有識者会合を設置していなかった3府省等は、政策評価有識者会合とは別の有識者会議を活用したり、有識者等から個別に意見を聴取したりするなどして、その知見の活用を図っていた。

表3　政策評価有識者会合の設置状況等（平成26年度）　（単位：人、%、回、円）

府省等名	政策評価有識者会合の名称	有識者等の数	構成員							会議の開催回数	会議の開催等に要した経費	
			大学教員	弁護士	公認会計士又は税理士	ジャーナリスト	シンクタンク・コンサルティング会社勤務	民間会社勤務	その他		有識者等への謝礼等	会議の運営に係る費用
内閣府	政策評価有識者懇談会	4	4	-	-	-	-	-	-	3	227,455	81,708
宮内庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公正取引委員会	政策評価委員会	5	3	-	1	-	1	-	-	1	70,800	15,984
国家公安委員会・警察庁	政策評価研究会	5	3	-	-	-	-	1	1	2	162,618	693
特定個人情報保護委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融庁	政策評価に関する有識者会議	6	4	-	-	-	1	-	1	1	100,800	56,300
消費者庁	政策評価有識者懇談会	2	1	-	1	-	-	-	-	1	31,140	-
復興庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	総務省の政策評価に関する有識者会議	5	5	-	-	-	-	-	-	3	341,260	49,458
公害等調整委員会	政策評価懇談会	6	4	1	-	-	-	1	-	1	90,000	1,014
法務省	政策評価懇談会	7	3	2	-	1	-	1	-	3	320,000	87,912
外務省	政策評価アドバイザリー・グループ会合	6	6	-	-	-	-	-	-	2	243,260	6,240
財務省	政策評価懇談会	12	4	-	-	-	2	4	2	3	334,800	113,364
文部科学省	政策評価に関する有識者会議	18	10	-	1	1	-	3	3	3	869,440	410,000
厚生労働省	政策評価に関する有識者会議	15	6	1	1	1	1	1	4	4	411,310	206,751
農林水産省	政策評価第三者委員会	9	1	-	1	1	1	-	5	2	589,388	99,503
経済産業省	政策評価懇談会	3	2	-	-	-	-	1	-	2	46,340	532
国土交通省	政策評価会	8	7	-	1	-	-	-	-	2	168,033	49,909
環境省	政策評価委員会	11	5	-	-	1	-	1	4	4	814,750	554,518
原子力規制委員会	政策評価懇談会	5	3	-	-	1	-	-	1	1	69,310	36,950
防衛省	政策評価に関する有識者会議	5	3	-	-	-	1	1	-	2	135,460	111,800
計		132	74	4	6	6	7	14	21		5,026,164	1,882,636
	（構成比）	(100)	(56.0)	(3.0)	(4.5)	(4.5)	(5.3)	(10.6)	(15.9)			

(ｳ) 政策評価有識者会合及び行政事業レビューの外部有識者会合の連携状況

目標管理型ガイドラインにおいて、各府省等は、目標管理型の政策評価の実施に当たり、行政事業レビューとの連携を確保するものとされている。

政策評価有識者会合を設置していた前記の18府省等における政策評価有識者会合及び行政事業レビューの外部有識者会合について、26年度の連携状況をみると、表4のとおり、両会合を合同開催しているのは4府省等、一部の有識者等が両会合の委員を兼務又はいずれか一方の会合にも参加するなどしているのは10府省等、政策評価担当組織の担当職員が行政事業レビューの外部有識者会合に参加するなどしているのは14府省等となっていて、計17府省等は政策評価有識者会合と行政事業レビューの外部有識者会合との連携に係る取組を行っていた。公害等調整委員会は、総務省の外局である同委員会が所掌する事務事業に係る行政事業レビュ

一の外部有識者会合が同省に設置されている外部有識者会合で実施されているため、上記の連携に係る取組を行っていなかったが、同委員会の政策評価有識者会合において行政事業レビューシートを配布した上で、会合を行っていた。なお、政策評価有識者会合が設置されていなかった前記の3府省等について、宮内庁は行政事業レビューを実施しておらず、特定個人情報保護委員会は、27年度に両会合を合同で開催する予定としており、また、復興庁は、政策評価担当組織の担当職員が26年度の行政事業レビューの外部有識者会合に参加していた。

表4　政策評価有識者会合及び行政事業レビューの外部有識者会合の連携状況（平成26年度）

府省等名	政策評価有識者会合及び行政事業レビューの外部有識者会合の連携		
	両会合を合同開催	一部の有識者等が両会合を兼務又はいずれか一方の会合にも参加	政策評価有識者会合に行政事業レビューの取りまとめ部局の担当職員が、又は、行政事業レビューの外部有識者会合に政策評価担当組織の担当職員が参加
内閣府	－	○	－
公正取引委員会	○	○	○
国家公安委員会・警察庁	－	－	○
金融庁	－	－	○
消費者庁	○	○	○
総務省	○	○	－
公害等調整委員会	－	－	－
法務省	－	○	○
外務省	－	－	○
財務省	－	－	○
文部科学省	○	○	○
厚生労働省	－	－	○
農林水産省	－	○	○
経済産業省	－	○	○
国土交通省	－	○	○
環境省	－	－	○
原子力規制委員会	－	－	○
防衛省	－	○	－
計	4	10	14

（注）　該当するものに「○」を表示している。

イ　各府省等の基本計画等における政策評価の対象

(ｱ) 事前評価

21府省等は、基本計画において、事前評価義務事業の対象を定めているが、このうち15府省等は、事前評価義務事業以外についても事前評価を実施する又は実施に努める旨を定めていて、26年度の具体的な評価対象は、表5のとおりとなっている。新規に開始しようとするなどの政策（狭義）、施策及び事務事業を評価対象としていたのは8府省等、事前評価義務租特以外の租税特別措置等を評価対象としていたのは8府省等、事前評価の実施が義務付けられた法律又は政令の制定又は

改廃による規制以外の規制を評価対象としていたのは3府省等などとなっている。また、国土交通省は、5分野の事務事業のうち、公共事業及び研究開発については、前記のとおり、事前評価の実施が義務付けられていない10億円未満の費用を要することが見込まれるものも全て事前評価の対象（ただし、維持及び管理に係る事業、並びに災害復旧に係る事業等を除く。）としていた。

表5　事前評価の対象（平成26年度）

府省等名	事前評価義務事業以外の定め	事前評価義務事業以外の具体的な評価対象			
		新規に開始しようとするなどの政策(狭義)、施策及び事務事業	事前評価義務租特以外の租税特別措置等	事前評価の実施が義務付けられた法律又は政令の制定又は改廃による規制以外の規制	その他
内閣府	－	－	－	－	－
宮内庁	－	－	－	－	－
公正取引委員会	○	－	－	○	－
国家公安委員会・警察庁	○	○	－	－	－
特定個人情報保護委員会	－	－	－	－	－
金融庁	○	○	○	－	－
消費者庁	○	○	－	－	－
復興庁	○	－	○	－	－
総務省	○	○	－	－	－
公害等調整委員会	○	○	－	－	－
法務省	○	○	－	○	－
外務省	○	－	○	－	－
財務省	○	○	○	－	－
文部科学省	○	－	○	－	－
厚生労働省	○	－	－	－	○
農林水産省	○	－	○	－	○
経済産業省	－	－	－	－	－
国土交通省	○	○	○	○	○
環境省	○	－	○	－	－
原子力規制委員会	－	－	－	－	－
防衛省	－	－	－	－	－
計	15	8	8	3	3

（注）　該当するものに「○」を表示している。

(ｲ) 事後評価

21府省等は、基本計画等において、事後評価の実施が義務付けられている未着手又は未了の政策（狭義）、施策及び事務事業、租税特別措置等に係る事後評価の対象を定めているが、21府省等は、これら以外についても事後評価を実施する又は実施に努める旨を定めていて、26年度の具体的な評価対象は、表6のとおりとなっている。目標管理型の政策評価の対象となる各府省等の主要な行政目的に係る政策を評価対象としていたのは20府省等、事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるものなどを評価対象としていたのは12府省等、成果重視事業(注7)を評価対象としていたのは9府省等、事前評価義務租特以外の租税特別措置等を評価対象としていたのは8府省等となっている。また、厚生労働、農林水産、国土交通各省は、公共事業及び研究開発に係る事後評価について、その

評価の対象及び時期をそれぞれ定めていた。

（注7）　成果重視事業　「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月閣議決定）に掲げられ、18年度予算から導入されたもので、複数年度にわたって情報関係のシステムを整備する事業等について、当該事業の政策体系上の位置付けを明確にした上で、事業ごとの定量的な目標を設定して、厳格な事後評価を実施することにより、事業の性格に応じた予算執行の弾力化を効率的に行い、その効果を予算に反映するもの

表6　事後評価の対象（平成26年度）

府省等名	未着手若しくは未了又は基本方針に定める租税特別措置等以外の定め	事後評価の実施が義務付けられているもの以外の具体的な評価対象				
		主要な行政目的に係る政策	事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるものなど	成果重視事業	事前評価義務租特以外の租税特別措置等	その他
内閣府	○	○	○	○	○	－
宮内庁	○	－	○	－	－	－
公正取引委員会	○	○	○	－	－	－
国家公安委員会・警察庁	○	○	○	－	－	－
特定個人情報保護委員会	○	○	－	－	－	－
金融庁	○	○	○	○	○	－
消費者庁	○	○	○	○	－	－
復興庁	○	○	○	○	○	－
総務省	○	○	○	○	－	－
公害等調整委員会	○	○	－	－	－	－
法務省	○	○	○	○	－	－
外務省	○	○	－	○	○	－
財務省	○	○	－	－	○	－
文部科学省	○	○	○	－	－	－
厚生労働省	○	○	○	○	－	○
農林水産省	○	○	－	○	○	○
経済産業省	○	○	－	－	－	－
国土交通省	○	○	－	－	○	○
環境省	○	○	－	－	○	－
原子力規制委員会	○	○	－	－	－	－
防衛省	○	○	○	－	－	－
計	21	20	12	9	8	3

（注）　該当するものに「○」を表示している。

ウ　各府省等における政策評価の実施状況

(ｱ) 各府省等における政策評価の対象別及び評価時期別の実施状況

21府省等が22年度から26年度までの間に実施した政策（狭義）、施策及び事務事業の3区分に係る政策評価計10,850件について、その実施状況を概観すると表7のとおりである。

表7　21府省等における政策評価の実施状況（平成22年度～26年度）　（単位：件）

区分	平成22年度			23年度			24年度			25年度			26年度			合計		
	事前評価	事後評価	計	事前評価	事後評価	計	事前評価	事後評価	計	事前評価	事後評価	計	事前評価	事後評価	計	事前評価	事後評価	合計
政策(狭義)及び施策	39	450	489	5	396	401	5	380	385	－	382	382	－	308	308	49	1,916	1,965
事務事業	829	1,077	1,906	767	1,121	1,888	824	873	1,697	864	904	1,768	798	828	1,626	4,082	4,803	8,885
計	868	1,527	2,395	772	1,517	2,289	829	1,253	2,082	864	1,286	2,150	798	1,136	1,934	4,131	6,719	10,850

そして、政策（狭義）及び施策に係るものと事務事業に係るものに大別して示すと、次のとおりである。

a　政策（狭義）及び施策に係る政策評価の実施状況

政策（狭義）及び施策に係る事前評価は、前記のとおり、その実施が義務付けられていないが、表8のとおり、農林水産、経済産業両省において、基本計画等に定められた計49件が自主的に実施されていた（府省等別の内訳は別表2参照）。また、未着手のものなど事後評価が義務付けられたものは該当がないため実施されていなかったが、各府省等の基本計画等に定められた計1,916件が自主的に実施されていた（府省等別の内訳は別表3参照）。

上記のように、事前評価よりも事後評価の実施件数が多くなっていたのは、新規に採択される政策（狭義）及び施策が少なく、また、政策効果に着目した達成すべき目標の達成度合いを事後に評価する方法が主として用いられていたことなどによるものである。

表8　21府省等における政策（狭義）及び施策に係る政策評価の実施状況（平成22年度～26年度）

（単位：件）

区分			平成22年度			23年度			24年度			25年度			26年度			合計		
			義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	合計
事前評価	政策(狭義)及び施策	個別の施策	／	39	39	／	5	5	／	5	5	／	-	-	／	-	-	／	49	49
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ	／	-	-	／	-	-	／	-	-	／	-	-	／	-	-	／	-	-
	計		／	39	39	／	5	5	／	5	5	／	-	-	／	-	-	／	49	49
事後評価	政策(狭義)及び施策	個別の施策	-	394	394	-	351	351	-	344	344	-	349	349	-	296	296	-	1,734	1,734
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ	-	56	56	-	45	45	-	36	36	-	33	33	-	12	12	-	182	182
	計		-	450	450	-	396	396	-	380	380	-	382	382	-	308	308	-	1,916	1,916
合　計			-	489	489	-	401	401	-	385	385	-	382	382	-	308	308	-	1,965	1,965

（注）　事後評価の「義務付け」の対象は、未着手又は未了の政策（狭義）及び施策である。

b　事務事業に係る政策評価の実施状況

事務事業に係る事前評価は、表9のとおり、22年度から26年度の間に計4,082件実施されており、このうち事前評価義務事業に係るものが計2,702件実施され、公共事業が事前評価義務事業全体の42.9％を占めていた（府省等別の内訳は別表4参照）。そして、自主的に事前評価が実施された事務事業は計1,380件あり、これを分野別にみると、5分野の事務事業のうち研究開発が32.2％、公共事業が25.5％、5分野の事務事業以外の事務事業が27.6％などとなっていた。

また、事後評価については、22年度から26年度の間に計4,803件実施されており、このうち、事後評価が義務付けられた未着手又は未了の事務事業、租税特別措置等に係るものが551件実施され、公共事業が67.5%を占めていた（府省等別の内訳は別表5参照）。そして、自主的に事後評価が実施された事務事業は計4,252件あり、公共事業が84.0%を占めていた。

表9　21府省等における事務事業に係る政策評価の実施状況（平成22年度～26年度）

（単位：件、%）

区分			平成22年度			23年度			24年度			25年度			26年度			合計				
			義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	構成比	自主的	構成比	合計
事前評価	5分野の事務事業	研究開発	19	115	134	37	105	142	34	88	122	99	70	169	38	67	105	227	8.4	445	32.2	672
		公共事業	259	48	307	231	40	271	193	163	356	209	30	239	269	71	340	1,161	42.9	352	25.5	1,513
		政府開発援助	39	－	39	58	－	58	65	－	65	67	－	67	63	－	63	292	10.8	－	－	292
		規制	55	3	58	77	4	81	59	3	62	119	6	125	86	3	89	396	14.6	19	1.3	415
		租税特別措置等	155	36	191	95	46	141	108	33	141	158	39	197	110	28	138	626	23.1	182	13.1	808
	5分野の事務事業以外の事務事業			100	100		74	74		78	78		67	67		63	63			382	27.6	382
	計		527	302	829	498	269	767	459	365	824	652	212	864	566	232	798	2,702	100	1,380	100	4,082
事後評価	5分野の事務事業	研究開発	－	84	84	－	90	90	－	96	96	－	70	70	－	61	61	－	－	401	9.4	401
		公共事業	111	769	880	89	830	919	123	558	681	22	719	741	27	698	725	372	67.5	3,574	84.0	3,946
		政府開発援助	13	－	13	18	－	18	11	－	11	7	－	7	8	－	8	57	10.3	－	－	57
		規制	－	2	2	－	11	11	－	7	7	－	3	3	－	1	1	－	－	24	0.5	24
		租税特別措置等	28	3	31	10	15	25	30	－	30	48	－	48	6	1	7	122	22.1	19	0.4	141
	5分野の事務事業以外の事務事業		－	67	67	－	58	58	－	48	48	－	35	35	－	26	26	－	－	234	5.5	234
	計		152	925	1,077	117	1,004	1,121	164	709	873	77	827	904	41	787	828	551	100	4,252	100	4,803
合計			679	1,227	1,906	615	1,273	1,888	623	1,074	1,697	729	1,039	1,768	607	1,019	1,626	3,253		5,632		8,885

（注）　事後評価の「義務付け」の対象は、未着手又は未了の事務事業のほか、基本方針で定められて実施した租税特別措置等である。

(ｲ) 各府省等の実施施策に係る決算額に対する政策評価が実施されたものの割合

a　各府省等の実施施策に係る決算額に対する事後評価が実施された施策に係る決算額の割合

政策（狭義）及び施策に係る政策評価においては、前記表8のとおり、主として事後評価が実施されており、そのほとんどが施策に係るものとなっている。

そこで、22年度から26年度までの間に実施された施策に係る事後評価の実施状況について、これらの評価対象年度である21年度から25年度までの政策体系上の施策に係る決算額（以下「施策に係る決算額」という。）から複数の施策にまたがる決算額を除いた額（以下「個別施策に係る決算額」という。）を算

出して、20府省等における個別施策に係る決算額の合計額に対する翌年度に事後評価が実施された施策の割合をみると、表10のとおり、計77.2%となっていた（府省等別の内訳は別表6参照）。

そして、これを年度別にみると、25年度の個別施策に係る決算額に対する26年度に事後評価が実施された施策の割合が最も低くなっていた。これは、主として、公正取引委員会及び総務、国土交通両省において、目標管理型ガイドラインを踏まえ、業務量等を勘案して、26年度から数年おきに事後評価を実施するとしたことによるものであり、公正取引委員会は100%から3.2%、総務省は100%から3.7%及び国土交通省は100%から0%とそれぞれ大幅に下がっていた。

表10　個別施策に係る決算額に対する翌年度に事後評価が実施された施策の割合（平成21年度～25年度）

（単位：百万円、%）

施策実施年度	20府省等の決算額の合計 (A)	(A)のうち施策に係る決算額 (B)	(B)のうち個別施策に係る決算額 (C)	(C)のうち翌年度に事後評価が実施された施策に係る決算額 (D)	(C)に対する(D)の割合 (D)/(C)
平成21年度	448,073,523	432,298,651	422,370,157	331,324,264	78.4
22年度	439,355,085	428,884,866	419,052,071	306,891,784	73.2
23年度	476,104,203	469,564,541	460,115,158	371,953,735	80.8
24年度	476,127,654	461,834,905	455,827,354	436,284,567	95.7
25年度	486,121,956	468,993,285	462,562,998	267,719,824	57.8
計	2,325,782,423	2,261,576,250	2,219,927,740	1,714,174,176	77.2

注(1)　宮内庁は、実施している事務事業が行政事業レビューの対象ではないなど政策評価の対象となる政策が限られていることから、政策評価に係る政策体系を策定していないため、集計に含めていない。

注(2)　(A)欄「20府省等の決算額の合計」と(B)欄「(A)のうち施策に係る決算額」との間に開差があるのは、(B)欄には、政策体系上の施策に直接関連付けることが困難な職員の人件費等に係る決算額を含めていないことによる。

また、個別施策に係る決算額に対する翌年度に事後評価が実施された施策に係る決算額の割合について、21年度から25年度まで主要経費別にみると、表11のとおり、防衛関係費が0.0%となっていた一方、中小企業対策費（99.9%）、経済協力費（97.6%）、国債費（97.1%）及びその他の事項経費（94.5%）が90%を超えるものとなっていた。なお、防衛関係費が0.0%となっていた理由について、防衛省は、施策に係る事後評価を実施する代わりに、事務事業に係る事後評価を実施していたことなどによるとしており、また、社会保障関係費が26.5%となっていた理由について、厚生労働省は、政策体系上の各施策につい

て、基本計画の計画期間である5年の間に事後評価を1回実施するとしていることから、公的年金制度及び医療保険制度に係る施策の事後評価も同様に実施していたことなどによるものである。

表11　個別施策に係る決算額に対する翌年度に事後評価が実施された施策に係る決算額の主要経費別の割合（平成21年度～25年度）　（単位：億円、%）

主要経費別	施策に係る決算額のうち個別施策に係る決算額（A）						（A）のうち翌年度に事後評価が実施された施策に係る決算額						
	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計（B）	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計（C）	(B)に対する(C)の割合 (C)/(B)
社会保障関係費	103兆2164	105兆4992	107兆0989	106兆8805	107兆2286	529兆9238	21兆1210	3326	25兆4251	93兆2897	4578	140兆6262	26.5
文教及び科学振興費	4兆0430	3兆9893	4兆1648	4兆0194	4兆2953	20兆5120	3兆8110	2兆9970	3兆5759	2兆9388	3兆4718	16兆7948	81.8
国債費	239兆8643	240兆6377	268兆3236	266兆1550	272兆5896	1287兆5705	239兆5960	239兆1517	268兆3236	266兆1550	237兆4770	1250兆7034	97.1
恩給関係費	7804	7091	6384	5704	5042	3兆2026	7428	6762	6086	5686	－	2兆5964	81.0
地方財政関係費	34兆1520	38兆4362	40兆7368	38兆2438	38兆4104	189兆9795	34兆1520	38兆4362	40兆7368	38兆2438	2兆5588	154兆1278	81.1
防衛関係費	3兆8833	3兆7236	3兆7740	3兆8646	3兆8570	19兆1027	1	1	1	2	4	11	0.0
公共事業関係費	10兆8027	6兆3299	7兆0894	6兆5553	8兆6338	39兆4112	9兆4436	6兆3299	7兆0211	6兆4253	7557	29兆9759	76.0
経済協力費	8006	7457	6198	6244	6509	3兆4417	7899	7113	6126	6015	6444	3兆3598	97.6
中小企業対策費	2兆8836	7976	2兆0846	9228	5251	7兆2139	2兆8836	7976	2兆0836	9228	5228	7兆2105	99.9
エネルギー対策費	4606	4394	4216	1兆0167	1兆1137	3兆4522	4606	811	4216	6461	1兆1137	2兆7233	78.8
食料安定供給関係費	2兆6359	2兆5317	2兆9492	2兆6788	2兆3310	13兆1267	－	2兆5317	1兆8656	2兆6788	1兆5629	8兆6390	65.8
その他の事項経費	18兆8468	15兆2121	22兆2134	24兆2952	22兆4227	102兆9904	18兆3232	14兆8459	21兆2787	23兆8133	19兆1540	97兆4153	94.5
計	422兆3701	419兆0520	460兆1151	455兆8273	462兆5629	2219兆9277	331兆3242	306兆8917	371兆9537	436兆2845	267兆7198	1714兆1741	

b　各府省等の実施施策に係る決算額に対する事前評価が実施された事務事業に係る決算額の割合

事務事業に係る政策評価においては、前記のとおり、事前評価義務事業に加えて、事前評価義務事業以外の事務事業についても、積極的に事前評価を実施するよう努めることとなっている。また、事務事業の中には、公共事業のように、事前評価後に事業が採択されてから長期間にわたって実施されるものが多数存在する。

そこで、24年度までに事務事業に係る事前評価が実施されていて、かつ、25年度に実施された事務事業に係る25年度決算額をみると、表12のとおり、計4兆7106億余円となっており、25年度に実施された施策に係る決算額の合計額に対する割合は1.0%と低いものとなっていた。

一方で、前記表10のとおり、政策体系において上位に位置する各府省等の実施施策に係る決算額に対する事後評価が実施された施策に係る決算額の割合は77.2%と高いものとなっており、また、事務事業については、各府省等において、政策評価とは別に、原則として、予算の概算要求を伴う全ての事務事業を対象として、行政事業レビューが実施されている。

表12　各府省等の実施施策に係る決算額に対する、平成24年度までに事務事業に係る事前評価が実施されていて、かつ、25年度に実施された事務事業に係る決算額の割合（平成25年度）

（単位：百万円、%）

府省等名	平成24年度までに事務事業に係る事前評価が実施されていて、かつ、25年度に実施された事務事業に係る25年度決算額					25年度に実施された施策に係る決算額(B)	(B)に対する(A)の割合
	研究開発(ア)	公共事業(イ)	政府開発援助(ウ)	(ア)～(ウ)以外の事務事業	計(A)		(A)/(B)
内閣府	-	-	-	-	-	160,515	-
公正取引委員会	-	-	-	-	-	599	-
国家公安委員会・警察庁	-	-	-	-	-	255,676	-
特定個人情報保護委員会	-	-	-	-	-	1	-
金融庁	-	-	-	503	503	3,034	16.6
消費者庁	-	-	-	-	-	3,333	-
復興庁	-	-	-	-	-	32,479	-
総務省	19,357	-	-	-	19,357	74,093,599	0.0
公害等調整委員会	-	-	-	-	-	48	-
法務省	-	-	-	6,221	6,221	236,057	2.6
外務省	-	-	30,895	-	30,895	658,162	4.6
財務省	-	-	-	-	-	248,980,330	-
文部科学省	283,159	-	-	2,408,997	2,692,156	6,291,796	42.7
厚生労働省	45,016	67,828	-	190,438	303,283	109,279,019	0.2
農林水産省	14,307	320,400	-	-	334,708	4,538,049	7.3
経済産業省	(注)　-	507	-	-	507	7,752,587	0.0
国土交通省	1,986	741,017	-	40,577	783,581	11,556,756	6.7
環境省	-	78,112	-	-	78,112	1,204,030	6.4
原子力規制委員会	-	-	-	-	-	83,712	-
防衛省	86,201	-	-	375,145	461,346	3,863,491	11.9
計	450,029	1,207,868	30,895	3,021,883	4,710,676	468,993,285	1.0

（注）　経済産業省の「研究開発(ア)」欄が「－」となっているのは、同省においては、平成25年度から研究開発を事務事業として事前評価が実施されているが、24年度までは研究開発を施策の一部として位置付け、研究開発を含めた施策単位で事前評価が実施されたためである。

(2) 政策体系における区分別の政策評価の実施状況

26年度に実施された政策評価の実施状況について、政策（狭義）及び施策に係る区分と事務事業に係る区分とに大別して示すと、次のとおりである。

ア　政策（狭義）及び施策に係る政策評価の実施状況

(ア) 各府省等における政策（狭義）及び施策に係る政策評価の概要等

21府省等は、26年度に、前記表8のとおり、政策（狭義）及び施策に係る事前評

価を実施しておらず、事後評価を計308件実施していた。そして、このうち296件について、宮内庁、特定個人情報保護委員会及び国土交通、防衛両省を除く17府省等は、目標管理型の政策評価を実施していた（内訳は別表7参照）。

また、残りの12件について、国家公安委員会・警察庁及び厚生労働、農林水産、国土交通各省の4府省等は、政策体系上の政策のうち政策効果の発現に一定の期間を要するもの又は複数の施策にまたがるものなどの特定のテーマを対象に、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて総合的に分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなどの方法により事後評価を実施していた（内訳は別表8参照）。

(ｲ) 目標管理型の政策評価の実施状況

17府省等は、施策の目標や、それらの目標を達成するための事務事業等の手段（以下「達成手段」という。）等がどのように目標の実現に寄与するかなどに係る事前の想定を明確にして、事後に当該想定を検証し、政策の改善に反映させるなどのために、目標管理型の政策評価の実施に当たっては、目標管理型ガイドラインに基づき、事後評価を実施する前の段階として、対象となる施策ごとに、予算や決算の情報とともに、達成すべき目標、その達成度合いを測定するための測定指標や、達成手段、政策評価の実施予定時期等を記載した事前分析表を、政策評価有識者会合における意見を踏まえるなどして、作成することとしている。

そして、17府省等は、事前分析表で設定した各測定指標における実績値等を基にそれぞれの目標値等の達成状況を測り、目標達成度合いに係る前記の5区分による各府省等の判定方法を用いて達成度合いを判定するとともに、評価結果の次期目標等への反映の方向性等を評価書に記載して、毎年、8月末（一部の府省等を除く。）を目途として評価書を作成して公表することにしている。

また、国土交通省は、前記のとおり、26年度に、目標管理型の政策評価による事後評価を実施していないが、全ての施策について、事前分析表で設定した測定指標における実績値を測定するなどして目標の達成度合いを測定するモニタリングを実施しており、27年度以降に事後評価を実施することとしている。

そこで、17府省等及び26年度にモニタリングを実施していた国土交通省の計18府省等において、26年度の目標管理型の政策評価の実施状況をみると、表13のとおり、25年度に実施された施策のうち評価の対象となる施策（以下「評価対象施

策」という。）計479件のうち、前記の296件（61.7%）は事後評価が実施されており、残りの183件（38.2%）は8府省等においてモニタリングが実施されていた。

表13　目標管理型の政策評価の実施状況（平成26年度）　（単位：件、%）

府省等名	評価対象施策数	うち評価実施施策数	うちモニタリング実施施策数
内閣府	78	78	－
公正取引委員会	8	1	7
国家公安委員会・警察庁	18	18	－
金融庁	20	20	－
消費者庁	10	10	－
復興庁	4	1	3
総務省	19	6	13
公害等調整委員会	3	3	－
法務省	17	17	－
外務省	19	10	9
財務省	31	31	－
文部科学省	46	19	27
厚生労働省	71	14	57
農林水産省	16	16	－
経済産業省	27	27	－
国土交通省	44	－	44
環境省	45	22	23
原子力規制委員会	3	3	－
計	479	296	183
（構成比）	（100）	（61.7）	（38.2）

（注）　国土交通省は、平成26年度から2年ごとに目標管理型の政策評価を実施することとし、25、26両年度の目標に対する実績については、27年度に目標管理型の政策評価を実施する予定となっている。

なお、目標管理型の政策評価を実施していなかった理由について、宮内庁は、施策に係る事後評価を実施する代わりに、政策評価の対象となる事務事業に係る事後評価を実施することとしていたこと、特定個人情報保護委員会は、26年1月に発足したことにより、初回の評価実施時期を27年度としていたこと、防衛省は、前記のとおり、施策に係る事後評価を実施する代わりに、事務事業に係る事後評価を実施していたことなどによるものであり、特定個人情報保護委員会及び防衛省は、26年度に事前分析表を作成して、27年度から目標管理型の政策評価を実施することとしている。

a　施策の目標達成度合いの判定状況等

目標管理型ガイドラインにおいて、施策の目標達成度合いに係る前記の5区分を適用する際の各府省等共通の判定基準が示されており、その具体的な内容は、表14のとおりとなっている。

表14　目標管理型ガイドラインが示す施策の目標達成度合いの各府省等共通の判定基準

各府省等共通の5区分	5区分を適用する際の各府省等共通の判定基準
目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの
目標達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの
相当程度進展あり	一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さずに目標達成が可能であると考えられるもの
進展が大きくない	一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの
目標に向かっていない	主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

17府省等が26年度に目標管理型の政策評価による事後評価を実施した施策について、目標達成度合いの判定方法をみると、表15のとおり、3府省等は、目標達成度合いの判定結果の客観性や統一性をより確保するなどのため、目標管理型ガイドラインが示す各府省等共通の判定基準を基に、より具体的な判定基準を定めていた。

表15　施策の目標達成度合いの判定基準の設定内容

府省等名	判定基準の設定内容				
	目標超過達成	目標達成	相当程度進展あり	進展が大きくない	目標に向かっていない
金融庁	主要な測定指標の目標が大幅に上回って達成しており、その他の測定指標の目標も、大幅に上回って達成若しくは達成している場合	主要な測定指標の目標が達成しており、その他の測定指標の目標が、大幅に上回って達成若しくは達成している場合	主要な測定指標の目標が達成若しくは達成に近い状況にあり、その他の測定指標の目標に、一部未達成のものがある場合	主要な測定指標の目標が未達成で、その他の測定指標の目標にも、一部未達成のものがある場合	主要な測定指標の目標が未達成で、その他の測定指標の目標も、未達成の場合
厚生労働省	全ての測定指標の達成状況欄が「達成」又は「おおむね達成」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの	全ての測定指標の達成状況は「達成」又は「おおむね達成」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの	一部の測定指標の達成状況が「未達成」となったが、主要な測定指標の達成状況は「達成」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さずに目標達成が可能であるもの	一部の測定指標の達成状況が「未達成」となり、かつ主要な測定指標の達成状況が「おおむね達成」で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの	主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「未達成」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの
農林水産省	全ての指標が「150%超」又は「90%以上」、 主要な指標のうち「150%超」が半数以上	全ての指標が「150%超」又は「90%以上」、 主要な指標のうち「150%超」が半数未満	「50%～90%」又は「50%未満」の測定指標を含み、 主要な指標のうち「150%超」、「90%以上」及び「50%～90%（ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く。）」が半数以上、かつ、 主要な指標のうち「50%未満」が4分の1以下	「50%～90%」又は「50%未満」の測定指標を含み、 「相当程度進展あり」及び「目標に向かっていない」のいずれにも該当しない場合	「50%～90%」又は「50%未満」の測定指標を含み、 主要な指標のうち「50%未満」が半数以上、かつ、 主要な指標のうち「150%超」、「90%以上」及び「50%～90%（ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く。）」が4分の1以下

そして、目標管理型の政策評価による事後評価が実施された前記の296件について、目標達成度合いの判定結果をみると、表16のとおり、「目標に向かっていない」と判定されたものはなく、「目標超過達成」は5件（1.6%）、「目標達成」は122件（41.2%）、「相当程度進展あり」は138件（46.6%）、「進展が大きくない」は27件（9.1%）であり、判定されなかったものは4件（1.3%）となっている。

表16　施策の目標達成度合いの判定状況（平成26年度）　（単位：件、%）

府省等名		判定されたもの	判定結果					判定されなかったもの	計
			目標超過達成	目標達成	相当程度進展あり	進展が大きくない（注）	目標に向かっていない		
内閣府		77	3	36	22	16	－	1	78
公正取引委員会		1	－	－	1	－	－	－	1
国家公安委員会・警察庁		18	－	5	10	3	－	－	18
金融庁		20	－	6	13	1	－	－	20
消費者庁		10	－	4	6	－	－	－	10
復興庁		1	－	1	－	－	－	－	1
総務省		6	－	1	4	1	－	－	6
公害等調整委員会		3	－	3	－	－	－	－	3
法務省		17	－	11	6	－	－	－	17
外務省		10	－	3	7	－	－	－	10
財務省		31	－	16	13	2	－	－	31
文部科学省		19	－	6	13	－	－	－	19
厚生労働省		14	2	11	－	1	－	－	14
農林水産省		16	－	1	15	－	－	－	16
経済産業省		24	－	7	17	－	－	3	27
環境省		22	－	9	10	3	－	－	22
原子力規制委員会		3	－	2	1	－	－	－	3
計		292	5	122	138	27	－	4	296
	（構成比）	(98.6)	(1.6)	(41.2)	(46.6)	(9.1)	(－)	(1.3)	(100)

（注）　「進展が大きくない」と判定された27件の予算等への反映状況については、「(3) 事前評価後の各府省等における対応状況等」の「イ　政策評価の評価結果の予算等への反映状況」に後述する。

また、判定されなかった4件についてみると、内閣府の1件は、26年度に当該施策に係る事後評価を実施するとしていたが、沖縄県における社会資本に関する測定指標の実績値を事後評価の実施時期までに集計するには時間を要することなどから、12の測定指標全てにおいて測定を実施することができず、目標達成度合いを判定することができなかったとしている。経済産業省の3件は、26年度に当該施策に係る事後評価を実施するとしていたが、「資源及び燃料」、「新エネルギー及び省エネルギー」及び「電力及びガス」の各施策に係る測定指標の根拠となる長期エネルギー需給見通しが決定されていないことから、測定指標を設定することができず、目標達成度合いを判定することができなかっ

たとしている。

b　測定指標の設定状況等

前記18府省等の26年度の評価対象施策計479件について、測定指標の設定状況をみると、表17のとおり、設定された評価対象施策に係る計2,307指標に対して、定量的な目標値等が設定されたものは1,714指標（74.2%）、定性的な目標等が設定されたものは593指標（25.7%）となっている。そして、定量的な目標値等が設定された上記1,714指標のうち768指標（44.8%）は、評価対象施策の達成手段である事務事業が行政事業レビューの対象にもなっていて、同レビューで設定された成果指標（注8）又は活動指標（注9）と同一のものとなっている。

表17　測定指標の設定状況（平成26年度）　（単位：件、指標、%）

府省等名	評価対象施策数	評価対象施策に係る測定指標数 (A)	うち定量的な目標値等が設定された測定指標数 (B)	割合 (B)/(A)	うち行政事業レビューの成果指標又は活動指標と同一のものが設定されたもの (C)	割合 (C)/(B)	うち定性的な目標等が設定された測定指標数 (D)	割合 (D)/(A)
内閣府	78	201	147		81		54	
公正取引委員会	8	30	16		2		14	
国家公安委員会・警察庁	18	39	34		10		5	
金融庁	20	104	19		2		85	
消費者庁	10	102	50		24		52	
復興庁	4	6	1		1		5	
総務省	19	187	138		81		49	
公害等調整委員会	3	10	10		3		-	
法務省	17	40	16		6		24	
外務省	19	220	54		11		166	
財務省	31	48	48		2		-	
文部科学省	46	447	381		196		66	
厚生労働省	71	257	245		115		12	
農林水産省	16	129	129		91		-	
経済産業省	27	76	48		13		28	
国土交通省	44	246	246		129		-	
環境省	45	141	123		-		18	
原子力規制委員会	3	24	9		1		15	
計	479	2,307	1,714	74.2	768	44.8	593	25.7

また、定性的な目標等が設定された上記の593指標についてみると、表18のとおり、391指標（65.9%）は、測定指標として「ＩＴ投資における効果の状況」や「電源立地対策の進捗状況」などと設定されたものの、測定指標が目標を達成したか否かを判定するための目標を達成すべき時期及び目標とする対象並びに実現すべき内容の水準が、あらかじめ事前分析表に具体的に定められていなかった。また、定性的な目標等が設定された上記593指標のうち事後評価が実施

された施策に係る419指標についてみると、103指標（24.5%）は、測定指標として「障害者・高齢者向けのＩＣＴサービスの充実」（注10）や「認証基盤整備の推進」などと設定されたものの、定性的な測定指標が目標等を達成したか否かを判定するための目標を達成すべき時期及び目標とする対象並びに実現すべき内容の水準が、具体的に定められていなかった。

（注8）　成果指標　　事業の目的に照らして、達成すべき成果に関する目標を数値で定量的に表したもの
（注9）　活動指標　　各事業における事業の箇所数、件数、人数等の事業の活動内容を数値で定量的に表したもの
（注10）　ＩＣＴ　　情報通信技術（Information and Communication Technology）の略称

表18　定性的な測定指標の設定状況（平成26年度）　（単位：件、指標、%）

府省等名	評価対象施策数	定性的な目標等が設定された測定指標数 (A)	うち目標を達成すべき時期及び目標とする対象並びに実現すべき内容の水準が、あらかじめ事前分析表に具体的に定められていなかったもの (B)	割合 (B)/(A)	定性的な目標等が設定された測定指標のうち事後評価が実施された施策に係る測定指標数 (C)	うち目標を達成すべき時期及び目標とする対象並びに実現すべき内容の水準が、具体的に定められていなかったもの (D)	割合 (D)/(C)
内閣府	78	54	8		54	－	
公正取引委員会	8	14	－		1	－	
国家公安委員会・警察庁	18	5	5		5	3	
金融庁	20	85	－		85	－	
消費者庁	10	52	52		52	－	
復興庁	4	5	5		3	2	
総務省	19	49	49		21	21	
公害等調整委員会	3	－	－		－	－	
法務省	17	24	13		24	12	
外務省	19	166	166		81	－	
財務省	31	－	－		－	－	
文部科学省	46	66	66		36	36	
厚生労働省	71	12	12		5	－	
農林水産省	16	－	－		－	－	
経済産業省	27	28	1		28	22	
国土交通省	44	－	－		－	－	
環境省	45	18	14		9	7	
原子力規制委員会	3	15	－		15	－	
計	479	593	391	65.9	419	103	24.5

さらに、測定指標の設定状況を評価対象の施策単位でみると、表19のとおり、前記18府省等の26年度の評価対象施策計479件のうち18件（3.7%）は、財務、文部科学、経済産業各省の3府省等において、測定指標が設定されておらず、施策の実施状況を基に判定されるなどしていた。

また、定量的な測定指標が設定されたものは398件（83.0%）、定性的な測定指標のみが設定されたものは63件（13.1%）となっている。そして、定性的な測定指標のみが設定された理由について、政策評価を実施した10府省等は、施

策の性質上、事業の効果を把握できる定量的な測定指標を設定することが困難であったり、定量的な測定指標では政策効果を十分測定できなかったり、定量的な測定指標では多面的な政策の一側面を示すことしかできず施策の全般的な進捗を示すことが困難であったりなどしていたためとしている。

表19　施策単位の測定指標の設定状況（平成26年度）　（単位：件、%）

府省等名	評価対象施策数	うち測定指標が設定されていなかった施策数	うち定量的な測定指標が設定された施策数	うち定性的な測定指標のみが設定された施策数
内閣府	78	－	54	24
公正取引委員会	8	－	8	－
国家公安委員会・警察庁	18	－	18	－
金融庁	20	－	7	13
消費者庁	10	－	9	1
復興庁	4	－	1	3
総務省	19	－	18	1
公害等調整委員会	3	－	3	－
法務省	17	－	9	8
外務省	19	－	14	5
財務省	31	14	17	－
文部科学省	46	1	43	2
厚生労働省	71	－	71	－
農林水産省	16	－	16	－
経済産業省	27	3	20	4
国土交通省	44	－	44	－
環境省	45	－	43	2
原子力規制委員会	3	－	3	－
計	479	18	398	63
（構成比）	（100）	（3.7）	（83.0）	（13.1）

目標管理型の政策評価の実施に当たっては、施策の効果を客観的に把握するため、測定指標を設定することが必要である。そして、測定指標の設定の際には、定量的な測定指標をできる限り設定し、定量的な測定指標を設定することが困難な場合であっても、目標を達成すべき時期及び目標とする対象並びに実現すべき内容の水準を、あらかじめ事前分析表に具体的に定めておくことなどにより、事後にその達成度合いを検証できる定性的な指標を設定するよう努めることが必要である。

c　測定指標における目標の達成度合いの判定状況等

総務省は、測定指標における目標の達成度合いの判定方法の参考として、25年12月に公表した「政策評価の重点化・標準化（概要）」において、「◎（大幅に上回って達成）」、「○（達成）」、「≒○（達成に近い未達成）」、「≠○（達成に近くない未達成）」及び「×（未達成）」の5区分の判定方法を公表している。

そこで、17府省等が26年度に実施した目標管理型の政策評価において設定された定量的な測定指標について、その目標達成度合いの判定方法をみると、15府省等は、それぞれ具体的な判定区分及び判定基準を定めて判定しており、復興庁及び公害等調整委員会の2府省等は、総務省が公表した上記5区分の判定方法によって判定していた。そして、15府省等における判定区分及び判定基準の設定内容をみると、表20のとおり、金融庁及び財務、文部科学、経済産業各省の4府省等は「達成」及び「未達成」の2区分を、その他の11府省等は、これを更に細分化して、3区分から5区分までの間でそれぞれ設定していた。また、内閣府及び農林水産、環境両省の3府省等は、具体的な数値で判断基準を定めていた。

表20　測定指標の目標達成度合いの判定区分及び判定基準の設定内容

<table>
<tr><th rowspan="2">府省等名</th><th colspan="6">判定基準の設定内容</th></tr>
<tr><th colspan="2">達成</th><th>おおむね達成</th><th colspan="3">未達成</th></tr>
<tr><td>内閣府</td><td colspan="2">計数が目標値を超えた場合</td><td>計数が目標値を超えなかった場合のうち、実績値が目標値の9割程度である場合</td><td colspan="3">計数が目標値を超えなかった場合</td></tr>
<tr><td>公正取引委員会</td><td colspan="2">目標値を達成している</td><td>－</td><td>相当程度進展あり</td><td>進展が大きくない</td><td>目標に向かっていない</td></tr>
<tr><td>国家公安委員会・警察庁</td><td colspan="2">達成していると認められるもの</td><td>達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められるもの</td><td colspan="3">達成しているとは認められないもの</td></tr>
<tr><td>金融庁</td><td colspan="2">測定指標の目標を達成しているもの</td><td>－</td><td colspan="3">測定指標の目標が未達成のもの</td></tr>
<tr><td>消費者庁</td><td colspan="2">実績(値)が目標(値)を超えた場合</td><td>目標未達成であるが程度が軽微であり、前向きに評価すべき場合</td><td colspan="3">目標未達成であり、左に該当しない場合</td></tr>
<tr><td>総務省</td><td colspan="2">目標達成</td><td>目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した</td><td colspan="3">目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない</td></tr>
<tr><td>法務省</td><td colspan="2">達成</td><td>おおむね達成</td><td colspan="3">未達成</td></tr>
<tr><td>外務省</td><td>目標を大幅に上回って達成した</td><td>目標を達成した</td><td>おおむね目標に近い進展を示した</td><td colspan="2">目標の達成に向け、一定の進展を示した</td><td>目標の達成に向け、ほとんど進展が見られない</td></tr>
<tr><td>財務省</td><td colspan="2">目標達成</td><td>－</td><td colspan="3">目標未達成</td></tr>
<tr><td>文部科学省</td><td colspan="2">目標が達成された</td><td>－</td><td colspan="3">目標が達成されなかった</td></tr>
<tr><td>厚生労働省</td><td colspan="2">達成</td><td>おおむね達成</td><td colspan="3">未達成</td></tr>
<tr><td>農林水産省</td><td>目標値に対する達成度合いが150%を超える</td><td>目標値に対する達成度合いが90%以上150%以下</td><td>目標値に対する達成度合いが50%以上90%未満</td><td colspan="3">目標値に対する達成度合いが50%未満</td></tr>
<tr><td>経済産業省</td><td colspan="2">実績値が目標値に達している場合</td><td>－</td><td colspan="3">実績値が目標値に達していない場合</td></tr>
<tr><td>環境省</td><td colspan="2">目標値に対する達成度合いが100～120%</td><td>目標値に対する達成度合いが90～100%</td><td colspan="3">目標値に対する達成度合いが90%未満</td></tr>
<tr><td>原子力規制委員会</td><td colspan="2">達成</td><td>おおむね達成</td><td colspan="3">未達成</td></tr>
</table>

（注）　表中の「達成」は、総務省が公表した「政策評価の重点化・標準化（概要）」において示されている「◎（大幅に上回って達成）」及び「○（達成）」、「おおむね達成」は「≒○（達成に近い未達成）」、「未達成」は「≠○（達成に近くない未達成）」及び「×（未達成）」に、それぞれ相当するものとして整理している。

次に、目標管理型の政策評価が実施された前記の296件について、設定された定量的な測定指標計835指標に係る目標の達成度合いの判定状況をみると、表21のとおり、「達成」と判定されたものは492指標（58.9%）、「おおむね達成」は107指標（12.8%）、「未達成」は109指標（13.0%）となっており、計708指標（84.7%）は判定されていた。一方で、残りの127指標（15.2%）は、目標年度を設定していたものの、その目標年度の前に実施することとしている事後評価時に、その進捗状況等を判定するための年度ごとの目標値を設定していなかったり、当該事後評価を26年度に実施することとしていたのに、数年おきに調査が実施されるために25年度の実績値がなかったりなどしていたため、「判定不能」と判定されていた。なお、「未達成」と判定された上記の109指標は、評価書においてその原因の分析が行われていた。

前記のとおり、事前分析表には、施策の目標や、それらの達成手段等がどのように目標の実現に寄与するかなどに係る事前の想定を明確にして、事後に当該想定を検証するなどのため、達成すべき目標、その達成度合いを測定する測定指標をあらかじめ設定しておくことになっている。このため、各府省等が測定指標を設定する際には、事後評価時に測定可能なものか、測定指標として妥当なものであるかについて、十分に検討した上で、適切に設定するよう努めることが必要である。

表21　定量的な測定指標の判定状況（平成26年度）　（単位：件、指標、%）

府省等名	目標管理型の政策評価が実施された施策数	目標管理型の政策評価が実施された施策について、設定された定量的な測定指標数	うち達成	うちおおむね達成	うち未達成	うち判定不能
内閣府	78	147	92	10	24	21
公正取引委員会	1	4	4	-	-	-
国家公安委員会・警察庁	18	34	14	14	6	-
金融庁	20	19	13	-	2	4
消費者庁	10	50	44	4	1	1
復興庁	1	-	-	-	-	-
総務省	6	51	26	9	-	16
公害等調整委員会	3	10	8	1	-	1
法務省	17	16	14	2	-	-
外務省	10	25	16	8	-	1
財務省	31	48	37	-	9	2
文部科学省	19	145	71	-	18	56
厚生労働省	14	40	25	13	1	1
農林水産省	16	129	75	39	10	5
経済産業省	27	48	20	-	28	-
環境省	22	60	26	5	10	19
原子力規制委員会	3	9	7	2	-	-
計	296	835	492	107	109	127
（構成比）		(100)	(58.9)	(12.8)	(13.0)	(15.2)

d　行政事業レビューに係る情報の活用状況

行政事業レビューの対象となる個々の事務事業は、施策の達成手段として基本的に位置付けられており、目標管理型ガイドライン等により、政策評価の事前分析表と行政事業レビューシートとにおける事業名及び事業番号の共通化等に取り組むこととなっている。

そこで、前記18府省等の26年度の評価対象施策計479件について、事前分析表の記載内容をみると、表22のとおり、479件に係る事前分析表の達成手段計4,551件のうち、25年度に実施された行政事業レビュー3,896件（85.6%）において、共通化された事業名及び事業番号が記載されており、相互の関係が明らかになるような取組が行われていた。また、施策単位でみると、目標管理型の政策評価が実施された前記296件のうち、事前分析表に行政事業レビューの対象となる事務事業が達成手段として記載されていたものは251件となっている。

表22　事前分析表における行政事業レビュー関係の記載内容及び行政事業レビューに係る情報の活用状況

（単位：件、%）

府省等名	評価対象施策数	評価対象施策に係る事前分析表の達成手段である事務事業の数	うち事前分析表に行政事業レビューの事業名及び事業番号が記載されていた行政事業レビューの事業数	評価対象施策のうち目標管理型の政策評価が実施された施策数	うち事前分析表に行政事業レビューの対象となる事務事業が達成手段として記載されていた施策数	うち評価書の「評価結果」欄に、行政事業レビューに係る情報を活用した旨が記載されていた施策数
内閣府	78	148	125	78	63	1
公正取引委員会	8	8	5	1	1	－
国家公安委員会・警察庁	18	112	82	18	14	－
金融庁	20	48	12	20	10	－
消費者庁	10	19	19	10	10	－
復興庁	4	9	8	1	1	－
総務省	19	159	158	6	6	－
公害等調整委員会	3	3	3	3	3	－
法務省	17	59	59	17	17	－
外務省	19	328	289	10	10	－
財務省	31	78	36	31	15	－
文部科学省	46	546	504	19	19	－
厚生労働省	71	877	876	14	14	－
農林水産省	16	541	295	16	16	1
経済産業省	27	732	572	27	27	－
国土交通省	44	471	448	－	－	－
環境省	45	373	365	22	22	－
原子力規制委員会	3	40	40	3	3	－
計	479	4,551	3,896	296	251	2
（構成比）		(100)	(85.6)			

事前評価が実施された事務事業に係る決算額の各府省等の施策に係る決算額の合計額に対する割合は、前記のとおり、低くなっていたものの、各府省等は、目標管理型ガイドラインに基づき、施策に係る目標管理型の政策評価と行政事業レビューによる事務事業の検証との連携を図るなどとしている。

そこで、事前分析表に行政事業レビューの対象となる事務事業が達成手段として記載されている前記の目標管理型の政策評価251件について、その評価対象年度である25年度に実施された事務事業を対象とする26年度の行政事業レビューに係る情報の事後評価時の活用状況をみると、前記表22のとおり、目標達成度合いの測定結果、施策の分析等が記載された評価書の「評価結果」欄に、行政事業レビューに係る情報を活用した旨が記載されていたものは、内閣府及び農林水産省の計2件のみとなっている。この2件以外について、17府省等は、評価書の作成の際に参考としたり、政策評価有識者会合と行政事業レビューの外部有識者会合との合同会合の際等に行政事業レビューに係る情報を活用したりしているなどとしていたものの、行政事業レビューに係る情報が、事後評価の評価結果に至るまでの過程でどのように活用されたのか、評価書上、不明確なものとなっていた。これについて、17府省等は、行政事業レビューにおいて設定された成果指標が、施策の目標達成度合いの判定に用いる測定指標と同一でなく、その判定に用いることができなかったためなどとしている。

しかし、施策は、達成手段である事務事業の実施によって具体的に遂行されるものであることから、当該事務事業が効率的かつ効果的に実施されたかについて、行政事業レビューに係る情報を活用して施策の分析を行うなど、事後評価の際にできる限り同情報を活用するとともに、その内容を評価書の「評価結果」欄に明示していくよう努めることが必要である。

e　施策の実施に要した執行額に関する評価の実施状況

25年度の実施施策に対して目標管理型の政策評価が実施された前記の296件について、評価書には「施策の予算額・執行額等」の欄が設けられていることなどから、25年度の予算額及び執行額が明示された上で事後評価が実施されているかをみると、表23のとおり、予算を伴わない施策のため、予算額及び執行額が評価書に明示されていなかった3府省等の30件を除いた17府省等の計266件のうち10府省等の176件（66.1%）については、25年度の予算額及び執行額が評価書に明示された上で、事後評価が実施されていた。

しかし、残りの12府省等の90件（33.8%）については、25年度の予算額が評価書に明示されているものの、評価書の様式では同年度の執行額の記載が任意とされているなどとして、執行額が明示されないまま、事後評価が実施されて

いた。これを府省等別にみると、全件において25年度の執行額が明示されていなかったのが7府省等、一部において25年度の執行額が明示されていなかったのが5府省等となっている。

表23　施策の執行額の把握状況及び評価の状況（平成26年度）　（単位：件、%）

府省等名	目標管理型の政策評価が実施された施策数 (A)	うち予算を伴わない施策のため、評価書に予算額及び執行額が明示されていなかった施策数 (B)	うち評価書に予算額及び執行額が明示されていた施策数 (A)-(B)=(C)	うち評価書に平成25年度の執行額が明示されないまま、事後評価が実施された施策数 (D)	割合 (D)/(C)	うち評価書に25年度の執行額が明示された上で、事後評価が実施された施策数 (E)	割合 (E)/(C)	うち評価書の執行額が施策に係る決算額となっていた施策数 (F)	割合 (F)/(E)	うち評価書の執行額が施策に係る決算額とは異なっていた施策数 (G)	割合 (G)/(E)
内閣府	78	10	68	1		67		48		19	
公正取引委員会	1	-	1	-		1		-		1	
国家公安委員会・警察庁	18	-	18	18		-		-		-	
金融庁	20	8	12	12		-		-		-	
消費者庁	10	-	10	-		10		-		10	
復興庁	1	-	1	1		-		-		-	
総務省	6	-	6	6		-		-		-	
公害等調整委員会	3	-	3	3		-		-		-	
法務省	17	-	17	1		16		12		4	
外務省	10	-	10	9		1		1		-	
財務省	31	12	19	19		-		-		-	
文部科学省	19	-	19	-		19		14		5	
厚生労働省	14	-	14	2		12		5		7	
農林水産省	16	-	16	-		16		3		13	
経済産業省	27	-	27	-		27		27		-	
環境省	22	-	22	15		7		-		7	
原子力規制委員会	3	-	3	3		-		-		-	
計	296	30	266	90	33.8	176	66.1	110	62.5	66	37.5

また、25年度の予算額及び執行額が明示された上で事後評価が実施された176件について、評価書に記載された執行額をみると、110件（62.5%）は、施策に係る決算額となっていた。しかし、残りの66件（37.5%）については、施策に係る決算額から評価対象施策の達成手段となっている事務事業の一部を除いた額となっていたり、評価対象施策の達成手段となっている事務事業のうち行政事業レビューの対象となった事務事業の執行額を集計した額となっていたりなどしていて、施策に係る決算額とは異なる額となっていた。

施策に係る決算額から評価対象施策の達成手段となっている一部の事務事業を除いた額が評価書に記載されていた事例を示すと、次のとおりである。

＜事例1＞　施策に係る決算額から評価対象施策の達成手段となっている一部の事務事業を除いた額が評価書に記載されていたもの

法務省は、平成25年度の実施施策である「出入国の公正な管理」に対して、26年度に目標管理型の政策評価を実施している。

同省は、当該施策の全体に係る決算額193億0894万余円のうち、当該施策の実施に必要な外国人出入国情報システム等の最適化に係る経費（123億4763万余円）については、別途、事務

事業に係る事後評価を実施していることから、当該施策に係る事後評価の対象にならないとして、上記の決算額からこの額を差し引いた額である69億6131万余円を、施策の執行額として評価書に記載していた。
なお、同省は、上記の施策に係る事後評価については26年度をもって終了したことから、27年度に実施した26年度の実施施策に係る目標管理型の政策評価においては、26年度における外国人出入国情報システム等の最適化に係る経費を合算した額を当該施策の執行額としている。

目標管理型の政策評価の実施に当たっては、効率性、有効性等の観点から評価するために、評価対象となる施策の予算に対する執行状況や当該施策の執行額を適切に把握するとともに、その額を評価書にできる限り明示した上で、事後評価を実施するよう努めることが必要である。

イ　事務事業に係る政策評価の実施状況

事務事業に係る政策評価の実施状況について、5分野の事務事業に係る各分野の事務事業と5分野の事務事業以外の事務事業とに分けて示すと、次のとおりである。

(ｱ) 研究開発

総務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、防衛各省の7府省等は、26年度に、事前評価105件及び事後評価61件の計166件の研究開発に係る政策評価を実施していた（事前評価の内訳は別表9-1、事後評価の内訳は別表9-2参照）。そして、この166件の評価項目や測定指標の設定状況等は、次のとおりである。

ａ　評価項目の設定状況等

上記の研究開発に係る政策評価166件について、評価時期別にその評価方法をみると、表24のとおり、事前評価105件においては、あらかじめ定められた評価項目について、外部の研究者等を中心に構成される評価者のコメントを主に定性的な記述に取りまとめた上で評価結果を決定する方法（以下「コメントによる評価」という。）により事前評価が実施されたものは69件（65.7%）、外部の研究者等を中心に構成される評価者があらかじめ定められた基準により、各評価項目の評点を付した上で評価結果を決定する方法（以下「評点による評価」という。）は35件（33.3%）、コメント及び評点にヒアリングを組み合わせた評価方法は1件（0.9%）となっている。また、事後評価61件においては、コメントによる評価は52件（85.2%）、評点による評価は8件（13.1%）、コメント及び評点にヒアリングを組み合わせた評価方法は1件（1.6%）となってい

る。

表24　評価時期別の評価方法（平成26年度）　（単位：件、%）

府省等名	評価時期	研究開発に係る政策評価件数	評価方法					
			コメントによる評価		評点による評価		コメント及び評点にヒアリングを組み合わせた評価	
				割合		割合		割合
総務省	事前評価	5	5	100	－	－	－	－
	事後評価	3	3	100	－	－	－	－
文部科学省	事前評価	5	5	100	－	－	－	－
	事後評価	－	－	－	－	－	－	－
厚生労働省	事前評価	1	－	－	－	－	1	100
	事後評価	1	－	－	－	－	1	100
農林水産省	事前評価	4	－	－	4	100	－	－
	事後評価	3	－	－	3	100	－	－
経済産業省	事前評価	9	9	100	－	－	－	－
	事後評価	－	－	－	－	－	－	－
国土交通省	事前評価	65	34	52.3	31	47.6	－	－
	事後評価	54	49	90.7	5	9.2	－	－
防衛省	事前評価	16	16	100	－	－	－	－
	事後評価	－	－	－	－	－	－	－
計	事前評価	105	69	65.7	35	33.3	1	0.9
	事後評価	61	52	85.2	8	13.1	1	1.6

そして、上記のコメントによる評価により実施された事前評価69件及び事後評価52件の計121件について、評価項目の設定状況をみると、表25のとおり、必要性、効率性、有効性等の観点について、3つの評価項目を設定して評価していたものは104件（85.9%）、5つの評価項目を設定してより細分化した評価をしていたものは9件（7.4%）などとなっている。

研究開発指針によれば、前記のとおり、必要性、効率性、有効性等の観点の下、適切な評価項目を設定するなどして評価することとされている。特に、費用及び効果に関する評価は重要なものと考えられることから、上記の121件について、費用及び効果に関する評価項目の設定状況をみると、独立した評価項目を設定して費用及び効果に関する評価を実施していたものはなく、5府省等は、費用及び効果に関する評価を、必要性、効率性、有効性等の観点に関して設定したいずれかの評価項目において、研究開発の実施体制や実施期間の妥当性に関する評価等と併せて評価したとしている。

しかし、上記121件の評価書に設定された当該評価項目をみると、研究開発の実施体制や実施期間の妥当性等に関する評価内容は具体的に記載されていたものの、費用及び効果に関する具体的な評価内容は記載されておらず、どのよう

な評価が行われたのかが分からない状況となっていた。

表25　コメントによる評価における評価項目の設定状況（平成26年度）　（単位：件、%）

府省等名	コメントによる評価件数	評価項目の設定数				費用及び効果に関する評価項目の設定状況			
		3項目	4項目	5項目	6項目	費用及び効果に関する具体的な評価内容は評価書に記載されておらず、どのような評価が行われたのかが分からない状況となっていたもの		評価内容を明確にしていたもの	
							割合		割合
総務省	8	－	－	－	8	8	100	－	－
文部科学省	5	5	－	－	－	5	100	－	－
経済産業省	9	－	－	9	－	9	100	－	－
国土交通省	83	83	－	－	－	83	100	－	－
防衛省	16	16	－	－	－	16	100	－	－
計	121	104	－	9	8	121	100	－	－
（構成比）		(85.9)	(－)	(7.4)	(6.6)				

次に、前記の表24で、評点による評価により実施された事前評価35件及び事後評価8件の計43件について、評価項目の設定状況をみると、表26のとおり、必要性、効率性、有効性等の観点について、3つの評価項目を設定して評価していたものは5件（11.6%）、4つの評価項目を設定してより細分化した評価をしていたものは25件（58.1%）などとなっている。そして、前記のコメントによる評価同様、上記の43件について、費用及び効果に関する評価項目の設定状況をみると、独立した評価項目を設定して費用及び効果に関する評価を実施していたものは4件（9.3%）となっている。これ以外の39件（90.6%）について、農林水産省、国土交通両省は、費用及び効果に関する評価を、必要性、効率性、有効性等の観点に関して設定したいずれかの評価項目において、研究開発の実施体制や実施期間の妥当性等と併せて評価したとしている。

しかし、上記39件の評価書に設定された当該評価項目をみると、研究開発の実施体制や実施期間の妥当性等に関する評価内容は具体的に記載されていたものの、前記のコメントによる評価121件と同様、費用及び効果に関する具体的な評価内容は記載されておらず、どのような評価が行われたのかが分からない状況となっていた。

表26　評点による評価における評価項目の設定状況（平成26年度）　（単位：件、%）

府省等名		評点による評価件数	評価項目の設定数						費用及び効果に関する評価項目の設定状況			
			3項目	4項目	5項目	6項目	7項目	8項目	費用及び効果に関する具体的な評価内容は評価書に記載されておらず、どのような評価が行われたのかが分からない状況となっていたもの		評価内容を明確にしていたもの	
										割合		割合
農林水産省		7	-	-	7	-	-	-	7	100	-	-
国土交通省		36	5	25	-	4	-	2	32	88.8	4	11.1
計		43	5	25	7	4	-	2	39	90.6	4	9.3
	(構成比)		(11.6)	(58.1)	(16.2)	(9.3)	(－)	(4.6)				

費用及び効果に関する具体的な評価内容が評価書に記載されておらず、どのような評価が行われたのかが分からないものの事例と、費用及び効果に関する独立した評価項目を設定して評価内容等を明確にしていた事例とを示すと、次のとおりである。

＜事例2＞　費用及び効果に関する具体的な評価内容が評価書に記載されておらず、どのような評価が行われたのかが分からないもの

文部科学省は、平成26年度に「感染症研究国際展開戦略プログラム（新規）」に係る事前評価を実施している。同省は、事前評価の実施に当たり、必要性の観点から「国費を用いた研究開発としての意義」、効率性の観点から「計画・実施体制の妥当性」及び有効性の観点から「研究開発の質の向上への貢献、人材の養成」の3つの評価項目を設定し、費用及び効果に関しては「計画・実施体制の妥当性」の評価項目において評価を実施していた。

しかし、費用及び効果に関する「計画・実施体制の妥当性」の評価項目について、研究開発の実施体制等に関する評価内容は評価書に具体的に記載されているものの、費用及び効果に関する具体的な評価内容は記載されておらず、どのような評価が行われたのかが分からないものとなっていた。

＜参考事例＞　費用及び効果に関する独立した評価項目を設定して、評価内容等を明確にしていたもの

国土交通省は、平成26年度に「カメラ画像を利用した大雪および暴風雪による視程障害・吹きだまり検知に関する技術開発」について、必要性の観点から「技術の優位性」、「技術開発への展開可能性」、効率性の観点から、「Ｆ／Ｓ(注)に係る実施計画の妥当性」、「事業化計画の信頼性」及び「費用対効果」並びに有効性等の観点から「ヒアリング評価」の計6つの評価項目を設定して、評点による評価で事前評価を実施している。

そして、同省は、本件の費用及び効果に関して、開発する技術の実行可能性を検証するための研究開発であり、当該研究開発の不確実性が高いことから、独立して設定した上記の「費用対効果」に係る評価項目により、その評価内容及び結果を明確にした上で、当該研究開発の評価を実施していた。

（注）　Ｆ／Ｓ　　新工法等に関する実行可能性や実現可能性を検証する作業（Feasibility Study）の略称

コメントによる評価及び評点による評価において、費用及び効果に関する独立した評価項目を設定して評価していたものがほとんどない理由について、6府省等は、研究開発の成果により生ずる波及効果等を定量的に把握する手法が確立していないためなどとしている。

研究開発に係る政策評価においては、費用及び効果に関して、定量的に把握することが困難であるため定性的に把握する場合であっても、独立した評価項目を設定するなどして、効率性、有効性等の観点から費用及び効果に関する評価内容をより明確なものとするよう努める必要がある。

b　測定指標の設定状況等

7府省等が26年度に実施した前記の研究開発に係る政策評価166件について、測定指標の設定状況を評価時期別にみると、表27のとおり、目的や成果は研究課題ごとに異なるため、これらの成果を数値で示すことは困難であるとして測定指標を設定していなかった厚生労働省の2件を除き、全てにおいて測定指標が設定されていた。このうち、一つ以上定量的な測定指標が設定されていたものは事前評価34件（32.6%）、事後評価11件（18.3%）にとどまっていて、全く定量的な測定指標が設定されていなかったものは事前評価70件（67.3%）、事後評価49件（81.6%）となっている。

表27　評価時期別の測定指標の設定状況（平成26年度）　（単位:件、%）

府省等名	評価時期	研究開発に係る政策評価件数	うち測定指標が設定された政策評価件数	うち一つ以上定量的な測定指標が設定されていたもの		うち全く定量的な測定指標が設定されていなかったもの	
					割合		割合
総務省	事前評価	5	5	2	40.0	3	60.0
	事後評価	3	3	3	100	－	－
文部科学省	事前評価	5	5	4	80.0	1	20.0
	事後評価	－	－	－	－	－	－
厚生労働省	事前評価	1	－	－	－	－	－
	事後評価	1	－	－	－	－	－
農林水産省	事前評価	4	4	3	75.0	1	25.0
	事後評価	3	3	3	100	－	－
経済産業省	事前評価	9	9	9	100	－	－
	事後評価	－	－	－	－	－	－
国土交通省	事前評価	65	65	－	－	65	100
	事後評価	54	54	5	9.2	49	90.7
防衛省	事前評価	16	16	16	100	－	－
	事後評価	－	－	－	－	－	－
計	事前評価	105	104	34	32.6	70	67.3
	事後評価	61	60	11	18.3	49	81.6

また、前記の研究開発に係る事前評価105件において設定された測定指標計284指標のうち、定性的な測定指標202指標をみると、表28のとおり、2指標（0.9%）は、目標とする対象や実現すべき内容の水準が具体的に定められていなかった。

表28　事前評価における定性的な測定指標の判定状況（平成26年度）　（単位:件、指標、%）

府省等名	研究開発に係る事前評価件数	左において設定された測定指標数	うち定性的な測定指標数	うち目標とする対象や実現すべき内容の水準が具体的に定められていた指標数		うち目標とする対象や実現すべき内容の水準が具体的に定められていなかった指標数	
					割合		割合
総務省	5	23	18	18	100	-	-
文部科学省	5	15	4	4	100	-	-
厚生労働省	1	-	-	-	-	-	-
農林水産省	4	44	32	30	93.7	2	6.2
経済産業省	9	22	-	-	-	-	-
国土交通省	65	148	148	148	100	-	-
防衛省	16	32	-	-	-	-	-
計	105	284	202	200	99.0	2	0.9

設定された定性的な測定指標について、目標とする対象や実現すべき内容の水準が具体的に定められていなかった事例を示すと、次のとおりである。

＜事例3＞　定性的な測定指標について、目標とする対象や実現すべき内容の水準が具体的に定められていなかったもの

農林水産省は、平成26年度に「国際競争力強化等のための革新的技術実証研究事業」に係る事前評価を実施している。この事前評価において、品質向上や国産の特色のある生産物等による国際競争力を大幅に高めた農林水産物の生産拡大による農林水産業経営の収益増大等を目標として定め、その測定指標として定性的な4指標を設定し、評点による評価を実施していた。

しかし、上記4指標のうち「国内の農林水産経営の収益増大」及び「農畜水産物の国内生産量の拡大」の2指標については、目標とする対象や実現すべき内容の水準が具体的に定められていないことから、測定方法や目標が達成したかの判定基準も定めることが困難なものとなっていた。

なお、本研究開発は、その後、「農林水産業の革新的技術緊急展開事業」として実施され、その際に、上記の2指標を改めて、実現すべき内容等の水準を具体的に定めている。

さらに、前記の研究開発に係る事後評価61件のうち、測定指標が設定されていた事後評価60件について、測定指標計161指標の達成状況をみると、表29のとおり、その目標値等が「達成又は達成見込み」と判定されたものは128指標（79.5%）、「未達成又は未達成見込み」は6指標（3.7%）となっていて、これら計134指標はその結果が判定されていた。

一方で、総務、国土交通両省における残りの定性的な27指標（16.7%）は、研究開発が成功しないリスクが高い最先端の研究開発であり、判定基準が設定できなかったなどとして、判定されていなかった。

表29　事後評価における測定指標の目標値等の達成状況（平成26年度）（単位：件、指標、%）

府省等名	測定指標が設定されていた研究開発に係る事後評価数	設定されていた測定指標数	測定指標の達成状況					
			達成又は達成見込み		未達成又は未達成見込み		判定されていないもの	
				割合		割合		割合
総務省	3	30	15	50.0	－	－	15	50.0
農林水産省	3	10	10	100	－	－	－	－
国土交通省	54	121	103	85.1	6	4.9	12	9.9
計	60	161	128	79.5	6	3.7	27	16.7

また、「未達成又は未達成見込み」と判定された上記の6指標について、国土交通省は、実用化に向けた課題の整理や詳細な検証が不十分であったためであるなどの原因分析を行っている。

研究開発に係る評価における測定指標の設定に当たっては、研究開発の特性等から定量的な設定が困難であるため定性的な測定指標を設定する場合であっても、目標とする対象や実現すべき内容の水準を具体的に定めるなどして、事後に効果の測定結果を客観的に判定できる測定指標を設定するよう努めることが必要である。

(ｲ) 公共事業

総務、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省の6府省等は、26年度に、事前評価340件及び事後評価725件の計1,065件の公共事業に係る政策評価を実施していた（事前評価の内訳は別表10-1、事後評価の内訳は別表10-2参照）。このうち、事前評価の実施が義務付けられるなどしている総事業費の見込額又は実績額が10億円以上の922件についてみると、費用便益比を算出する方法により費用便益分析を行って評価されたものは854件（92.6%）、それ以外による評価方法により評価されたものは68件（7.3%）となっている。

a　事業別の実施要領等における費用便益比の算出方法

6府省等が費用便益比を算出する方法により費用便益分析を行って評価した上記854件の分析方法をみると、事業ごとに定められるなどした費用便益分析に係る実施要領等に従って費用便益比が算定されるなどしており、実施要領等に基

づき定められた費用便益比の算出方法の概要を事業別に示すと、表30のとおりとなっている。そして、6府省等は、費用便益比の算出に当たっては、自ら実施し、又は外部に委託して実施しており、①対象とする費用項目を抽出して費用を算定する、②事業によって生ずる効果等を整理して、抽出した効果のうち便益換算するものを便益として算定する、③算定した費用及び便益のそれぞれについて、評価を実施する年度を基準年度として、その時点の現在価値に換算する、④現在価値に換算した費用及び便益について、費用便益比を算出して、その指標を基準値と比較する、という手順で行うこととなっている。

また、費用便益比の基準値の設定状況をみると、34事業において1.0以上、2事業において1.5以上となっていた。これは、費用便益比が1.0以上であれば、総便益が総費用以上となり、当該公共事業を行うことについて、投資効率の点で合理性があると判断できるとされているためである。

表30　事業別の費用便益比の算出方法の概要

府省等名	事業名	基準値	主な費用	主な便益	測定に用いる主なデータ
総務省	地域イントラネット基盤施設整備事業	費用便益比≧1.5	事業費、維持管理費	利用者便益	利用者数
厚生労働省	水道施設整備事業	費用便益比≧1.0	事業費、維持管理費	断水被害額の低減	産業連関表、経済センサス
農林水産省	農業農村整備事業（注1）	費用便益比≧1.0	事業費、再整備費、補償費	作物生産効果、営農経費節減効果、災害防止効果	農林水産統計年報
	林野関係公共事業（注2）	費用便益比≧1.0	事業費、維持管理費	水源かん養便益、山地保全便益	年間平均降雨量
	水産関係公共事業（注3）	費用便益比≧1.0	事業費、維持管理費	水産物生産コストの削減効果	農林水産統計年報
	海岸事業	費用便益比≧1.0	事業費、維持管理費	浸水防護便益、侵食防止便益	国勢調査メッシュ統計
経済産業省	工業用水道事業	事前評価　費用便益比≧1.5 事後評価　費用便益比≧1.0	建設費、維持管理費	工業用水の調達コスト削減便益	工業統計
国土交通省	道路・街路事業	費用便益比≧1.0	事業費、維持管理費	走行時間短縮便益	道路交通センサス
	港湾整備事業	費用便益比≧1.0	建設費、管理運営費	輸送コストの削減、移動コストの削減	港湾統計資料
	空港整備事業	費用便益比≧1.0	建設費、用地費、改良・再投資費	利用者便益	航空旅客動態調査、航空輸送統計年報、全国幹線旅客純流動調査
	都市・幹線鉄道整備事業	費用便益比≧1.0	事業費、維持管理費	移動時間短縮便益	旅客地域流動調査
	都市公園事業	費用便益比≧1.0	建設費、維持管理費	公園を直接利用することによって生ずる価値	国勢調査結果
	住宅市街地総合整備事業	費用便益比≧1.0	事業費、維持管理費	事業の実施により発生する収益	相続路線価
	市街地整備事業	費用便益比≧1.0	施設整備費、用地費、維持管理費	区域内施設の収益向上	相続路線価
	河川・ダム事業	費用便益比≧1.0	事業費、維持管理費	被害防止便益、水質改善効果	国勢調査メッシュ統計
	砂防事業	費用便益比≧1.0	事業費、維持管理費	被害防止便益	国勢調査メッシュ統計
	海岸事業	費用便益比≧1.0	事業費、維持管理費	浸水防護便益、侵食防止便益	国勢調査メッシュ統計
環境省	自然公園等事業	費用便益比≧1.0	事業費、維持管理費	公園等利用効果	利用者数

(注1) 国営かんがい排水事業、国営農地再編整備事業、経営体育成基盤整備事業、畑地帯総合整備事業、農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）、農業競争力強化基盤整備事業（草地畜産基盤整備事業）、農業競争力強化基盤整備事業（水利施設整備事業）、農業水利施設保全合理化事業、国営総合農地防災事業、農村地域防災減災事業、直轄地すべり対策事業、農地防災事業及び独立行政法人水資源機構事業

(注2) 国有林直轄治山事業、民有林治山事業、森林環境保全整備事業、森林居住環境整備事業、水源林造成事業

(注3) 水産基盤整備事業、漁村総合整備事業

(a) 費用の算定

6府省等は、算定する費用について、実施要領等に基づき、事業の特性を踏まえ、評価の対象期間に発生する事業費、用地費、補償費、建設費、維持管理費等を計上することとしている。そこで、6府省等が費用便益比を算出する方法により費用便益分析を行って評価した前記の854件において計上した費用をみると、表31のとおり、農林水産省の4件について、発生が見込まれる維持管理費を費用に計上することとしているのに、誤って計上していなかった。

表31　発生が見込まれる維持管理費を費用に計上していなかったものの状況（平成26年度）

（単位：件）

府省等名	事業名	費用便益比を算出する方法により費用便益分析を行って評価した件数	うち発生が見込まれる維持管理費を費用に計上することとしているのに、計上していなかったもの
農林水産省	農業競争力強化基盤整備事業（草地畜産基盤整備事業）	5	3
	民有林治山事業	9	1
計		14	4

費用の算定に当たって、発生が見込まれる維持管理費を計上していなかった事例を示すと、次のとおりである。

＜事例4＞　発生が見込まれる維持管理費を費用に計上していなかったもの

農林水産省（昭和53年7月4日以前は農林省）は、昭和39年度から平成36年度までを事業期間として、大規模な地すべりによる被害を防止するなどのために、民有林治山事業（直轄地すべり防止事業）（祖谷川地区）を実施している。そして、26年度に「林野公共事業の事業評価実施要領」（平成12年3月林野庁策定）に基づき、評価期間を111年、総便益を719億余円、総費用を569億余円、費用便益比を1.26とそれぞれ算定して、事後評価を実施していた。

しかし、上記の要領によれば、費用の算定に当たっては、事業費及び維持管理費を計上することとされているのに、事業完了後に施設を徳島県に移管することから、同省は、維持管理費を計上する必要がないと誤って、発生が見込まれる維持管理費（約2億円）を計上しないまま総費用を算定していた。

(b) 便益の算定

6府省等は、算定する便益について、実施要領等に基づき、事業実施による効果を網羅的に整理して、消費者余剰分析法(注11)、ヘドニック法(注12)等の便益を算定する手法の特性を踏まえて、できる限り貨幣換算する方法で定量化を行い、便益を計上することとしている。そして、6府省等が費用便益比を算出する方法により費用便益分析を行って評価した前記の854件について、計上した便益のうち主たる便益の算定手法をみると、表32のとおり、消費者余剰分析法に

よるものは国土交通省の347件（40.6%）、直接法によるものは農林水産省(注13)の127件（14.8%）、代替法によるものは総務、農林水産、国土交通各省の3府省等の計106件（12.4%）、仮想的市場評価法によるものは農林水産、国土交通両省の計27件（3.1%）、トラベルコスト法によるものは国土交通、環境両省の計13件（1.5%）、ヘドニック法によるものは国土交通省の4件（0.4%）などとなっている。(注14)(注15)(注16)

（注11）　消費者余剰分析法　　公共政策の対象者の当該政策に対する支払意思額と実際の価格との差である消費者余剰について公共事業の実施の有無による変化分を計測する評価手法

（注12）　ヘドニック法　　事業の実施に伴う地価上昇を推計することにより、社会資本整備による便益を推計する評価手法

（注13）　直接法　　事業実施前後で各々要する経費等を直接貨幣価値に換算し、その比較により、効果を貨幣価値とする評価手法

（注14）　代替法　　評価対象事業と同等の便益を供給すると考えられる市場財を代替材とみなし、その市場価格をもって便益とする評価手法

（注15）　仮想的市場評価法　　住民に対してインタビュー等を行い、事業の内容、効果について説明した上で、当該事業による便益と引き替えに支払える最大支払意思額を答えてもらい、この回答結果を基に社会全体の便益を推計する評価手法

（注16）　トラベルコスト法　　便益を受けるために、特定の場所を訪問する必要がある場合、その場所の訪問に要する一般的な費用を用いて消費者余剰の変化分を推定する評価手法

表32　主たる便益の算定手法（平成26年度）　（単位：件、%）

府省等名	費用便益比を算出する方法により費用便益分析を行って評価した件数	うち消費者余剰分析法によるもの	割合	うち直接法によるもの	割合	うち代替法によるもの	割合	うち仮想的市場評価法によるもの	割合	うちトラベルコスト法によるもの	割合	うちヘドニック法によるもの	割合	うちその他	割合
総務省	1	-	-	-	-	1	100	-	-	-	-	-	-	-	-
厚生労働省	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	100
農林水産省	269	-	-	127	47.2	88	32.7	3	1.1	-	-	-	-	51	18.9
経済産業省	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	100
国土交通省	560	347	61.9	-	-	17	3.0	24	4.2	12	2.1	4	0.7	156	27.8
環境省	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100	-	-	-	-
計	854	347	40.6	127	14.8	106	12.4	27	3.1	13	1.5	4	0.4	230	26.9

(c) 算定した費用及び便益の現在価値への換算方法

費用便益比の算出に当たっては、実施要領等によれば、算定した費用及び便益のそれぞれについて、評価を実施する年度を基準年度として、その時点の現在価値に換算することとされている。

現在価値への換算方法について、実施要領等によれば、全事業において社会的割引率4%を用いて、算定した費用及び便益（将来発生すると見込ま(注17)

れるものを含む。）を現在価値に換算することとされており、6府省等が費用便益分析比を算出する方法により費用便益分析を行って評価した前記の854件について、算定した費用及び便益の現在価値への換算方法をみると、その全てが社会的割引率4%を用いて現在価値に換算していた。このように社会的割引率を4%としているのは、6府省等のうちの国土交通省が21年6月に定めた「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）」において、過去の国債等（10年）の実質利回りの平均値を参考にするなどして、同省の全事業について当面4%を適用することとし、他の5府省等もこれを参考にするなどして同一の率にしていることによるものである。

また、事後評価において現在価値への換算を行うに当たって、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通各省の4府省等は、建設工事費デフレーター、(注18) ＧＤＰデフレーター等(注19)を用いて基準年度の実質価格に変換した上で現在価値に割り引くことを20事業の実施要領等で定めている。このように、基準年度の実質価格に変換した上で現在価値に割り引くのは、事業期間が長期間に及び過去の建設部材等の物価水準が現在よりも低い場合、建設工事費デフレーター等により基準年度の実質価格に換算しなければ、基準年度における費用が小さく算定されることとなる場合があるなど、基準年度と比較する上で、適切な費用便益比を算出することができないためである。

そこで、6府省等が費用便益比を算出する方法により費用便益比分析を行って評価した前記854件のうち、事後評価を実施した総務、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通各省の5府省等の30事業計626件について、建設工事費デフレーター等を用いて基準年度の実質価格に変換することによって物価変動の影響を除いた上で現在価値に換算しているかをみると、物価変動の影響を除くことを実施要領等で定めている上記の20事業527件の全件及びこの20事業以外の4事業56件の計583件については、建設工事費デフレーター、ＧＤＰデフレーター等を用いて基準年度の実質価格に変換した上で現在価値に換算していた。

しかし、表33のとおり、総務、農林水産、国土交通各省の3府省等の9事業計43件については、物価変動の取扱いが実施要領等に具体的に定められていないなどとして、物価変動の影響を除かないまま現在価値に換算されていた。

（注17）　社会的割引率　　費用便益比の算出において、費用及び便益を現在の価値として統一的に評価するために用いられる比率
（注18）　建設工事費デフレーター　　建設工事に係る名目工事費を基準年度の実質額に変換する目的で、国土交通省が毎月作成、公表している価格指数
（注19）　ＧＤＰデフレーター　　名目ＧＤＰから実質ＧＤＰを算出するために用いられる価格指数

表33　物価変動の影響を除かないまま現在価値に換算されていたものの状況（平成26年度）

（単位：件）

府省等名	事業名	事後評価において費用便益比を算出する方法により費用便益分析を行って評価した件数	うち物価変動の影響を除かないまま現在価値に換算されていたもの
総務省	地域イントラネット基盤施設整備事業	1	1
農林水産省	国有林直轄治山事業	2	2
	民有林治山事業	6	6
	森林環境保全整備事業	13	13
	森林居住環境整備事業	5	5
	水産基盤整備事業	36	6
	漁村総合整備事業	2	1
国土交通省	住宅市街地総合整備事業	2	1
	都市公園事業	8	8
計		75	43

費用便益比の算出に当たって、物価変動の影響を除かないまま現在価値に換算していた事例を示すと、次のとおりである。

＜事例5＞　物価変動の影響を除かないまま現在価値に換算されていたもの

農林水産省は、平成13年度から20年度までを事業期間として、水産物の安定供給等を図るために、水産基盤整備事業（広域水産物供給基盤整備事業・兵庫内海南地区）を実施している。そして、26年度に「水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン」（平成21年4月水産庁漁港漁場整備部策定）に基づき、評価期間を30年、総便益を36億余円、総費用を28億余円、費用便益比を1.26とそれぞれ算定して事後評価を実施していた。
しかし、同省は、総便益及び総費用の現在価値への換算に当たり、上記のガイドラインに物価変動の影響を除く方法が具体的に定められていなかったため、物価変動の影響を除かないまま現在価値に換算されていた。

(d) 費用便益比の分布状況等

公共事業に係る政策評価を実施している6府省等は、基本計画等において、新規事業採択時に実施する事前評価のほか、事業採択後5年を経過して未着工の場合、又は、事業採択後5年以上事業を継続している場合には、5年経過ごとに事後評価として再評価を実施（ただし、国土交通省の直轄公共事業においては、事業採択後3年を経過して未着工の場合、事業採択後5年を経過して継続している場合又は前回再評価実施後3年経過して継続している場合に、再

評価を実施。以下同じ。）することとし、更に事後評価として事業完了後の評価（以下「完了後評価」という。）を実施するなどとしている。

そこで、6府省等が費用便益比を算出する方法により費用便益分析を行って評価した前記の854件について、評価時期別に費用便益比の分布状況をみると、図2のとおり、事前評価、再評価及び完了後評価においては、費用便益比が1.0以上1.5未満の件数が、それぞれ123件、168件及び69件の計360件（42.1%）と最も多くなっていた。

図2　評価時期別の費用便益比の分布状況（平成26年度）

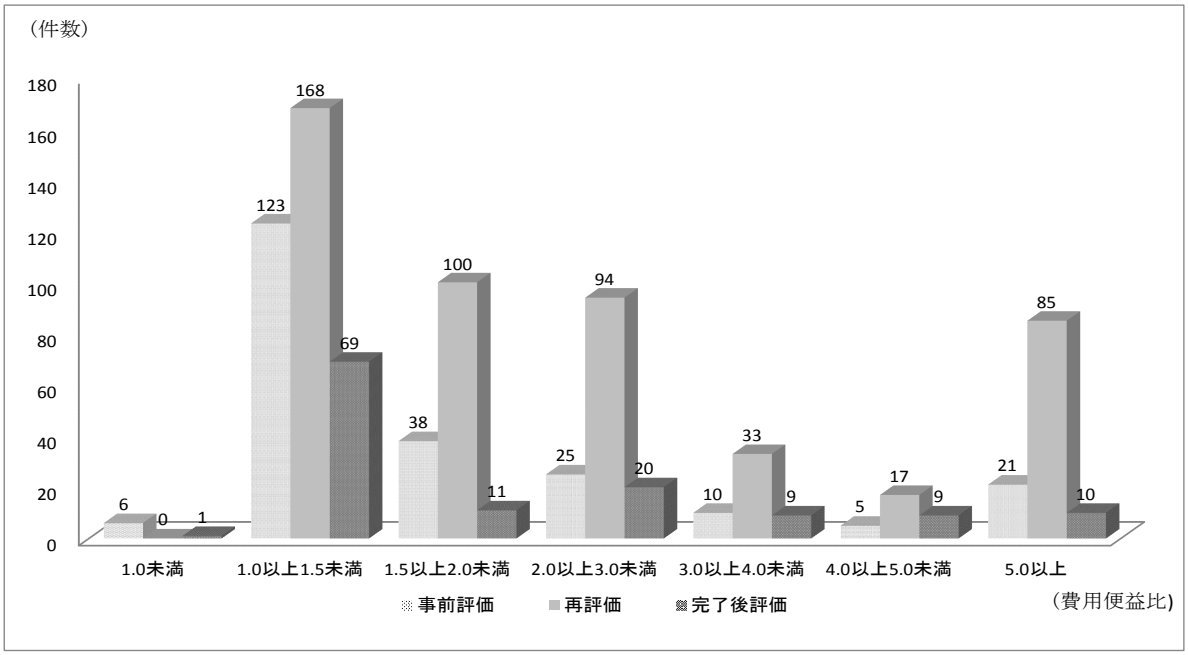

他方、事前評価時に算出した費用便益比は、その後の社会経済情勢の変化等により、再評価時や完了後評価時には変動している場合がある。

そこで、6府省等が費用便益比を算出する方法により費用便益分析を行って、26年度に再評価及び完了後評価を実施したものをみると、総務、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通各省の5府省等の計626件となっていた。そして、このうち、14年度以降に事前評価を実施して、事前評価時と再評価又は完了後評価との比較分析ができる144件について、事前評価時からの費用便益比の変化をみると、表34のとおり、事前評価時に比べて費用便益比が20%以上上昇したものが19件（13.1%）、20%未満の上昇から20%未満の低下の範囲にあるものが54件（37.5%）、20%以上低下したものが71件（49.3%）となっていた。

表34　再評価及び完了後評価における事前評価時からの費用便益比の変化（平成26年度）

（単位：件、%）

府省等名	事業名	平成14年度以降に事前評価を実施して、事前評価と再評価又は完了後評価との比較分析ができる件数	事前評価時と比較して費用便益比が20%以上上昇したもの		事前評価時と比較して費用便益比が20%未満の上昇から20%未満の低下の範囲にあるもの		事前評価時と比較して費用便益比が20%以上低下したもの	
				割合		割合		割合
総務省	地域イントラネット基盤施設整備事業	1	-	-	-	-	1	100
厚生労働省	水道施設整備事業	7	3	42.8	3	42.8	1	14.2
農林水産省	農業競争力強化基盤整備事業（草地畜産基盤整備事業）	3	-	-	2	66.6	1	33.3
	民有林治山事業	1	-	-	-	-	1	100
	森林環境保全整備事業	13	7	53.8	4	30.7	2	15.3
	森林居住環境整備事業	3	-	-	1	33.3	2	66.6
	水産基盤整備事業	6	2	33.3	2	33.3	2	33.3
経済産業省	工業用水道事業	1	-	-	-	-	1	100
国土交通省	道路・街路事業	65	3	4.6	21	32.3	41	63.0
	港湾整備事業	20	1	5.0	7	35.0	12	60.0
	空港整備事業	1	-	-	-	-	1	100
	都市・幹線鉄道整備事業	3	1	33.3	2	66.6	-	-
	住宅市街地総合整備事業	1	-	-	1	100.0	-	-
	河川・ダム事業	14	-	-	10	71.4	4	28.5
	海岸事業	5	2	40.0	1	20.0	2	40.0
計		144	19	13.1	54	37.5	71	49.3

そして、費用便益比が20%以上低下した上記の71件について、その原因をみると、表35のとおり、事業計画の変更に伴って事業費が増加したことなど主として費用の増加に原因があるものが39件（54.9%）、事前評価時からの交通量や給水量等の社会経済情勢の変化や事業期間の延長等、主として便益の低下に原因があるものが15件（21.1%）などとなっていた。

表35　事前評価時と比較して費用便益比が20％以上低下した原因（平成26年度）

（単位：件、％）

府省等名	事業名	事前評価時と比較して費用便益比が20％以上低下したもの	主として費用の増加に原因があるもの	割合	主として便益の低下に原因があるもの	割合	その他	割合
総務省	地域イントラネット基盤施設整備事業	1	－	－	1	100	－	－
厚生労働省	水道施設整備事業	1	1	100	－	－	－	－
農林水産省	農業競争力強化基盤整備事業（草地畜産基盤整備事業）	1	1	100	－	－	－	－
	民有林治山事業	1	1	100	－	－	－	－
	森林環境保全整備事業	2	1	50.0	1	50.0	－	－
	森林居住環境整備事業	2	－	－	2	100	－	－
	水産基盤整備事業	2	2	100	－	－	－	－
経済産業省	工業用水道事業	1	1	100	－	－	－	－
国土交通省	道路・街路事業	41	19	46.3	11	26.8	11	26.8
	港湾整備事業	12	8	66.6	－	－	4	33.3
	空港整備事業	1	－	－	－	－	1	100
	河川・ダム事業	4	4	100	－	－	－	－
	海岸事業	2	1	50.0	－	－	1	50.0
計		71	39	54.9	15	21.1	17	23.9

(e) 感度分析の実施状況

公共事業には、計画から供用に至るまでの事業期間が長期にわたるなど、将来の費用や便益に大きな影響を及ぼす不確実な要因が存在し、上記表35のように、事前評価時に算出された費用便益比は、その後の社会経済情勢の変化等により、変動する可能性がある。このため、費用便益分析比を算出する方法により費用便益分析を行って26年度に事前評価又は再評価を実施した29事業のうち、厚生労働、経済産業、農林水産、国土交通各省の4府省等の12事業においては、実施要領等に、費用便益比の算出に大きな影響を及ぼし得る事業費、事業期間等の要因について感度分析（注20）の実施を義務付け又は推奨するなどして、その要因が変化した場合の費用便益比の算出結果への影響の大きさなどを把握した上で、評価することとしている。そこで、6府省等が費用便益比を算出する方法により費用便益分析を行って評価した前記854件のう

ち、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省の5府省等が事前評価又は再評価を実施した計725件について、感度分析の実施状況をみると、表36のとおり、感度分析が実施されていなかったものは22事業計273件（37.6％）となっていた。

（注20）　感度分析　　種々の社会経済状況等の変化に伴い費用便益分析の前提条件が変化した場合において、費用便益分析結果への影響の大きさなどを把握するとともに、費用便益分析の結果について、幅を持たせて示すもの

表36　感度分析の実施状況（平成26年度）

（単位：件、%）

府省等名	事業名	費用便益比を算出する方法により費用便益分析を行った事前評価又は再評価の件数	うち実施要領等に感度分析の実施について定めがあるもの	感度分析の実施状況		
				感度分析が実施されていたもの	感度分析が実施されていなかったもの	割合
厚生労働省	水道施設整備事業	20	20	-	20	100
農林水産省	国営かんがい排水事業	14	-	-	14	100
	国営農地再編整備事業	3	-	-	3	100
	農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）	69	-	-	69	100
	農業競争力強化基盤整備事業（草地畜産基盤整備事業）	2	-		2	100
	農業競争力強化基盤整備事業（水利施設整備事業）	2	-	-	2	100
	農業水利施設保全合理化事業	10	-	-	10	100
	国営総合農地防災事業	2	-	-	2	100
	農村地域防災減災事業	13	-	-	13	100
	直轄地すべり対策事業	1	-	-	1	100
	独立行政法人水資源機構事業	1	-	-	1	100
	国有林直轄治山事業	1	-	-	1	100
	民有林治山事業	7	-	-	7	100
	森林環境保全整備事業	20	-	-	20	100
	水源林造成事業	28	-	-	28	100
	水産基盤整備事業	24	-	-	24	100
	海岸事業	1	1	-	1	100
経済産業省	工業用水道事業	3	3	-	3	100
国土交通省	道路・街路事業	193	193	193	-	-
	港湾整備事業	77	77	77	-	-
	空港整備事業	1	1	1	-	-
	都市・幹線鉄道整備事業	6	6	6	-	-
	都市公園事業	9	9	9	-	-
	住宅市街地総合整備事業	38	-	-	38	100
	市街地整備事業	4	4	-	4	100
	河川・ダム事業	139	139	130	9	6.4
	砂防事業	24	24	24	-	-
	海岸事業	12	12	12	-	-
環境省	自然公園等事業	1	-	-	1	100
計		725 (29事業)	489 (12事業)	452 (8事業)	273 (22事業)	37.6

そして、感度分析が実施されていなかった上記の22事業273件についてみると、表37のとおり、このうち17事業計236件は、実施要領等に感度分析の実施についての定めがないため、実施されていなかった。残りの37件は、実施要領等に感度分析の実施についての定めがあり、このうち厚生労働省の水道施設整備事業20件は、実施要領等に感度分析の実施についての条件が定められているものの、その条件である費用便益比が1.5未満となる場合や事業期間が一定以上となる場合等に該当していないため、感度分析が実施されていなかった。

しかし、国土交通省の河川・ダム事業9件は、実施要領等に、国が補助事業に係る事前評価又は再評価を実施するに当たっては、感度分析の実施が定められているものの、補助事業の事業主体である地方公共団体の協力が得られなかったため、感度分析が実施されていなかった。また、農林水産省の海岸事業1件、経済産業省の工業用水道事業3件及び国土交通省の市街地整備事業4件の計8件は、実施要領等に、必要に応じて感度分析を実施することなどと定められていて、実施する際の明確な基準がないため、感度分析が実施されていなかった。

費用便益分析を行うに当たっては、発生が見込まれる維持管理費を適切に計上し、物価変動の影響を除いた上で現在価値に換算して、費用及び便益をより適切に算定する必要がある。また、事前評価及び再評価の実施においては、費用便益分析で算定した費用及び便益の額の全部又は一部が将来の予測値であり、その後の社会経済情勢等の変化によって実績値が変動する可能性を考慮して、当該事前評価又は再評価において感度分析を行うなどした上で評価の結果を判断するよう努めることが必要である。

表37　感度分析が実施されていなかったものの状況（平成26年度）　（単位：件、%）

府省等名	事業名	感度分析が実施されていなかったもの	うち実施要領等に感度分析の実施について定めがないもの	割合	うち実施要領等に感度分析の実施について定めがあるもの					
					実施する条件に該当しないもの	割合	補助事業の事業主体である地方公共団体の協力が得られなかったもの	割合	実施する際の基準が明確でないもの	割合
厚生労働省	水道施設整備事業	20	-	-	20	100	-	-		-
農林水産省	国営かんがい排水事業	14	14	100	-	-	-	-	-	-
	国営農地再編整備事業	3	3	100	-	-	-	-	-	-
	農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）	69	69	100	-	-	-	-	-	-
	農業競争力強化基盤整備事業（草地畜産基盤整備事業）	2	2	100	-	-	-	-	-	-
	農業競争力強化基盤整備事業（水利施設整備事業）	2	2	100	-	-	-	-	-	-
	農業水利施設保全合理化事業	10	10	100	-	-	-	-	-	-
	国営総合農地防災事業	2	2	100	-	-	-	-	-	-
	農村地域防災減災事業	13	13	100	-	-	-	-	-	-
	直轄地すべり対策事業	1	1	100	-	-	-	-	-	-
	独立行政法人水資源機構事業	1	1	100	-	-	-	-	-	-
	国有林直轄治山事業	1	1	100	-	-	-	-	-	-
	民有林治山事業	7	7	100	-	-	-	-	-	-
	森林環境保全整備事業	20	20	100	-	-	-	-	-	-
	水源林造成事業	28	28	100	-	-	-	-	-	-
	水産基盤整備事業	24	24	100	-	-	-	-	-	-
	海岸事業	1	-	-	-	-	-	-	1	100
経済産業省	工業用水道事業	3	-	-	-	-	-	-	3	100
国土交通省	住宅市街地総合整備事業	38	38	100	-	-	-	-	-	-
	市街地整備事業	4	-	-	-	-	-	-	4	100
	河川・ダム事業	9	-	-	-	-	9	100	-	-
環境省	自然公園等事業	1	1	100	-	-	-	-	-	-
計		273	236	86.4	20	7.3	9	3.2	8	2.9
		(22事業)	(17事業)		(1事業)		(1事業)		(3事業)	

b　費用便益比の算出以外による評価方法

厚生労働、農林水産、国土交通各省の3府省等が、便益の算定方法が開発されていないなどの理由から、費用便益比の算出以外による評価方法で評価した前記68件の評価方法を事業別にみると、表38のとおりとなっていた。

これらのうち、農林水産省の13事業50件は、前回評価時までの算定方法が総事業費と妥当投資額(注21)とを対比するなどの方法で評価が行われていたことなどのため、これと同様の評価方法で評価が行われていた。また、国土交通省の道路

・街路事業5件は、特に防災面の効果が大きいことから、実施要領に基づいて費用及び便益を算定することにとどめ、事業の必要性、緊急性等を評価する方法で評価が行われていた。さらに、同省の都市・幹線鉄道整備事業10件は、鉄道施設の耐震補強における安全面の効果等については、便益を算定する方法が開発されていないため、地震時における鉄道網の確保、鉄道利用者の安全確保等を評価する方法で評価が行われていた。

（注21）　妥当投資額　　事業により1年間に生ずる効果額を現在価値に換算した額

表38　費用便益比の算出以外の方法で評価したものの評価方法（平成26年度）（単位：件）

府省等名	事業名	件数	評価方法
厚生労働省	水道施設整備事業	1	水需給の動向等、社会経済情勢等の変化等を評価
農林水産省	国営かんがい排水事業	4	総事業費と妥当投資額との対比により事業の妥当性等を判断する方法で評価
	かんがい排水事業	5	
	経営体育成基盤整備事業	9	
	畑地帯総合整備事業	5	
	農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）	5	
	農業競争力強化基盤整備事業（水利施設整備事業）	1	
	農道整備事業	4	
	農村地域防災減災事業	2	
	農地防災事業	4	
	農地保全事業	1	
	農業集落排水事業	3	
	独立行政法人水資源機構事業	1	
	中山間地域総合整備事業	6	
	農村振興総合整備事業	1	事業効果の発現状況、整備された施設の管理状況、事業実施による環境の変化等を評価
国土交通省	道路・街路事業	5	防災面の効果が特に大きい道路事業について、必要性、緊急性等を評価
	都市・幹線鉄道整備事業	10	地震時における鉄道網の確保、鉄道利用者の安全確保等を評価
	河川・ダム事業	1	社会経済情勢等の変化等を評価
計		68	

c　「時間管理概念」の導入状況

公共事業の実施に当たっては、一定期間内に効果が発現する事業の採択、採択後の事業の進行管理の実施、需要の変化等に配慮した事業の段階的な実施等、時間管理概念の徹底を図っていくことが重要であることから、厚生労働、農林水産両省の2府省等は、表39のとおり、特に、5事業について、事業採択から供用開始までの期間を実施要領等に定めていた。

表39　時間管理概念の導入状況

<table>
<tr><th>府省等名</th><th>事業名</th><th>事業採択から供用開始までの期間</th><th>時間管理概念の導入状況</th></tr>
<tr><td>厚生労働省</td><td>水道施設整備事業</td><td>おおむね10年又は15年</td><td>水道事業の広域化等、施策誘導として特に重点的に実施し、時間管理概念を導入することが適切な事業に対して、補助事業の採択の基準として計画期間を設けている。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">農林水産省</td><td>国有林直轄治山事業</td><td rowspan="4">おおむね10年又は20年</td><td rowspan="4">平成14年度以降に採択された事業を対象として、10年を工期の上限として、これを超える事業は採択しないものとする。ただし、事業の規模又は施行地の自然条件等により工期が長期にわたることが真にやむを得ない場合には、当該事業の工期の上限を20年とすることができるものとする。</td></tr>
<tr><td>民有林治山事業</td></tr>
<tr><td>森林環境保全整備事業</td></tr>
<tr><td>森林居住環境整備事業</td></tr>
</table>

農林水産省は、26年度に、表40のとおり、上記の4事業46件（うち事前評価24件及び完了後評価22件）の政策評価を実施しており、このうち事前評価24件の事業計画期間をみると、その全てが実施要領等に定められた期間内となっていた。また、完了後評価22件のうち、実施要領等に事業採択から供用開始までの期間が定められる以前に採択された1件を除いた21件は、その全てが実施要領等に定められた期間内となっていた。

表40　事業採択から供用開始までの期間が実施要領等に定められている事業の事業期間の状況（平成26年度）

（単位：件、%）

府省等名	事業名	評価時期	費用便益比を算出する方法により費用便益分析を行って評価した件数	うち定められた期間内となっていたもの	割合
農林水産省	国有林直轄治山事業	事前評価	1	1	100
		完了後評価	2	2	100
		計	3	3	100
	民有林治山事業	事前評価	3	3	100
		完了後評価	1	1	100
		計	4	4	100
	森林環境保全整備事業	事前評価	20	20	100
		完了後評価	13	13	100
		計	33	33	100
	森林居住環境整備事業	事前評価	－	－	－
		完了後評価	5	5	100
		計	5	5	100
合計		事前評価	24	24	100
		完了後評価	21	21	100
		合計	（注）45	45	100

（注）実施要領等に事業採択から供用開始までの期間が定められる以前に採択された1件を除く。

(ｳ) 政府開発援助

政府開発援助には、無償資金協力及び有償資金協力のほか、技術協力(注22)、国際機関等に対する拠出等の形態があり、26年度においては、12府省等(注23)が実施しているが、特段、政策評価を自主的に実施するよう基本計画に定められていないことなどから、外務省のみが、事前評価義務事業に該当する無償資金協力事業及び有償資金協力事業に係る事前評価63件（内訳は別表11-1参照）並びに未了に該当する有償資金協力事業に係る事後評価8件（内訳は別表11-2参照）の計71件の政策評価を実施していた。なお、12府省等が実施している技術協力、国際機関に対する拠出等については、従前、政策評価を自主的に一部実施するなどしていたが、26年度においては、上位区分の施策の達成手段として位置付けるなどして、目標管理型の政策評価が実施されており、また、外務省が所管する技術協力等については、政策評価法に基づく政策評価とは別に、ＪＩＣＡにおいて、ＪＩＣＡ事業評価ガイドラインに基づく事業ごとの評価が実施されるなどしていた。

（注22）　技術協力　　開発途上にある国又は地域の経済及び社会の発展の担い手となる人材を育成するために、我が国の有する技術、技能及び知識を開発途上にある国又は地域に移転するなどの援助の形態

（注23）　12府省等　　国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

そして、外務省が26年度に実施した前記の政策評価計71件について、無償資金協力事業の44件と有償資金協力事業の27件とに分けて、政策評価の実施状況を示すと次のとおりである。

a　無償資金協力事業

無償資金協力事業の44件は、全て事前評価が実施されていたものであり、同事業の効率性に関する評価の状況をみると、費用及び効果の関係を分析していたものは見受けられないものの、整備する施設等の維持管理費の抑制等が図られる施設等の構造や維持管理体制となっているか、他の事業等と連携して効率的に事業を実施する維持管理体制となっているかなどを定性的に分析し、事業が効率的に実施されるようになっているかを評価していた。

また、有効性に関する評価の状況をみると、事業の効果に関して、給水施設であれば対象施設の目標とする給水量や給水人口というように、整備する施設等に応じた定量的な指標を用いて評価されていたものは42件（95.4%）、定性的な指標のみを用いて評価されていたものは2件（4.5%）となっている。そして、定量的な指標を設定できなかった理由について、外務省は、各国との友好関係の増進や外交上の働きかけなどは、必ずしも政策効果の定量的な把握になじむものとはいえず、政策効果を把握する手法が開発されていない側面もあったためなどとしている。

さらに、この2件について、外務省は、計8指標の定性的な指標を設定していたが、これらのうち、「気候変動適用施策が各国の予算・経済政策に適切に反映されること」という指標については、中長期的な気候変動適応計画を策定するためのニーズ調査を実施した国の数が、事業終了時までに、0から8か国に増加することなどが設定されていた。また、「自然災害の被害が軽減され、貧困状況の改善、コミュニティの安定化につながること」という指標については、災害に対する脆弱性の高い地域に対し、50の防災設備の整備事業を実施することにより、これらの地域における災害リスクが軽減されるとともに、建設に伴う短期雇用として約4万5000名が新たに雇用され、貧困削減とコミュニティの安定化に寄与することなどというように、外務省が設定した指標に関連して、当該無償資金協力事業に係る国際機関からの要請書に、達成すべき具体的な内容の水準を示す関連指標が設定されていた。これらは、いずれも達成したかどう

かを事後に客観的に判定することができるように設定されたものとなっていた。

b　有償資金協力事業

有償資金協力事業の27件のうち、事前評価が実施されたものは19件、事後評価が実施されたものは8件となっており、事後評価の8件は、未了に該当するため実施されたものである。

事前評価が実施された19件の効率性に関する評価方法をみると、前記の無償資金協力事業同様、整備する施設等の維持管理費の抑制等が図られる施設等の構造や維持管理体制等となっているか、他の事業等と連携して効率的に事業を実施する体制となっているかなどを定性的に分析し、事業が効率的に実施されるようになっているかを評価していた。

また、有効性に関する評価の状況をみると、事業の効果に関して、前記の無償資金協力事業同様、整備する施設等に応じた定量的な指標を用いて評価していたものは17件（89.4％）、定性的な指標のみを用いて評価していたものは2件（10.5％）となっている。そして、定量的な指標を設定できなかった理由について、外務省は、この2件の有償資金協力事業において、複数の種類の異なる下位の事業がＪＩＣＡにより実施されることとなっていて、これらの下位の事業がもたらす変化を正確に把握する必要があることから、被援助国政府の事業実施機関が、下位の事業の開始前の対象地域の現状等を調査の上、分析して、その結果を踏まえて、ＪＩＣＡが下位の事業ごとに定量的な指標やその基準値を設定することとしていたためとしている。

次に、事後評価が実施された8件の評価方法をみると、外務省は、事業遅延に関する経緯や社会的需要等の現状を分析した上で、今後の対応方針を定めるものとしていた。このうち7件において、被援助国政府の設計等に関する承認手続の遅れなどにより、事業遅延が発生していたが、その後はいずれも順調に事業が進められていると分析していた。また、同省は、ＪＩＣＡから提出された資料等を基に、事業計画当初と現状とを比較するなどして、事後評価した8件の全てにおいて社会的需要は引き続き大きいと分析して事業を継続していくとしている。

以上のように、無償資金協力事業及び有償資金協力事業においては、測定指標の定量化が進んでいる状況となっており、また、定量的な測定指標の設定が困難

であるため定性的な測定指標を設定する場合であっても、事後に客観的かつ具体的な効果を測定でき、かつ、その達成度合いを客観的に判定するための関連指標が設定されるなどしており、引き続きこれらに努めることが望まれる。

(ｴ) 規制

12府省等(注24)は、26年度に、事前評価89件及び事後評価1件の計90件の規制に係る政策評価を実施していた（事前評価の内訳は別表12-1、事後評価の内訳は別表12-2参照）。

規制に係る事前評価の実施に当たって、12府省等は、規制評価ガイドラインに基づき、①遵守費用(注25)、行政費用(注26)及びその他の社会的費用(注27)の3つの区分に分けて、当該規制の新設又は改廃による発生又は増減（以下「発生等」という。）が見込まれる費用の要素を列挙し、費用を負担する主体を明らかにして分析する、②当該規制の新設又は改廃による発生等が見込まれる便益の要素を列挙し、便益を受ける主体を明らかにして分析する、③当該規制の内容から想定できる代替案を設定した上で、①の費用及び②の便益の関係を、代替案の費用及び便益の関係と比較しながら分析する、という手順で行うこととしている。

(注24)　12府省等　内閣府、国家公安委員会・警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

(注25)　遵守費用　行政への申請手続に係る費用や、規制を遵守するために導入する設備等の事業者内部における費用等、規制を受ける国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用

(注26)　行政費用　規制の導入に必要な設備等に係る費用や、規制の導入後の検査に係る費用等、規制を行う国又は地方の行政機関等において発生等する費用

(注27)　その他の社会的費用　広く社会経済全体や環境等に対する負の影響

前記の規制に係る政策評価90件のうち事前評価46件は、国において行政費用の発生等が見込まれたものであり、これらについて費用及び便益の分析状況をみると、表41のとおり、費用及び便益について定量的に分析されたものは全くなかった。そして、費用については、「申請書類を作成するための遵守費用が発生する」、「制度を周知するための行政費用が発生する」などと、また、便益については、「健康被害の可能性を最小限にすることができる」、「地球温暖化対策の推進に繋がる」などと、全て定性的に分析されたものとなっていた。これら費用及び便益の分析が定量化されていなかった理由について、12府省等は、新規の規制や、規制の対象となる範囲が当該規制を受ける国民や事業者の個別の判断等に

依存するものは、規制の対象となる件数及び金額等を正確に予測することが困難であったためや、費用及び便益の観点にとどまらず、様々な価値判断の下で新設又は改廃が求められたためなどとしている。

また、定性的に分析された上記の46件について、費用及び便益のうち、自らが負担することとなる行政費用の分析内容をみると、発生等が見込まれた行政費用の額の規模を具体的に示していたものは10件ある一方、発生等が見込まれた行政費用の要素を列挙するのみで、その規模を全く示していなかったものは36件見受けられる。

さらに、代替案の設定状況をみると、代替案を設定していなかったものは12件となっており、代替案を設定していなかった理由について、7府省等は、手続の変更にとどまるものであり、規制の現行の枠組みそのものを変更するものではなかったためや、実効性を担保するために最も厳格な規制が必要であることなどから、現在の規制案以外の代替案が想定できなかったためとしている。

表41　国において行政費用の発生等が見込まれた規制に係る事前評価の実施状況（平成26年度）

（単位：件、%）

府省等名	国において行政費用の発生等が見込まれた事前評価件数	費用												便益		代替案	
		遵守費用				行政費用				その他の社会的費用							
		定量的に分析	定性的に分析	うち発生等が見込まれた規模を具体的に示していたもの	発生等せず	定量的に分析	定性的に分析	うち発生等が見込まれた規模を具体的に示していたもの	うち発生等が見込まれた規模を全く示していなかったもの	定量的に分析	定性的に分析	うち発生等が見込まれた規模を具体的に示していたもの	発生等せず	定量的に分析	定性的に分析	設定あり	設定なし
内閣府	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1	1	-
国家公安委員会・警察庁	3	-	3	-	-	-	3	2	1	-	-	-	3	-	3	3	-
金融庁	4	-	4	-	-	-	4	2	2	-	2	1	2	-	4	4	-
消費者庁	1	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	1	-	1
総務省	2	-	1	1	1	-	2	1	1	-	1	1	1	-	2	1	1
法務省	4	-	3	-	1	-	4	-	4	-	-	-	4	-	4	3	1
文部科学省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
厚生労働省	24	-	23	-	1	-	24	-	24	-	1	-	23	-	24	19	5
農林水産省	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	1	-
経済産業省	2	-	2	2	-	-	2	2	-	-	-	-	2	-	2	-	2
国土交通省	3	-	3	1	-	-	3	2	1	-	1	-	2	-	3	2	1
環境省	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1
計	46	-	43	5	3	-	46	10	36	-	6	2	40	-	46	34	12
（構成比）	(100.0)	(－)	(93.4)		(6.5)	(－)	(100.0)			(－)	(13.0)		(86.9)	(－)	(100.0)	(73.9)	(26.0)

規制に係る事前評価の実施に当たっては、費用及び便益の分析をできる限り定量化するよう努めるとともに、定量化が困難であるため定性的な分析を行う場合であっても、費用及び便益の要素の規模を評価書に記載するなど、できる限り具体的な分析を行い、また、できる限り代替案を設定して分析することが望まれる。

(ｵ) 租税特別措置等

（注28）

12府省等は、26年度に、事前評価138件及び事後評価7件の計145件の租税特別措置等に係る政策評価を実施していた（事前評価の内訳は別表13-1、事後評価の内訳は別表13-2参照）。

租税特別措置等に係る政策評価の実施に当たって、12府省等は、租特評価ガイドライン等に基づき、①租税特別措置等によって達成しようとする目標及び当該目標の測定指標をできる限り定量的に把握できるように設定する、②租税特別措置等の適用数（以下「適用数」という。）や租税特別措置等による減収額（以下「減収額」という。）について、実績把握又は将来予測する、③租税特別措置等の効果について、できる限り定量的に実績把握又は将来予測する、④②の適用数

や減収額についての実績把握又は将来予測及び③の租税特別措置等の効果についての実績把握又は将来予測を基に、税収減を是認する効果を明らかにする、という手順で行うこととしている。

上記②の適用数及び減収額並びに③の効果について、租税特別措置等の新設に係る事前評価（以下「新設事前評価」という。）の場合は将来予測、租税特別措置等の内容の拡充又は期限の延長に係る事前評価（以下「拡充延長事前評価」という。）の場合は実績把握及び将来予測、事後評価の場合は実績把握を、それぞれ行うこととなっている。

なお、拡充延長事前評価は、拡充又は延長を実施しようとする租税特別措置等の適用数等の将来予測に加えて、実績把握も行うものであることから、事後評価の要素を含んでいる。

（注28）　12府省等　　内閣府、国家公安委員会・警察庁、金融庁、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

前記の租税特別措置等に係る事前評価138件及び事後評価7件の計145件のうち、法人税、所得税等の国税に係る事前評価110件及び事後評価5件の計115件についてみたところ、次のとおりとなっていた。

a　目標及び測定指標の設定状況等

国税に係る事前評価110件について、目標及び測定指標の設定状況をみると、表42のとおり、102件は目標及び測定指標が設定されていたが、目標が設定されていなかったものが2件、目標は設定されたものの測定指標が設定されていなかったものが6件見受けられる。

そして、上記の102件について、測定指標の設定状況をみると、定性的な測定指標が設定されていたものは2指標（1.9%）のみとなっていて、定量化が進んでいる状況となっている。

表42　国税に係る事前評価における目標及び測定指標の設定状況（平成26年度）

（単位：件、%）

府省等名	国税に係る事前評価件数	うち目標の設定なし	うち目標の設定あり	うち測定指標の設定あり	うち定量的な指標	うち定性的な指標	うち測定指標の設定なし
内閣府	14	-	14	13	13	-	1
国家公安委員会・警察庁	-	-	-	-	-	-	-
金融庁	8	-	8	7	7	-	1
復興庁	1	-	1	1	1	-	-
総務省	7	-	7	7	7	-	-
文部科学省	3	-	3	2	2	-	1
厚生労働省	18	2	16	15	15	-	1
農林水産省	13	-	13	13	13	-	-
経済産業省	19	-	19	17	15	2	2
国土交通省	21	-	21	21	21	-	-
環境省	4	-	4	4	4	-	-
防衛省	2	-	2	2	2	-	-
計	110	2	108	102	100	2	6
（構成比）				(100)	(98.0)	(1.9)	

国税に係る事前評価の実施において、目標が設定されていなかった事例を示すと、次のとおりである。

＜事例6＞　目標が設定されていなかったもの

厚生労働省は、平成26年度の租税特別措置等の新設事前評価「女性の活躍推進に関する法律の制定に伴う税制上の所要の措置」において、当該法律案が急きょ国会に提出されたことなどから、租税特別措置等の具体的内容が未確定であったためなどとして、租税特別措置等によって達成しようとする目標を設定していなかった。また、当該租税特別措置等における適用数、減収額及び税収減を是認する効果の将来予測についても分析が全く行われていなかった。

しかし、同省は、上記のように、当該租税特別措置等の目標の設定がなく、また、適用数、減収額及び税収減を是認する効果の将来予測についての分析も全くしていない評価書となっているのに、事前評価の結果を「租税特別措置等によることが妥当」としていた。

なお、同省は、当該租税特別措置等について、27年度税制改正に向けて財務省に税制改正要望書を提出したが、その後確定した上記法律案の内容等を踏まえ、27年度の税制改正要望を取り下げている。

また、国税に係る拡充延長事前評価79件及び事後評価5件の計84件について、測定指標の設定状況をみると、表43のとおり、測定指標が設定されていなかったものが3件見受けられる。

そして、測定指標が設定された81件の目標の達成状況をみると、測定指標の目標値が達成されたことにより「達成」と判定されたものは23件（28.3%）、「未達成」は39件（48.1%）となっていて、これらの計62件（76.5%）は測定されていたが、測定されていなかったものが19件（23.4%）見受けられる。この19件は、設定された定量的な測定指標において、その達成すべき目標値が具

体的に定められていないものとなっていたり、当該評価時に目標値に対する達成状況が測定できないものとなっていたりなどしている。

目標が未達成と判定されていた上記の39件についてみると、表43のとおり、全て拡充延長事前評価によるものとなっており、これは、測定指標が目標未達成となっていたことから、今後の目標達成を図ろうとして、租税特別措置等の内容の拡充又は期限の延長を行うこととしたためである。そして、「未達成」と判定された39件のうち18件（46.1%）は、評価書においてその原因が分析されていなかった。原因が分析されていなかった理由について、5府省等は、担当部署等への租特評価ガイドライン等の周知が十分でなかったためなどとしている。

租税特別措置等の事前評価の実施に当たっては、目標及び測定指標を適切に設定するよう努める必要がある。また、拡充延長事前評価及び事後評価の実施に当たっては、各府省等における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供するために、測定指標に基づいて目標の達成状況を適切に測定し、その結果、目標が未達成と判定されたものについて、その原因をより適切に分析するよう努める必要がある。

表43　国税に係る拡充延長事前評価及び事後評価における測定指標の目標値の達成状況（平成26年度）

（単位：件、%）

府省等名	評価時期	国税に係る拡充延長事前評価件数及び事後評価件数	うち測定指標の設定なし	うち測定指標の設定あり	うち測定指標の測定あり	目標の達成状況				うち測定指標の測定なし
						達成	未達成	原因分析		
								あり	なし	
内閣府	拡充延長事前評価	7	-	7	5	-	5	1	4	2
	事後評価	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国家公安委員会・警察庁	拡充延長事前評価	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事後評価	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融庁	拡充延長事前評価	5	1	4	-	-	-	-	-	4
	事後評価	-	-	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	拡充延長事前評価	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事後評価	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	拡充延長事前評価	6	-	6	6	3	3	2	1	-
	事後評価	1	-	1	1	1	-	-	-	-
文部科学省	拡充延長事前評価	1	-	1	1	-	1	1	-	-
	事後評価	-	-	-	-	-	-	-	-	-
厚生労働省	拡充延長事前評価	10	-	10	5	-	5	1	4	5
	事後評価	2	-	2	-	-	-	-	-	2
農林水産省	拡充延長事前評価	13	-	13	12	8	4	4	-	1
	事後評価	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経済産業省（注）	拡充延長事前評価	14	-	14	11	2	9	8	1	3
	事後評価	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国土交通省	拡充延長事前評価	19	-	19	18	8	10	2	8	1
	事後評価	-	-	-	-	-	-	-	-	-
環境省	拡充延長事前評価	3	-	3	2	1	1	1	-	1
	事後評価	2	2	-	-	-	-	-	-	-
防衛省	拡充延長事前評価	1	-	1	1	-	1	1	-	-
	事後評価	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	拡充延長事前評価	79	1	78	61	22	39	21	18	17
	事後評価	5	2	3	1	1	-	-	-	2
合計		84	3	81	62	23	39	21	18	19
	（構成比）		(3.5)	(96.4)	(76.5)	(28.3)	(48.1)	(53.8)	(46.1)	(23.4)

（注）　経済産業省の拡充延長事前評価1件は、一部租税特別措置等の新設を含んでいる。

b　適用数、減収額の実績把握及び将来予測の状況

適用数の実績把握を行うこととなっていた拡充延長事前評価79件及び事後評価5件の計84件の把握状況をみると、表44のとおり、把握をしていなかったものは2件（2.3%）となっている。把握をしていなかった理由について、環境省は、当該租税特別措置等の対象となるのは、地方公共団体等に土地等を売却する個人又は法人であることから、把握することが困難であったためなどとしている。

また、適用数の将来予測を行うこととなっていた新設事前評価31件及び拡充延長事前評価79件の計110件の予測状況をみると、予測をしていなかったものは24件（21.8%）となっている。予測をしていなかった理由について、6府省等は、将来の適用数が実績と同程度と見込んだためや、新設事前評価時には租税特別

措置等の具体的な内容が確定していなかったためなどとしている。

次に、減収額の実績把握を行うこととなっていた拡充延長事前評価79件及び事後評価5件の計84件の把握状況をみると、表44のとおり、把握をしていなかったものは6件（7.1%）となっている。把握をしていなかった理由について、4府省等は、当該租税特別措置等によっては、減収額は生じないと、あらかじめ判断していたためなどとしている。

また、減収額の将来予測を行うこととなっていた新設事前評価31件及び拡充延長事前評価79件の計110件の予測状況をみると、予測をしていなかったものは29件（26.3%）となっている。予測をしていなかった理由について、8府省等は、将来の減収額が実績と同程度と見込んでいたためや、新設事前評価時には租税特別措置等の具体的な内容が確定していなかったためなどとしている。

表44　国税に係る政策評価における適用数及び減収額の実績把握及び将来予測の状況（平成26年度）

（単位：件、%）

府省等名	区分		国税に係る政策評価件数	適用数						減収額					
				実績把握			将来予測			実績把握			将来予測		
				対象	あり	なし	対象	あり	なし	対象	あり	なし	対象	あり	なし
内閣府	事前評価	新設	7				14	2	5				14	2	5
		拡充延長	7	7	7	-		5	2	7	7	-		4	3
	事後評価		-		-	-					-	-			
国家公安委員会・警察庁	事前評価	新設	-				-	-	-				-	-	-
		拡充延長	-	-	-	-		-	-	-	-	-		-	-
	事後評価		-		-	-					-	-			
金融庁	事前評価	新設	3				8	2	1				8	2	1
		拡充延長	5	5	5	-		2	3	5	4	1		3	2
	事後評価		-		-	-					-	-			
復興庁	事前評価	新設	1				1	1	-				1	-	1
		拡充延長	-	-	-	-		-	-	-	-	-		-	-
	事後評価		-		-	-					-	-			
総務省	事前評価	新設	1				7	1	-				7	1	-
		拡充延長	6	7	6	-		6	-	7	6	-		6	-
	事後評価		1		1	-					1	-			
文部科学省	事前評価	新設	2				3	2	-				3	2	-
		拡充延長	1	1	1	-		1	-	1	1	-		1	-
	事後評価		-		-	-					-	-			
厚生労働省	事前評価	新設	8				18	3	5				18	4	4
		拡充延長	10	12	10	-		9	1	12	10	-		7	3
	事後評価		2		2	-					1	1			
農林水産省	事前評価	新設	-				13	-	-				13	-	-
		拡充延長	13	13	13	-		13	-	13	13	-		12	1
	事後評価		-		-	-					-	-			
経済産業省（注）	事前評価	新設	5				19	4	1				19	5	-
		拡充延長	14	14	14	-		11	3	14	12	2		8	6
	事後評価		-		-	-					-	-			
国土交通省	事前評価	新設	2				21	2	-				21	2	-
		拡充延長	19	19	19	-		18	1	19	19	-		18	1
	事後評価		-		-	-					-	-			
環境省	事前評価	新設	1				4	1	-				4	1	-
		拡充延長	3	5	3	-		1	2	5	3	-		1	2
	事後評価		2		-	2					-	2			
防衛省	事前評価	新設	1				2	1	-				2	1	-
		拡充延長	1	1	1	-		1	-	1	1	-		1	-
	事後評価		-		-	-					-	-			
計	事前評価	新設	31				110	19	12				110	20	11
		拡充延長	79	84	79	-		67	12	84	76	3		61	18
	事後評価		5		3	2					2	3			
合計			115	84	82	2	110	86	24	84	78	6	110	81	29
		（構成比）			(97.6)	(2.3)		(78.1)	(21.8)		(92.8)	(7.1)		(73.6)	(26.3)

（注）　経済産業省の拡充延長事前評価1件は、一部租税特別措置等の新設を含んでいる。

上記のように、適用数及び減収額について、実績把握がされていたものはいずれも90%を超えており、また、将来予測がされていたものは適用数が78.1%、減収額が73.6%となっていて、いずれも比較的高い割合となっていた。

c　税収減を是認する効果の実績把握及び将来予測の状況

税収減を是認する効果の実績把握を行うこととなっていた拡充延長事前評価79件及び事後評価5件の計84件の把握状況をみると、表45のとおり、把握をしていたものは75件（89.2%）、把握をしていなかったものは9件（10.7%）となっている。把握をしていなかった理由について、5府省等は、減収額と比較すべき効果でなかったためなどとしている。

また、税収減を是認する効果の将来予測を行うこととなっていた新設事前評価31件及び拡充延長事前評価79件の計110件の予測状況をみると、予測をしていたものは90件（81.8%）、予測をしていなかったものは20件（18.1%）となっている。予測をしていなかった理由について、7府省等は、租税特別措置等以外の外部要因の影響を排除して予測できなかったためや、将来の効果が実績と同程度と見込んだためや、新設事前評価時には租税特別措置等の具体的な内容が確定していなかったためなどとしている。

そして、税収減を是認する効果の実績把握が行われていた75件についてみると、表45のとおり、定性的に記述していたものは27件（36.0%）となっている。定量的に記述できなかった理由について、8府省等は、租税特別措置等以外の外部要因の影響を排除して把握できなかったためや、定量的に把握することが適切でない効果であったためなどとしている。

また、税収減を是認する効果の将来予測が行われていた90件についてみると、定性的に記述していたものは49件（54.4%）となっている。定量的に記述していなかった理由について、9府省等は、租税特別措置等以外の外部要因の影響を排除して予測できなかったためや、定量的に予測することが適切でない効果であったためなどとしている。

表45　国税に係る政策評価における税収減を是認する効果の実績把握及び将来予測の状況（平成26年度）

（単位：件、％）

府省等名	区分		国税に係る政策評価件数	税収減を是認する効果									
				実績把握					将来予測				
				対象	あり	うち定量的に記述	うち定性的に記述	なし	対象	あり	うち定量的に記述	うち定性的に記述	なし
内閣府	事前評価	新設	7						14	7	1	6	-
		拡充延長	7	7	5	2	3	2		6	1	5	1
	事後評価		-		-	-	-	-					
国家公安委員会・警察庁	事前評価	新設	-						-	-	-	-	-
		拡充延長	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-
	事後評価		-		-	-	-	-					
金融庁	事前評価	新設	3						8	2	-	2	1
		拡充延長	5	5	4	2	2	1		3	1	2	2
	事後評価		-		-	-	-	-					
復興庁	事前評価	新設	1						1	1	-	1	-
		拡充延長	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-
	事後評価		-		-	-	-	-					
総務省	事前評価	新設	1						7	1	-	1	-
		拡充延長	6	7	6	5	1	-		6	5	1	-
	事後評価		1		1	1	-	-					
文部科学省	事前評価	新設	2						3	2	-	2	-
		拡充延長	1	1	1	1	-	-		1	1	-	-
	事後評価		-		-	-	-	-					
厚生労働省	事前評価	新設	8						18	6	1	5	2
		拡充延長	10	12	9	7	2	1		10	2	8	-
	事後評価		2		2	-	2	-					
農林水産省	事前評価	新設	-						13	-	-	-	-
		拡充延長	13	13	13	12	1	-		12	12	-	1
	事後評価		-		-	-	-	-					
経済産業省（注）	事前評価	新設	5						19	4	1	3	1
		拡充延長	14	14	10	5	5	4		6	4	2	8
	事後評価		-		-	-	-	-					
国土交通省	事前評価	新設	2						21	2	-	2	-
		拡充延長	19	19	18	9	9	1		17	9	8	2
	事後評価		-		-	-	-	-					
環境省	事前評価	新設	1						4	1	-	1	-
		拡充延長	3	5	3	3	-	-		1	1	-	2
	事後評価		2		2	-	2	-					
防衛省	事前評価	新設	1						2	1	1	-	-
		拡充延長	1	1	1	1	-	-		1	1	-	-
	事後評価		-		-	-	-	-					
計	事前評価	新設	31						110	27	4	23	4
		拡充延長	79	84	70	47	23	9		63	37	26	16
	事後評価		5		5	1	4	-					
合計			115	84	75	48	27	9	110	90	41	49	20
		（構成比）			(89.2)	(64.0)	(36.0)	(10.7)		(81.8)	(45.5)	(54.4)	(18.1)

（注）　経済産業省の拡充延長事前評価1件は、一部租税特別措置等の新設を含んでいる。

上記のように、税収減を是認する効果の実績把握が行われていたものは89.2％、また、将来予測が行われていたものは81.8％となっていて、いずれも比較的高い割合となっていたものの、将来予測の定量化については、45.5％にとどまっていた。

税収減を是認する効果の実績把握及び将来予測の定量化について、租税特別措置等の内容等によっては困難な場合もあるが、税制改正作業に有用な情報を提供するために、より定量化に努めることが必要である。

(ｶ) 5分野の事務事業以外の事務事業

国家公安委員会・警察庁、金融庁及び法務、厚生労働、国土交通各省の5府省等は、26年度に、5分野の事務事業以外の事務事業に係る事前評価63件及び事後評価26件の計89件の政策評価を実施していた（事前評価の内訳は別表14-1、事後評価の内訳は別表14-2参照）。

そして、上記の事前評価63件についてみると、表46のとおり、新たに導入を図ろうとする事業のうち社会的な影響が大きいなどの事務事業（以下「新規事業」という。）に係る事前評価を実施したものが50件となっていて、事前評価の大部分を占めており、このうち49件を国土交通省が実施していた。これらは、事業の目標や必要性を検討した上で、必要に応じて代替案との比較を行うなどの方法により事前評価が実施されていた。

また、前記の事後評価26件についてみると、金融庁及び法務、厚生労働両省の3府省等は、成果重視事業に係る事後評価をそれぞれ1件ずつ実施しており、これらは、複数年度にわたって情報関係のシステムを整備する事業等を評価対象として、当該システムの導入による経費削減額や業務処理時間削減額等の定量的な指標を定めて、その達成状況等を事業開始から目標年度まで毎年度測定するなどの方法で事後評価が実施されていた。

表46　5分野の事務事業以外の事務事業に係る政策評価の実施状況（平成26年度）

（単位：件）

府省等名	評価時期	政策評価件数	新規事業	成果重視事業	庁舎等の施設の整備等事業	その他
国家公安委員会・警察庁	事後評価	1	－	－	－	1
金融庁	事後評価	1	－	1	－	－
法務省	事前評価	5	1		4	－
	事後評価	5	1	1	3	－
厚生労働省	事後評価	8	－	1	－	7
国土交通省	事前評価	58	49	－	9	－
	事後評価	11	－	－	11	－
計	事前評価	63	50	－	13	－
	事後評価	26	1	3	14	8
	計	89	51	3	27	8

上記の新規事業及び成果重視事業以外の35件についてみると、法務、国土交通

両省は、庁舎等の施設の整備等事業に係る事前評価13件及び事後評価14件の計27件を実施しており、これらは、事業の必要性、合理性及び効果の項目ごとに測定指標を設定して、それぞれの測定指標に対して、既存施設の老朽化等の条件等から、あらかじめ定められた評点方法で評点を算出して、その結果等から評価する方法で事前評価及び事後評価が実施されていた。

そこで、5分野の事務事業以外の事務事業に係る前記の政策評価89件について、予算額及び執行額が評価書に明示された上で政策評価が実施されているかをみると、国家公安委員会・警察庁1件及び厚生労働省7件の事後評価計8件において、当該事務事業の執行額が明示されないまま、事後評価が実施されていたものが見受けられた。

事務事業に係る事後評価の実施に当たっては、当該事務事業の執行額を適切に把握して、それを評価書にできる限り明示した上で、事後評価を実施するよう努めることが必要である。

(3) 事前評価後の各府省等における対応状況等

ア　事前評価後の事後評価又は検証の実施状況

各府省等は、前記のとおり、基本計画等において、事後評価を実施する対象及び時期を定めており、また、規制に係る政策評価を実施した後の状況を把握するなどのため、自主的に検証することを定めている。

そこで、21府省等が25年度までに実施した事前評価について、22年度から26年度までの間の事後評価又は検証の実施状況をみると、次のとおりである。

(ｱ) 政策（狭義）及び施策に係る事後評価又は検証の実施状況

政策（狭義）及び施策に係る事前評価を実施したのは、農林水産、経済産業両省であり、農林水産省は、22年度に事前評価を実施した16件について、また、経済産業省は、22年度から24年度までの間に事前評価を実施した33件（22年度23件、23年度5件及び24年度5件）について、それぞれ翌年度に事後評価を実施していた。

(ｲ) 事務事業の事後評価又は検証の実施状況

ａ　研究開発

研究開発に係る政策評価を実施した7府省等は、事後評価が義務付けられた未着手又は未了の研究開発のほか、基本計画等に基づき、研究開発の終了時にも事後評価を実施することとしている。

そこで、7府省等が25年度までに実施した研究開発に係る事前評価について、22年度から26年度までの間の事後評価の実施状況をみると、表47のとおり、評価対象がなかった文部科学、経済産業両省以外の5府省等は、22年度61件、23年度54件、24年度78件、25年度62件、26年度60件の計315件の事後評価を、基本計画等に基づいて実施していた。

表47　研究開発に係る事前評価を実施したものについての事後評価の実施状況（平成22年度～26年度）

（単位：件）

府省等名	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
総務省	10	5	3	7	3	28
厚生労働省	1	1	1	1	1	5
農林水産省	2	5	6	4	3	20
国土交通省	41	39	56	45	53	234
防衛省	7	4	12	5	－	28
計	61	54	78	62	60	315

b　公共事業

公共事業に係る政策評価を実施した6府省等は、前記のとおり、基本計画等に基づき、事業採択後5年を経過して未着工の場合、また、事業採択後5年以上事業を継続している場合には、5年経過ごとに再評価を実施することとし、また、完了後評価を実施することなどとしている。そして、6府省等は、22年度から26年度までの間に、前記表9のとおり、22年度880件、23年度919件、24年度681件、25年度741件、26年度725件の計3,946件の公共事業に係る事後評価を実施していた。

25年度までに事前評価が実施された総事業費の見込額又は実績額が10億円以上の公共事業について、26年度末までに事後評価が実施されていなかった農林水産、経済産業、国土交通、環境各省の4府省等の計688件の状況をみると、表48のとおり、定められた事後評価の実施時期が未到来のものは608件、東日本大震災の影響等により実施を延期せざるを得なかったものは4件、実施要領等で定められた条件に該当しないことから実施されていなかったものは4件となっていた。

しかし、残りの72件のうち、補助事業の事業主体である地方公共団体が、事業評価に係る実施要領等において、事後評価に関する規定を定めていないことなどにより、当該地方公共団体から完了後評価に関する資料等が得られず、完了後評価が実施されていなかったものは37件、また、補助事業の事業主体であ

る独立行政法人が、評価対象として選定していなかったことにより、完了後評価が実施されていなかったものは22件、さらに、実施要領等に実施時期等を具体的に定めていないため、完了後評価が実施されていなかったものは12件などとなっていた。

完了後評価の実施に当たっては、実施要領等に実施時期等を具体的に定めたり、補助事業について交付要綱等にその実施を定めたりするなどして、できる限り完了後評価を適時適切に実施するよう努める必要がある。

表48　平成25年度までに事前評価が実施された総事業費の見込額又は実績額が10億円以上の公共事業について、26年度末までに事後評価が実施されていなかったものの状況

（単位：件）

府省等名	定められた事後評価の実施時期が未到来のもの	東日本大震災の影響等により事後評価の実施を延期せざるを得なかったもの	実施要領等で定められた条件に該当しないことから実施されていなかったもの	左記以外の理由により事後評価が実施されていなかったもの	うち当該地方公共団体から完了後評価に関する資料等が得られず、完了後評価が実施されていなかったもの	うち補助事業の事業主体である独立行政法人が、評価対象として選定していなかったことにより、完了後評価が実施されていなかったもの	うち実施要領等に実施時期等を具体的に定めていないため、完了後評価が実施されていなかったもの	その他	計
農林水産省	544	4	-	23	23	-	-	-	571
経済産業省	-	-	4	-	-	-	-	-	4
国土交通省	61	-	-	37	14	22	-	1	98
環境省	3	-	-	12	-	-	12		15
計	608	4	4	72	37	22	12	1	688

c　政府開発援助

外務省は、基本計画等に基づき、事後評価の実施が義務付けられた未着手又は未了に該当する政府開発援助について、事後評価を実施することとしており、22年度から26年度までの間に実施した政府開発援助に係る事後評価をみると、15年度に事前評価を実施した有償資金協力事業のうち2件が未了に該当するとして、基本計画等に基づいて26年度に事後評価を実施していた。なお、同省が事前評価を実施した無償資金協力事業及び有償資金協力事業が終了した段階で、ＪＩＣＡにおいて、ＪＩＣＡ事業ガイドラインに基づき、一部の事業を除き事後段階の評価が実施されることとなっている。

d　規制

（注29）

15府省等は、規制評価ガイドラインが策定された19年度から25年度までの間に、規制に係る事前評価を実施しており、このうち国において行政費用の発生等が見込まれた規制に係る事前評価を実施していたのは、法務省を除く14府省等となっている。そして、14府省等は、規制評価ガイドライン等に基づき、規制に係る事前評価を実施する際には、当該規制の新設又は改廃が社会情勢に照らしてなお適切であるか否かの判断を行う「レビュー」（ただし、国家公安委員会・警察庁は「事後評価」。以下、事後評価と合わせて「規制に係るレビュー」という。）の実施時期又は条件を設定することとし、当該設定した実施時期が到来したり、実施条件が満たされたりした場合には規制に係るレビューを実施することとしている。

そこで、上記の14府省等が、19年度から25年度までの間に実施した国において行政費用が発生等すると見込まれた規制に係る事前評価のうち、実際に施行されたものについて、22年度から26年度までの間の規制に係るレビューの実施状況をみると、表49のとおり、金融庁及び総務、厚生労働、経済産業、国土交通、環境各省の6府省等は、22年度6件、23年度10件、24年度16件、25年度20件、26年度21件の計73件の規制に係るレビューを実施していた。

（注29）　15府省等　　内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制委員会

表49　国において行政費用の発生等が見込まれた規制に係る事前評価を実施したもののうち、実際に施行されたものについての規制に係るレビューの実施状況（平成22年度～26年度）

（単位：件）

府省等名	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
金融庁	2	1	10	12	8	33
総務省	-	1	-	-	2	3
厚生労働省	1	-	4	2	4	11
経済産業省	2	2	-	1	6	11
国土交通省	1	4	2	4	1	12
環境省	-	2	-	1	-	3
計	6	10	16	20	21	73

そして、国において行政費用の発生等が見込まれた規制に係る事前評価後に実際に規制が施行されたものについて、26年度末までに規制に係るレビューが実施されたことがないものは、表50のとおり、14府省等の計238件となっており、これらの事前評価時に設定された規制に係るレビューの実施時期又は条件が明

確に設定されていたものは151件、設定されていなかったものは8件、「社会情勢に応じて必要があると認められる時」などと明確に設定されていなかったものは79件見受けられた。

また、事前評価後の規制に係るレビューを実施する時期が明確に設定されていた上記151件のうち、金融庁4件、総務省1件、文部科学省1件及び厚生労働省1件の4府省等の計7件については、設定された時期が到来してから1年以上経過しているにもかかわらず、規制に係るレビューが実施されていなかった。これらの実施されていなかった理由について、4府省等は、検討の結果、規制に係るレビューの実施が不要と判断したためや、特段の問題が生じていなかったためなどとしている。

しかし、事前評価後の規制に係るレビューは、当該規制が社会経済情勢に照らしてなお適切であるか否かの判断を行うことに加え、規制に係るレビューの結果が公表されることで、国民への説明責任を果たすことに資するものである。

このため、規制に係る事前評価を実施する際には、規制に係るレビューが適時適切に実施されるよう、規制に係るレビューの実施時期又は条件をできる限り具体的に設定して、適時適切な実施をより確実なものにするよう努めることや、また、設定した実施時期又は条件に達した場合は、速やかに規制に係るレビューを実施するよう努めることが必要である。

表50　国において行政費用の発生等が見込まれた規制に係る事前評価後に実際に規制が施行されたもののうち、平成26年度末までに規制に係るレビューが実施されていなかったものの状況

（単位：件）

府省等名	規制に係るレビューが実施されていなかったもの	うち実施時期又は条件が設定されていたもの					うち実施時期又は条件が設定されていなかったもの
		明確に設定されていたもの	うち実施時期が既に到来	うち1年以上経過	うち実施時期が未到来	明確に設定されていなかったもの	
内閣府	2	-	-	-	-	2	-
公正取引委員会	2	-	-	-	-	-	2
国家公安委員会・警察庁	6	6	-	-	6	-	-
金融庁	66	44	4	4	40	19	3
消費者庁	2	1	-	-	1	-	1
総務省	14	12	1	1	11	2	-
外務省	1	-	-	-	-	1	-
文部科学省	3	3	1	1	2	-	-
厚生労働省	69	33	2	1	31	34	2
農林水産省	5	3	-	-	3	2	-
経済産業省	24	11	2	-	9	13	-
国土交通省	28	26	-	-	26	2	-
環境省	15	12	-	-	12	3	-
原子力規制委員会	1	-	-	-	-	1	-
計	238	151	10	7	141	79	8

規制に係るレビューの実施時期又は条件が明確に設定されていなかった事例を示すと、次のとおりである。

＜事例7＞　規制に係るレビューの実施時期又は条件が明確に設定されていなかったもの

金融庁は、平成25年度に規制に係る事前評価「個人向け店頭バイナリーオプション取引に関する規制」において、規制に係るレビューの実施時期又は条件を、「改正後の規定の実施状況について検討を加え、公益又は投資者保護の観点から必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」としていた。

しかし、同庁は、規制に係るレビューの具体的な実施時期又は条件を設定していなかったことから、今後、規制に係るレビューが実施されるかどうかが不明確なものとなっていた。

e　租税特別措置等

（注30）

14府省等は、租特評価ガイドラインが策定された22年度から25年度までの間に、国税に係る事前評価を実施している。そして、14府省等は、租特評価ガイドラインに基づき、租税特別措置等のうち、事前評価義務租特については必ず、その他の租税特別措置等については自主的に、原則として3年から5年に一度は事後評価を実施することとしている。ただし、拡充延長事前評価は、前記のとおり、事後評価の要素を含んでいるため、既存の租税特別措置等の拡充延長事前評価を3年から5年に一度実施した場合には、改めて事後評価を実施することは要しないこととなっている。

そこで、14府省等が22年度から25年度までの間に実施した国税に係る事前評価のうち、23年度から26年度までに実際に施行されたものについて、拡充延長事前評価又は事後評価の実施状況をみると、表51のとおり、11府省等は、租特評価ガイドラインに基づいて、23年度18件、24年度48件、25年度77件、26年度68件の計211件の拡充延長事前評価又は事後評価を実施していた。

（注30）　14府省等　　内閣府、国家公安委員会・警察庁、金融庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

表51　国税に係る事前評価を実施したもののうち、実際に施行されたものについての、拡充延長事前評価又は事後評価の実施状況（平成23年度～26年度）　（単位：件）

府省等名	平成23年度	24年度	25年度	26年度	計
内閣府	-	2	9	5	16
金融庁	1	-	5	2	8
総務省	1	3	5	4	13
財務省	-	-	1	-	1
文部科学省	-	1	1	1	3
厚生労働省	4	6	9	12	31
農林水産省	-	10	12	13	35
経済産業省	6	6	19	12	43
国土交通省	4	18	13	17	52
環境省	2	2	2	2	8
防衛省	-	-	1	-	1
計	18	48	77	68	211

f　5分野の事務事業以外の事務事業

5分野の事務事業以外の事務事業に係る政策評価を25年度までに実施した11府省等（注31）は、事前評価後に実施する事後評価について、基本計画等にその実施時期等を特に定めておらず、必要に応じて、事後評価を実施することなどとしている。

そこで、11府省等が25年度までに実施した5分野の事務事業以外の事務事業に係る事前評価について、22年度から26年度までの間に実施した事後評価の実施状況をみると、表52のとおり、評価対象がなかった5府省等以外の金融庁及び総務、法務、厚生労働、国土交通、防衛各省の6府省等は、22年度35件、23年度18件、24年度33件、25年度28件、26年度23件の計137件の事後評価を実施していた。

（注31）　11府省等　　内閣府、宮内庁、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、防衛省

表52　5分野以外の事務事業に係る事前評価を実施したものの事後評価の実施状況（平成22年度～26年度）

（単位：件）

府省等名	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
金融庁	3	2	2	1	1	9
総務省	2	－	－	－	－	2
法務省	－	1	4	3	4	12
厚生労働省	23	9	15	2	7	56
国土交通省	3	5	12	22	11	53
防衛省	4	1	－	－	－	5
計	35	18	33	28	23	137

イ　政策評価の評価結果の予算等への反映状況

(ｱ) 政策（狭義）及び施策に係る政策評価の評価結果の予算等への反映状況

目標管理型の政策評価が実施された前記296件のうち、目標達成度合いが判定されていなかった4件を除く計292件について、17府省等における評価結果の予算等への反映状況は、表53のとおりとなっている。このうち政策の改善又は見直しの必要性が比較的高いと考えられる「進展が大きくない」と判定された27件についてみると、4府省等の6件は、評価対象施策の改善又は見直しが実施されており、残りの4府省等の21件は、改善又は見直しが実施されずに評価対象施策が引き続き推進されている（「進展が大きくない」と判定された27件及び「引き続き推進」とされている21件の内訳は別表7参照）。この21件について、4府省等は、測定指標の目標達成度合いの判定において、様々な外部要因が影響するものであることなどから、目標が達成されているとは言い難いため、「進展が大きくない」と判定されたものであるが、評価対象施策は重要な意義のあるものであり着実に実施していく必要があることなどから、引き続き推進することにしたとしている。

そして、21件の施策に係る翌年度の予算要求についてみると、助成件数が減少したことなどの実績を踏まえるなどして減額していたり、施策の目標達成を推進するために、施策の達成手段である事務事業が目標の達成に寄与していないとまではいえないと考えられることから、施策の達成手段である事務事業を補強又は増やすなどして、当該事務事業に要する経費について、増額又は新規に予算要求していたりなどしていた。

表53　施策に係る政策評価の評価結果の予算等への反映状況(平成26年度)　　(単位：件)

評価結果		左の予算等への反映状況				
		評価対象施策を引き続き推進	評価対象施策の改善又は見直し	予算要求		評価対象施策の終了
				減額	増額	
目標超過達成	5	4	1	1	-	-
目標達成	122	110	12	9	3	-
相当程度進展あり	138	96	41	12	26	1
進展が大きくない	27	21	6	3	2	-
目標に向かっていない	-	-	-	-	-	-
計	292	231	60	25	31	1

(注)　予算を伴わない施策については、改善又は見直しに伴う予算要求を行っていないため、評価対象施策の改善又は見直しの件数と予算要求の件数は一致しない。

また、4府省等が26年度に実施した、政策体系上の政策のうち政策効果の発現に一定の期間を要するもの又は複数の施策にまたがるものなどの、前記特定のテーマに係る事後評価12件について、4府省等における評価結果の政策への反映状況をみると、国家公安委員会・警察庁の1件は「対策が着実に推進されたが、引き続き推進していく必要がある」、農林水産省の1件は「順調に進捗した」、厚生労働省の6件は全て「取組を引き続き推進」、国土交通省の4件は全て「目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした」とそれぞれ判定されて、これらは当該府省等において政策が引き続き推進されている。

(ｲ) 事務事業に係る政策評価の評価結果の予算等への反映状況

a　研究開発

7府省等が26年度に実施した前記の研究開発に係る事前評価105件及び事後評価61件の計166件について、評価結果の予算等への反映状況をみると、表54のとおり、事前評価105件は全て「採択が妥当」と判定されていて、このうち70件は27年度予算に、31件は26年度の補正予算にそれぞれ計上等されていて、残りの4件は採択の決定がされたものの、予算の編成過程において計上されないこととなっていた。また、完了時評価が実施された事後評価61件は全て「目標を達成」と判定されており、事後評価を実施した総務、厚生労働、農林水産、国土交通各省の4府省等は、これまでの取組を引き続き推進するなどして、評価結果を今後の研究開発等に反映するなどとしている。

表54　研究開発に係る政策評価の評価結果の予算等への反映状況（平成26年度）

（単位：件）

評価時期	評価結果		左の予算等への反映状況	
事前評価	採択が妥当	105	平成27年度予算に計上	70
			26年度補正予算に計上等	31
			27年度予算に計上せず	4
事後評価	目標を達成	61	今後の研究開発等に反映	61
計		166		166

b　公共事業

6府省等が26年度に実施した前記の公共事業に係る事前評価340件及び事後評価725件の計1,065件のうち、総事業費の見込額又は実績額が10億円以上となる事前評価238件及び事後評価684件（うち再評価517件及び完了後評価167件）の計922件について、評価結果の予算等への反映状況をみると、表55のとおり、事前評価238件は全て「採択が妥当」と判定されて、このうち237件は27年度予算に計上され、残りの1件は採択の決定がされ、28年度以降の予算に概算要求されることとなっていた。再評価517件のうち496件は「継続が妥当」と判定されて事業が引き続き推進され、19件は「見直し継続が妥当」と判定されて事業が見直された上で推進され、1件は「中止が妥当」と判定されて事業が中止され、1件は「休止が妥当」と判定されて事業が休止されており、全ての事業が評価結果どおりに反映されていた。また、完了後評価167件のうち166件は「効果発現が認められる」と判定されて、当該評価を実施した総務、農林水産、国土交通各省の3府省等において改善の必要がないと判断されており、1件は「十分な効果発現に至っていない」と判定されて、当該評価を実施した農林水産省において今後の改善方針が策定されていた。

表55　総事業費の見込額又は実績額が10億円以上の公共事業に係る政策評価の評価結果の予算等への反映状況（平成26年度）

（単位：件）

評価時期		評価結果		左の予算等への反映状況	
事前評価		採択が妥当	238	平成27年度予算に計上	237
				採択の決定をし、28年度以降の予算に概算要求予定	1
事後評価	再評価	継続が妥当	496	事業を引き続き推進	496
		見直し継続が妥当	19	事業を見直した上で推進	19
		中止が妥当	1	事業を中止	1
		休止が妥当	1	事業を休止	1
		小計	517		517
	完了後評価	効果発現が認められる	166	改善の必要がないと判断	166
		十分な効果発現に至っていない	1	今後の改善方針を策定	1
		小計	167		167
	計		684		684
合計			922		922

c　政府開発援助

外務省が26年度に実施した前記の政府開発援助に係る事前評価63件及び事後評価8件の計71件について、評価結果の予算等への反映状況をみると、表56のとおり、事前評価63件は全て「事業の必要性、効率性及び有効性が確認された」と判定されて、これらは全て事業採択の決定がされた上で相手国との間で交換公文が締結され、このうち24件は見込まれる資金供与額の総額について27年度予算に反映されていた。また、事後評価が実施された8件は全て「事業を引き続き推進」と判定されて、これらは全て事業が継続され、評価結果どおりに反映されていた。

表56　政府開発援助に係る政策評価の評価結果の予算等への反映状況（平成26年度）

（単位：件）

評価時期	評価結果		左の予算等への反映状況	
事前評価	事業の必要性、効率性及び有効性が確認された	63	事業採択の決定がされた上で相手国との間で交換公文が締結	63
			うち見込まれる資金供与額の総額について平成27年度予算に反映	24
事後評価	事業を引き続き推進	8	事業を引き続き推進	8
計		71		71

d　規制

12府省等が26年度に実施した前記の規制に係る事前評価89件及び事後評価1件の計90件のうち、国において行政費用の発生等が見込まれた事前評価46件について、評価結果の政策への反映状況をみると、表57のとおり、46件は全て「新設又は改廃が妥当」と判定されて、これらは全て新設又は改廃を行うため、国会に当該規制に係る法案が提出され、また、政令等が改正されることとされ、26年度末において5件が施行されていた。

表57　国において行政費用の発生等が見込まれた規制に係る政策評価の評価結果の政策への反映状況（平成26年度）

（単位：件）

評価時期	評価結果		左の政策への反映状況	
事前評価	新設又は改廃が妥当	46	規制に係る法案を国会に提出又は政令等が改正されることとされた	46
			うち平成26年度末における施行件数	5
計		46		46

e　租税特別措置等

12府省等が26年度に実施した租税特別措置等に係る事前評価138件及び事後評価7件の計145件のうち、国税に係る事前評価110件及び事後評価5件の計115件について、政策評価の評価結果の政策への反映状況をみると、表58のとおり、事前評価110件は全て「租税特別措置等によることが妥当」と判定されて、これらは全て27年度税制改正に向けて財務省等に税制改正要望書が提出され、このう

ち47件は評価結果どおりに実施され、33件は修正されて実施され、30件は未実施となっていた。

また、国税に係る事後評価が実施された5件は、全て「継続が妥当」と判定されて、引き続き当該租税特別措置等が実施されていた。

表58　国税に係る政策評価の評価結果の政策への反映状況（平成26年度）　（単位：件）

<table>
<tr><th>評価時期</th><th colspan="2">評価結果</th><th colspan="2">左の政策への反映状況</th></tr>
<tr><td rowspan="4">事前評価</td><td rowspan="4">租税特別措置等によることが妥当</td><td rowspan="4">110</td><td colspan="2">税制改正要望を行った</td><td>110</td></tr>
<tr><td>評価結果どおりに実施</td><td>47</td></tr>
<tr><td>修正されて実施</td><td>33</td></tr>
<tr><td>未実施</td><td>30</td></tr>
<tr><td>事後評価</td><td>継続が妥当</td><td>5</td><td colspan="2">引き続き推進</td><td>5</td></tr>
<tr><td>計</td><td></td><td>115</td><td colspan="2"></td><td>115</td></tr>
</table>

f　5分野の事務事業以外の事務事業

5府省等が26年度に実施した前記5分野の事務事業以外の事務事業に係る事前評価63件及び事後評価26件の計89件について、評価結果の予算等への反映状況をみると、表59のとおり、事前評価63件は全て「採択が妥当」と判定されて、このうち55件は27年度予算に、5件は26年度の補正予算にそれぞれ計上されていた。残りの3件は27年度予算の概算要求が行われたものの、計上されなかった。また、事後評価26件のうち13件は「引き続き推進又は継続が妥当」と判定されてこれまでの事業が引き続き推進され、4件は「目標を達成」と判定されて予定どおりに事業が終了し、1件は「見直し継続が妥当」と判定されて事業が見直された上で推進され、8件は「効果発現が認められる」と判定されて当該評価を実施した国土交通省において改善の必要がないと判断されていた。

表59　5分野の事務事業以外の事務事業に係る政策評価の評価結果の予算等への反映状況（平成26年度）

（単位：件）

評価時期	評価結果		左の予算等への反映状況	
事前評価	採択が妥当	63	平成27年度予算に計上	55
			26年度補正予算に計上	5
			27年度予算概算要求を行ったが、予算に計上されず	3
事後評価	引き続き推進又は継続が妥当	13	これまでの取組を引き続き推進	13
	目標を達成	4	事業終了	4
	見直し継続が妥当	1	事業を見直した上で推進	1
	効果発現が認められる	8	改善の必要がないと判断	8
計		89		89

4　所見

(1) 検査の状況の概要

我が国の財政状況は、近年厳しさを増し、予算の執行結果等の厳格な評価及び検証、国民への説明責任を果たしていくことなどが重視される中で、各府省等における政策評価の実施に当たっては、できる限り定量的な手法を用いて、また、これが困難な場合でも、できる限り客観的なデータや事実に基づく定性的な手法を用いるなどして、政策効果を適切に把握し、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性等に応じて必要な観点から、適切に政策評価を実施することとなっている。

そして、各府省等において、政策の特性等に応じた評価方法、評価基準等を客観的かつ厳格に運用して政策評価を実施し、その評価結果や政策の効果を的確に把握して政策や次年度以降の予算に一層適切に反映することは、政策の実施や予算の執行における効率性、有効性等の向上につながるものと考えられる。

そこで、会計検査院は、効率性、有効性等の観点から、内閣府等21府省等における政策評価の実施状況等について、各府省等が所掌する政策（狭義）、施策及び事務事業に係る政策評価の実施状況等はどのようになっているか、政策（狭義）、施策及び事務事業の効果の把握をできる限り定量的に行うなどして政策評価が実施されている

か、定性的な把握のみを行っているものについては、合理的な理由があるか、具体的な効果を測定できるように指標を設定するなどして客観的な把握が行われているか、事前評価が実施された当該府省等が所掌する政策（狭義）、施策及び事務事業について、その後、事後評価又は検証が適時適切に行われているかなどについて着眼して検査したところ、次のような状況となっていた。

ア　各府省等における政策評価の実施状況

21府省等は、22年度から26年度までの間に、政策（狭義）、施策及び事務事業の3区分に係る政策評価を計10,850件実施していた（17～19ページ参照）。

そして、宮内庁を除く20府省等の個別施策に係る決算額の合計額2219兆9277億余円（21年度から25年度までの計）に対する事後評価が実施された施策に係る決算額1714兆1741億余円の割合は77.2％と高いものとなっていた。また、20府省等の実施施策に係る決算額の合計額468兆9932億余円（25年度）に対する、24年度までに事務事業に係る事前評価が実施されていて、かつ、25年度に実施された事務事業に係る決算額4兆7106億余円の割合は1.0％と低いものとなっていた一方、事務事業については、各府省等において、政策評価とは別に、原則として、予算の概算要求を伴う全ての事務事業を対象として、行政事業レビューが実施されていた（19～22ページ参照）。

イ　政策体系における区分別の政策評価の実施状況

(ｱ) 政策（狭義）及び施策に係る政策評価の実施状況

26年度に目標管理型の政策評価を実施した17府省等及びモニタリングを実施していた国土交通省の計18府省等の計479件の評価対象施策について、測定指標の設定状況をみると、定性的な目標等が設定された593指標のうち391指標は、測定指標が目標を達成したか否かを判定するための目標を達成すべき時期及び目標とする対象並びに実現すべき内容の水準が、あらかじめ事前分析表に具体的に定められていなかった。また、事後評価が実施された施策に係る419指標のうち103指標は、測定指標が目標等を達成したか否かを判定するための目標を達成すべき時期及び目標とする対象並びに実現すべき内容の水準が具体的に定められていなかった。そして、評価対象の施策単位でみると、施策479件のうち18件は測定指標が設定されていなかった。さらに、定量的な測定指標が設定されていた835指標のうち127指標は「判定不能」と判定されていた（23～31ページ参照）。

次に、目標管理型の政策評価が実施された296件のうち、事前分析表に行政事業レビューの対象となる事務事業が達成手段として記載されていた251件について、26年度の行政事業レビューに係る情報の事後評価時の活用状況をみると、目標達成度合いの測定結果、施策の分析等が記載された評価書の「評価結果」欄に行政事業レビューに係る情報を活用した旨が記載されていたものは2件のみとなっており、この2件以外の249件は、行政事業レビューに係る情報が、事後評価の評価結果に至るまでの過程でどのように活用されたのか、評価書上、不明確なものとなっていた（32、33ページ参照）。

さらに、25年度の予算額及び執行額が明示された上で事後評価が実施されているかをみると、12府省等の90件は、25年度の予算額が評価書に明示されているものの、執行額が明示されないまま事後評価が実施されていた。また、25年度の予算額及び執行額が明示されていた176件のうち66件は、施策に係る決算額とは異なる額が評価書に記載されていた（33～35ページ参照）。

(ｲ) 事務事業に係る政策評価の実施状況

研究開発に係る政策評価をみると、コメントによる評価121件及び評点による評価39件の計160件は、費用及び効果に関する評価について、6府省等は、必要性、効率性、有効性等の観点に関して設定したいずれかの評価項目の評価と併せて評価したとしているものの、費用及び効果に関する具体的な評価内容は評価書に記載されておらず、どのような評価が行われたのかが評価書上分からない状況となっていた。また、事前評価において設定された定性的な202指標のうち2指標は、目標とする対象や実現すべき内容の水準が具体的に定められておらず事後に判定することが困難なものとなっていた。さらに、事後評価において設定された測定指標161指標のうち27指標は、判定基準が設定できず判定されていなかった（35～42ページ参照）。

公共事業に係る政策評価をみると、6府省等が費用便益比を算出する方法により費用便益分析を行って評価した854件のうち、農林水産省の2事業4件は、発生が見込まれる維持管理費が費用に計上されていなかった。また、事後評価を実施した総務、農林水産、国土交通各省の9事業43件は、物価変動の取扱いが実施要領等に具体的に定められていないなどとして、物価変動の影響を除かないまま現在価値に換算されていた。さらに、5府省等が事前評価又は再評価を実施した725件のう

ち273件は感度分析が実施されておらず、このうち236件は、実施要領等に感度分析の実施について定めがなかった。一方、実施要領等に感度分析の実施について定めがあるものの、国土交通省の河川・ダム事業9件は、補助事業の事業主体である地方公共団体の協力が得られなかったため、また、農林水産、経済産業、国土交通各省の計8件は、実施要領等に感度分析を実施する際の明確な基準がないため、それぞれ実施されていなかった（42～59ページ参照）。

政府開発援助に係る政策評価をみると、測定指標の定量化が進んでおり、また、定性的な指標のみを設定して有効性に関する評価が実施された無償資金協力事業2件において設定された8指標は、事後に客観的かつ具体的な効果を測定でき、かつ、その達成度合いを客観的に判定するための関連指標が設定されるなどしていた（59～62ページ参照）。

規制に係る政策評価をみると、国において行政費用の発生等が見込まれて、事前評価が実施された46件は、費用及び便益について全て定性的に分析されていた。このうち36件は、行政費用の分析において、発生等が見込まれた行政費用の要素を列挙するのみで、その規模が全く示されておらず、また、12件は代替案が設定されていなかった（62～64ページ参照）。

租税特別措置等に係る政策評価のうち国税に係る政策評価をみると、事前評価110件のうち2件は目標が設定されておらず、6件は目標は設定されているものの測定指標が設定されていなかった。また、拡充延長事前評価及び事後評価84件のうち3件は測定指標が設定されておらず、19件は設定された測定指標により目標の達成状況が測定されていなかった。さらに、目標が「未達成」と判定された拡充延長事前評価39件のうち18件は、その原因が分析されていなかった（64～72ページ参照）。

5分野の事務事業以外の事務事業に係る政策評価をみると、国家公安委員会・警察庁及び厚生労働省が実施した事後評価計8件において、当該事務事業の執行額が評価書に明示されないまま事後評価が実施されていた（73、74ページ参照）。

ウ　事前評価後の各府省等における対応状況等

21府省等が25年度までに事前評価を実施した政策評価について、22年度から26年度までの間に実施した事後評価又は検証の実施状況をみると、総事業費の見込額又は実績額が10億円以上の公共事業688件のうち72件は、補助事業の事業主体である地

方公共団体から完了後評価に関する資料が得られなかったり、同事業の事業主体である独立行政法人が評価対象として選定していなかったり、実施要領等で完了後評価の実施時期等を具体的に定めていなかったりなどして、完了後評価が実施されていなかった（74～76ページ参照）。

また、国において行政費用の発生等が見込まれた規制に係る事前評価後に実際に規制が施行された14府省等の238件は、事前評価後に規制に係るレビューが実施されたことがなく、このうち8件は事前評価時において規制に係るレビューの実施時期又は条件が設定されておらず、79件は設定されているものの明確に設定されていなかった。さらに、金融庁及び総務、文部科学、厚生労働各省の4府省等の計7件は、設定された規制に係るレビューの時期が到来してから1年以上経過しているにもかかわらず実施されていなかった（77～79ページ参照）。

(2) 所見

政府は、25年6月に、デフレからの早期脱却と持続的な経済成長を実現させるなどのために閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」の中で、「政策評価は、政策の効果と質を高めるための政策インフラである。」として、客観的なデータ等に基づく政策評価を確立することなどにより、実効性のあるPDCA（Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善））サイクルを確立し、行政サービスのコスト削減、質の向上等を図るとともに、政策目的に照らして効果の高い政策に重点的に資源を配分することとしていることなどから、各府省等において、政策評価を客観的かつ厳格に実施することがより一層求められている。

一方、「3　検査の状況」において記述したとおり、今回の検査で、各府省等における政策評価の実施状況等について留意しなければならない状況等が見受けられた。

したがって、各府省等においては、政策評価の実施に当たって、次の点に留意して、政策評価の対象等を適切に定めて適時に実施するとともに、有識者等の知見も活用した上で、できる限り定量的な測定指標を設定するなどして政策効果の客観的な把握に努め、評価結果を政策や次年度以降の予算に適切に反映させていくことが必要である。

ア　政策（狭義）及び施策に係る政策評価のうち、目標管理型の政策評価について

(ｱ) 施策の効果を客観的に把握するため、測定指標を設定する際には、定量的な測定指標をできる限り設定し、定量的な測定指標の設定が困難であるため定性的な測定指標を設定する場合であっても、目標を達成すべき時期及び目標とする対象

並びに実現すべき内容の水準を、あらかじめ事前分析表に具体的に定めておくことなどにより、事後に、その達成度合いを検証できる測定指標を十分に検討した上で設定するよう努めること

(ｲ) 施策の達成手段である事務事業が効率的かつ効果的に実施されたかについて、行政事業レビューに係る情報を活用して施策の分析を行うなど、事後評価の際に行政事業レビューに係る情報をできる限り活用して、その内容を評価書に明示するよう努めること

(ｳ) 効率性、有効性等の観点から評価するため、評価対象となる施策の予算の執行状況や当該施策の執行額を適切に把握するとともに、その額を評価書にできる限り明示した上で、事後評価を実施するよう努めること

イ　事務事業に係る政策評価について

(ｱ) 研究開発に係る政策評価において、費用及び効果に関する独立した評価項目を設定するなどして、費用及び効果に関する評価をより明確なものとするよう努めること。また、定量的な測定指標の設定が困難であるため定性的な測定指標を設定する場合であっても、目標とする対象や実現すべき内容の水準を具体的に定めるなどして、事後に効果の測定結果を客観的に判定できる測定指標を設定するよう努めること

(ｲ) 公共事業に係る政策評価において、費用便益分析に当たっては、発生が見込まれる維持管理費を適切に計上し、物価変動の影響を除いた上で現在価値に換算して、費用及び便益を適切に算定したり、社会経済情勢等の変化を考慮して感度分析を行ったりするなど、費用便益分析をより適切に行うよう努めること

(ｳ) 政府開発援助に係る政策評価において、定量的な測定指標の設定が困難であるため定性的な測定指標を設定する場合であっても、事後に客観的かつ具体的な効果を測定でき、かつ、その達成度合いを客観的に判定するための測定指標を設定するよう引き続き努めること

(ｴ) 規制に係る政策評価において、費用及び便益の定量的な分析が困難であるため定性的な分析を行う場合であっても、費用及び便益の要素の規模を評価書に記載するなど、できる限り具体的な分析を行い、また、できる限り代替案を設定して分析するよう努めること

(ｵ) 租税特別措置等に係る政策評価において、事前評価時には目標及び測定指標の

設定を、事後評価時等には測定指標に基づく測定を、それぞれ適切に実施するなどして、目標の達成状況をより明らかにするよう努めること。そして、事後評価時等に目標が未達成と判定されたものについては、その原因をより適切に分析するよう努めること

(ｶ) 5分野の事務事業以外の事務事業に係る政策評価において、評価対象となる事務事業の執行額を適切に把握して、それを評価書にできる限り明示した上で、事後評価を実施するよう努めること

ウ　事前評価後の事後評価又は検証について

(ｱ) 公共事業において、基本計画等で定められた完了後評価の実施時期が到来したものについては実施要領等にその実施時期等を具体的に定めたり、補助事業については交付要綱等にその実施を定めたりするなどして、できる限り適時適切に行うよう努めること

(ｲ) 規制において、事前評価を実施する際に、規制に係るレビューの具体的な実施時期又は条件をできる限り具体的に設定して、適時適切な実施をより確実なものにするよう努めるとともに、設定した実施時期又は条件に達した場合は、速やかに規制に係るレビューを実施するよう努めること

会計検査院としては、今後とも、各府省等における政策評価の実施状況等について引き続き注視していくこととする。

別 表 目 次

別表1　政策評価に係る過去の検査報告掲記事項等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95

【府省等別の政策（狭義）及び施策に係る政策評価の実施状況】

別表2　事前評価（平成22年度～26年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
別表3　事後評価（平成22年度～26年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96

【府省等別の事務事業に係る政策評価の実施状況】

別表4　事前評価（平成22年度～26年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
別表5　事後評価（平成22年度～26年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103

別表6　府省等別の個別施策に係る決算額に対する翌年度に事後評価が実施された
施策の割合（平成21年度～25年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107
別表7　各府省等が目標管理型の政策評価を実施した施策一覧（平成26年度）・・・110
別表8　各府省等が事後評価を実施した政策効果の発現に一定の期間を要するもの
又は複数の施策にまたがるものなどの特定のテーマ一覧（平成26年度）・・117

【各府省等が実施した政策評価（事前評価・事後評価）】

別表9　研究開発一覧（平成26年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118
別表10　公共事業一覧（平成26年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・123
別表11　政府開発援助一覧（平成26年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・125
別表12　規制一覧（平成26年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・128
別表13　租税特別措置等一覧（平成26年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・132
別表14　5分野の事務事業以外の事務事業一覧（平成26年度）　・・・・・・・・・・・137

別表1 政策評価に係る過去の検査報告掲記事項等

検査報告年度	掲記区分（注）	件名等
平成14年度	特定	租税特別措置法（法人税関係）の実施状況について 【財務省、経済産業省】
15年度	特定	租税特別措置（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の実施状況について 【財務省、国税庁、札幌西税務署ほか100税務署、厚生労働省】
	特定	産業再配置促進費補助金について 【経済産業省】
16年度	処置済	港湾ＥＤＩシステム等について、利活用の促進を図るよう改善させたもの 【国土交通省、海上保安庁】
	特定	租税特別措置（肉用牛売却所得の課税の特例及び農地等についての相続税の納税猶予の特例）の実施状況について 【財務省、国税庁、大阪国税局、札幌北税務署ほか90税務署、農林水産省】
17年度	特定	租税特別措置（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）の適用状況等について 【財務省、札幌南税務署ほか65税務署、経済産業省】
18年度	処置済	農道整備事業及び区画整理事業において、投資効率の適切な算定及び事業効果の十分な発現に資するため、その適切な算定、事業計画の達成状況の把握及び適切な指導等に対する認識の周知徹底が図られるよう改善させたもの 【農林水産省】
	特定	租税特別措置等（生命保険関係）の適用状況等について 【内閣府（金融庁）、財務省、国税庁、62税務署】
19年度	特定	租税特別措置（青色申告特別控除）等の適用状況等について 【財務省、国税庁、65税務署、経済産業省、中小企業庁】
	国会要請	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省に関する政府開発援助につき、技術協力の実施状況及び技術協力に係る援助の効果について 【文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】
21年度	36条意見表示	森林整備事業における林道整備の実施に当たり、事前評価及び新規採択の判断を行うための費用対効果分析が適切に実施されるよう意見を表示したもの 【林野庁】
22年度	36条意見表示	東郷ダムの工事が完了していないため事業期間が長期化している国営東郷土地改良事業及び国営ふらの土地改良事業について、事後評価を行ってその結果を事業に適切に反映させるとともに、可能な限り経済的で効果的なかんがい用水の水源確保の方法を選定して事業効果の早期発現を図るよう意見を表示したもの 【農林水産省】
	36条意見表示	社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置が有効かつ公平に機能しているかの検証を行い、当該特例について、その目的に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの 【財務省、厚生労働省】
23年度	36条意見表示	相続財産を譲渡した場合における譲渡所得の課税の特例に係る租税特別措置について、特例を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、特例が有効かつ公平に機能しているかの検証を行った上で、相続税と所得税の負担の調整という本来の趣旨に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの 【財務省】
24年度	特定	租税特別措置（肉用牛売却所得の課税の特例）の適用状況及び検証状況について 【財務省、農林水産省】
25年度	特定	租税特別措置（清酒等及びビールに係る酒税の税率の特例）の適用状況及び検証状況について 【財務省、国税庁】
	随時報告	復興木材安定供給等対策の実施状況等について 【林野庁、22道県】

（注）　掲記区分における①「36条意見表示」とは会計検査院法第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示した事項、②「処置済」とは会計検査院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項、③「随時報告」とは同法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項、④「国会要請」とは国会法（昭和22年法律第79号）第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果、⑤「特定」とは会計検査院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況である。

別表2 府省等別の政策（狭義）及び施策に係る事前評価の実施状況（平成22年度～26年度）

（単位：件）

府省等名	区分		平成22年度			23年度			24年度			25年度			26年度			合計		
			義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	合計
農林水産省	政策(狭義)及び施策	個別の施策		16	16		－	－		－	－		－	－		－	－		16	16
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ		－	－		－	－		－	－		－	－		－	－		－	－
	計			16	16		－	－		－	－		－	－		－	－		16	16
経済産業省	政策(狭義)及び施策	個別の施策		23	23		5	5		5	5		－	－		－	－		33	33
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ		－	－		－	－		－	－		－	－		－	－		－	－
	計			23	23		5	5		5	5		－	－		－	－		33	33
府省等	政策(狭義)及び施策	個別の施策		39	39		5	5		5	5		－	－		－	－		49	49
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ		－	－		－	－		－	－		－	－		－	－		－	－
	合　計			39	39		5	5		5	5		－	－		－	－		49	49

別表3 府省等別の政策（狭義）及び施策に係る事後評価の実施状況（平成22年度～26年度）

（単位：件）

府省等名	区分		平成22年度			23年度			24年度			25年度			26年度			合計		
			義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	合計
内閣府	政策(狭義)及び施策	個別の施策	－	82	82	－	77	77	－	80	80	－	82	82	－	78	78	－	399	399
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計		－	82	82	－	77	77	－	80	80	－	82	82	－	78	78	－	399	399
宮内庁	政策(狭義)及び施策	個別の施策	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
公正取引委員会	政策(狭義)及び施策	個別の施策	－	4	4	－	7	7	－	7	7	－	8	8	－	1	1	－	27	27
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ	－	7	7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7	7
	計		－	11	11	－	7	7	－	7	7	－	8	8	－	1	1	－	34	34
国家公安委員会・警察庁	政策(狭義)及び施策	個別の施策	－	30	30	－	29	29	－	29	29	－	18	18	－	18	18	－	124	124
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ	－	1	1	－	1	1	－	－	－	－	1	1	－	1	1	－	4	4
	計		－	31	31	－	30	30	－	29	29	－	19	19	－	19	19	－	128	128
特定個人情報保護委員会	政策(狭義)及び施策	個別の施策													－	－	－	－	－	－
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ													－	－	－	－	－	－
	計														－	－	－	－	－	－
金融庁	政策(狭義)及び施策	個別の施策	－	24	24	－	24	24	－	24	24	－	20	20	－	20	20	－	112	112
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計		－	24	24	－	24	24	－	24	24	－	20	20	－	20	20	－	112	112

（単位：件）

府省等名	区分		平成22年度			23年度			24年度			25年度			26年度			合計		
			義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	合計
消費者庁	政策（狭義）及び施策	個別の施策	－	10	10	－	10	10	－	12	12	－	12	12	－	10	10	－	54	54
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計		－	10	10	－	10	10	－	12	12	－	12	12	－	10	10	－	54	54
復興庁	政策（狭義）及び施策	個別の施策							－	－	－	－	3	3	－	1	1	－	4	4
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ							－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計								－	－	－	－	3	3	－	1	1	－	4	4
総務省	政策（狭義）及び施策	個別の施策	－	5	5	－	20	20	－	20	20	－	20	20	－	6	6	－	71	71
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ	－	7	7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7	7
	計		－	12	12	－	20	20	－	20	20	－	20	20	－	6	6	－	78	78
公害等調整委員会	政策（狭義）及び施策	個別の施策	－	2	2	－	4	4	－	4	4	－	4	4	－	3	3	－	17	17
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計		－	2	2	－	4	4	－	4	4	－	4	4	－	3	3	－	17	17
法務省	政策（狭義）及び施策	個別の施策	－	5	5	－	7	7	－	7	7	－	15	15	－	17	17	－	51	51
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ	－	4	4	－	2	2	－	2	2	－	1	1	－	－	－	－	9	9
	計		－	9	9	－	9	9	－	9	9	－	16	16	－	17	17	－	60	60
外務省	政策（狭義）及び施策	個別の施策	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10	10	－	10	10
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ	－	24	24	－	24	24	－	20	20	－	19	19	－	－	－	－	87	87
	計		－	24	24	－	24	24	－	20	20	－	19	19	－	10	10	－	97	97
財務省	政策（狭義）及び施策	個別の施策	－	30	30	－	31	31	－	31	31	－	31	31	－	31	31	－	154	154
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計		－	30	30	－	31	31	－	31	31	－	31	31	－	31	31	－	154	154
文部科学省	政策（狭義）及び施策	個別の施策	－	47	47	－	28	28	－	23	23	－	28	28	－	19	19	－	145	145
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計		－	47	47	－	28	28	－	23	23	－	28	28	－	19	19	－	145	145
厚生労働省	政策（狭義）及び施策	個別の施策	－	32	32	－	6	6	－	21	21	－	14	14	－	14	14	－	87	87
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ	－	3	3	－	9	9	－	6	6	－	7	7	－	6	6	－	31	31
	計		－	35	35	－	15	15	－	27	27	－	21	21	－	20	20	－	118	118
農林水産省	政策（狭義）及び施策	個別の施策	－	－	－	－	16	16	－	16	16	－	16	16	－	16	16	－	64	64
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	2	2	－	1	1	－	4	4
	計		－	1	1	－	16	16	－	16	16	－	18	18	－	17	17	－	68	68
経済産業省	政策（狭義）及び施策	個別の施策	－	35	35	－	5	5	－	5	5	－	5	5	－	27	27	－	77	77
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計		－	35	35	－	5	5	－	5	5	－	5	5	－	27	27	－	77	77

（単位：件）

府省等名	区分		平成22年度			23年度			24年度			25年度			26年度			合計		
			義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	合計
国土交通省	政策（狭義）及び施策	個別の施策	－	48	48	－	47	47	－	44	44	－	44	44	－	－	－	－	183	183
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ	－	9	9	－	9	9	－	8	8	－	3	3	－	4	4	－	33	33
	計		－	57	57	－	56	56	－	52	52	－	47	47	－	4	4	－	216	216
環境省	政策（狭義）及び施策	個別の施策	－	40	40	－	40	40	－	21	21	－	26	26	－	22	22	－	149	149
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計		－	40	40	－	40	40	－	21	21	－	26	26	－	22	22	－	149	149
原子力規制委員会	政策（狭義）及び施策	個別の施策										－	3	3	－	3	3	－	6	6
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ										－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計											－	3	3	－	3	3	－	6	6
防衛省	政策（狭義）及び施策	個別の施策	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
府省等	政策（狭義）及び施策	個別の施策	－	394	394	－	351	351	－	344	344	－	349	349	－	296	296	－	1,734	1,734
		複数の施策にまたがるなどの特定のテーマ	－	56	56	－	45	45	－	36	36	－	33	33	－	12	12	－	182	182
	合　計		－	450	450	－	396	396	－	380	380	－	382	382	－	308	308	－	1,916	1,916

別表4 府省等別の事務事業に係る事前評価の実施状況（平成22年度～26年度）

（単位：件）

府省等名	区分		平成22年度			23年度			24年度			25年度			26年度			合計		
			義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	合計
内閣府	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	1	－	1	4	－	4	－	－	－	4	－	4	4	－	4	13	－	13
		租税特別措置等	8	7	15	12	3	15	8	9	17	22	4	26	14	－	14	64	23	87
	5分野の事務事業以外の事務事業			－	－		－	－		－	－		－	－		－	－		－	－
	計		9	7	16	16	3	19	8	9	17	26	4	30	18	－	18	77	23	100
宮内庁	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	5分野の事務事業以外の事務事業			－	－		－	－		－	－		－	－		－	－		－	－
	計		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
公正取引委員会	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	－	－	－	2	－	2	－	－	－	－	－	－	2	－	2
		租税特別措置等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	5分野の事務事業以外の事務事業			－	－		－	－		－	－		－	－		－	－		－	－
	計		－	－	－	－	－	－	2	－	2	－	－	－	－	－	－	2	－	2
国家公安委員会・警察庁	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	4	－	4	7	－	7	6	－	6	－	－	－	14	－	14	31	－	31
		租税特別措置等	－	1	1	－	3	3	－	－	－	－	－	－	－	2	2	－	6	6
	5分野の事務事業以外の事務事業			－	－		－	－		－	－		－	－		－	－		－	－
	計		4	1	5	7	3	10	6	－	6	－	－	－	14	2	16	31	6	37
特定個人情報保護委員会	5分野の事務事業	研究開発										－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業										－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助										－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制										－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等										－	－	－	－	－	－	－	－	－
	5分野の事務事業以外の事務事業												－	－		－	－		－	－
	計											－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融庁	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	17	2	19	14	1	15	3	3	6	23	3	26	5	1	6	62	10	72
		租税特別措置等	6	－	6	4	－	4	7	1	8	8	－	8	7	1	8	32	2	34
	5分野の事務事業以外の事務事業			－	－		－	－		1	1		－	－		－	－		1	1
	計		23	2	25	18	1	19	10	5	15	31	3	34	12	2	14	94	13	107

（単位：件）

府省等名	区分		平成22年度			23年度			24年度			25年度			26年度			合計		
			義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	合計
消費者庁	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	3	－	3	3	－	3	3	－	3	1	－	1	10	－	10
		租税特別措置等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	5分野の事務事業以外の事務事業			－	－		－	－		－	－		－	－		－	－		－	－
	計		－	－	－	3	－	3	3	－	3	3	－	3	1	－	1	10	－	10
復興庁	5分野の事務事業	研究開発				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等				－	－	－	－	6	6	－	5	5	1	－	1	1	11	12
	5分野の事務事業以外の事務事業						－	－		－	－		－	－		－	－		－	－
	計					－	－	－	－	6	6	－	5	5	1	－	1	1	11	12
総務省	5分野の事務事業	研究開発	7	－	7	12	－	12	4	－	4	6	－	6	5	－	5	34	－	34
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	4	1	5	9	3	12	3	－	3	5	3	8	2	2	4	23	9	32
		租税特別措置等	11	1	12	9	－	9	8	－	8	10	－	10	8	－	8	46	1	47
	5分野の事務事業以外の事務事業			－	－		－	－		－	－		－	－		－	－		－	－
	計		22	2	24	30	3	33	15	－	15	21	3	24	15	2	17	103	10	113
公害等調整委員会	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	5分野の事務事業以外の事務事業			－	－		－	－		－	－		－	－		－	－		－	－
	計		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法務省	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4	－	4	4	－	4
		租税特別措置等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	5分野の事務事業以外の事務事業			2	2		5	5		4	4		7	7		5	5		23	23
	計		－	2	2	－	5	5	－	4	4	－	7	7	4	5	9	4	23	27
外務省	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	39	－	39	58	－	58	65	－	65	67	－	67	63	－	63	292	－	292
		規制	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	1
		租税特別措置等	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	1
	5分野の事務事業以外の事務事業			－	－		－	－		－	－		－	－		－	－		－	－
	計		40	－	40	59	－	59	65	－	65	67	－	67	63	－	63	294	－	294

（単位：件）

府省等名	区分		平成22年度			23年度			24年度			25年度			26年度			合計		
			義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	合計
財務省	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等	2	－	2	1	－	1	－	－	－	3	－	3	－	－	－	6	－	6
	5分野の事務事業以外の事務事業			－	－		－	－		－	－		－	－		－	－		－	－
	計		2	－	2	1	－	1	－	－	－	3	－	3	－	－	－	6	－	6
文部科学省	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	8	－	8	7	－	7	9	－	9	5	－	5	29	－	29
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	2	－	2	－	－	－	1	－	1	2	－	2	5	－	5
		租税特別措置等	4	－	4	3	－	3	5	－	5	9	－	9	4	－	4	25	－	25
	5分野の事務事業以外の事務事業			25	25		9	9		－	－		－	－		－	－		34	34
	計		4	25	29	13	9	22	12	－	12	19	－	19	11	－	11	59	34	93
厚生労働省	5分野の事務事業	研究開発	2	－	2	2	－	2	2	－	2	2	－	2	1	－	1	9	－	9
		公共事業	47	－	47	35	－	35	34	－	34	29	－	29	29	－	29	174	－	174
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	10	－	10	15	－	15	10	－	10	46	－	46	27	－	27	108	－	108
		租税特別措置等	22	6	28	11	6	17	17	1	18	15	3	18	18	1	19	83	17	100
	5分野の事務事業以外の事務事業			11	11		9	9		－	－		－	－		－	－		20	20
	計		81	17	98	63	15	78	63	1	64	92	3	95	75	1	76	374	37	411
農林水産省	5分野の事務事業	研究開発	4	－	4	4	－	4	7	1	8	2	2	4	2	2	4	19	5	24
		公共事業	140	－	140	122	－	122	108	－	108	113	－	113	145	－	145	628	－	628
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	2	－	2	1	－	1	1	－	1	2	－	2	1	－	1	7	－	7
		租税特別措置等	30	－	30	14	－	14	14	－	14	17	－	17	14	－	14	89	－	89
	5分野の事務事業以外の事務事業			－	－		－	－		－	－		－	－		－	－		－	－
	計		176	－	176	141	－	141	130	1	131	134	2	136	162	2	164	743	5	748
経済産業省	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	69	－	69	9	－	9	78	－	78
		公共事業	1	－	1	2	－	2	3	－	3	3	－	3	－	－	－	9	－	9
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	6	－	6	5	－	5	4	－	4	10	－	10	10	－	10	35	－	35
		租税特別措置等	20	20	40	17	32	49	19	12	31	28	23	51	15	20	35	99	107	206
	5分野の事務事業以外の事務事業			－	－		－	－		－	－		－	－		－	－		－	－
	計		27	20	47	24	32	56	26	12	38	110	23	133	34	20	54	221	107	328
国土交通省	5分野の事務事業	研究開発	－	115	115	－	105	105	2	87	89	－	68	68	－	65	65	2	440	442
		公共事業	47	48	95	69	40	109	48	163	211	63	30	93	94	71	165	321	352	673
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	6	－	6	12	－	12	13	－	13	16	－	16	10	－	10	57	－	57
		租税特別措置等	45	1	46	20	－	20	25	1	26	36	4	40	21	1	22	147	7	154
	5分野の事務事業以外の事務事業			47	47		49	49		68	68		60	60		58	58		282	282
	計		98	211	309	101	194	295	88	319	407	115	162	277	125	195	320	527	1,081	1,608

（単位：件）

府省等名	区分		平成22年度			23年度			24年度			25年度			26年度			合計		
			義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	合計
環境省	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	24	－	24	3	－	3	－	－	－	1	－	1	1	－	1	29	－	29
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	5	－	5	4	－	4	14	－	14	8	－	8	6	－	6	37	－	37
		租税特別措置等	5	－	5	4	1	5	5	3	8	9	－	9	5	1	6	28	5	33
	5分野の事務事業以外の事務事業			－	－		－	－		－	－		－	－		－	－		－	－
	計		34	－	34	11	1	12	19	3	22	18	－	18	12	1	13	94	5	99
原子力規制員会	5分野の事務事業	研究開発							－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業							－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助							－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制							－	－	－	1	－	1	－	－	－	1	－	1
		租税特別措置等							－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	5分野の事務事業以外の事務事業									－	－		－	－		－	－		－	－
	計								－	－	－	1	－	1	－	－	－	1	－	1
防衛省	5分野の事務事業	研究開発	6	－	6	11	－	11	12	－	12	11	－	11	16	－	16	56	－	56
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等	1	－	1	－	1	1	－	－	－	1	－	1	3	2	5	5	3	8
	5分野の事務事業以外の事務事業			15	15		2	2		5	5		－	－		－	－		22	22
	計		7	15	22	11	3	14	12	5	17	12	－	12	19	2	21	61	25	86
府省等	5分野の事務事業	研究開発	19	115	134	37	105	142	34	88	122	99	70	169	38	67	105	227	445	672
		公共事業	259	48	307	231	40	271	193	163	356	209	30	239	269	71	340	1,161	352	1,513
		政府開発援助	39	－	39	58	－	58	65	－	65	67	－	67	63	－	63	292	－	292
		規制	55	3	58	77	4	81	59	3	62	119	6	125	86	3	89	396	19	415
		租税特別措置等	155	36	191	95	46	141	108	33	141	158	39	197	110	28	138	626	182	808
	5分野の事務事業以外の事務事業			100	100		74	74		78	78		67	67		63	63		382	382
	合計		527	302	829	498	269	767	459	365	824	652	212	864	566	232	798	2,702	1,380	4,082

別表5 府省等別の事務事業に係る事後評価の実施状況（平成22年度～26年度）

（単位：件）

府省等名	区分		平成22年度			23年度			24年度			25年度			26年度			合計		
			義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	合計
内閣府	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	5分野の事務事業以外の事務事業		－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	1	1
	計		－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	1	1
宮内庁	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	5分野の事務事業以外の事務事業		－	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	2
	計		－	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	2
公正取引委員会	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	5分野の事務事業以外の事務事業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国家公安委員会・警察庁	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	2	2	－	11	11	－	7	7	－	3	3	－	1	1	－	24	24
		租税特別措置等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	5分野の事務事業以外の事務事業		－	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	3	3
	計		－	2	2	－	13	13	－	7	7	－	3	3	－	2	2	－	27	27
特定個人情報保護委員会	5分野の事務事業	研究開発													－	－	－	－	－	－
		公共事業													－	－	－	－	－	－
		政府開発援助													－	－	－	－	－	－
		規制													－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等													－	－	－	－	－	－
	5分野の事務事業以外の事務事業														－	－	－	－	－	－
	計														－	－	－	－	－	－
金融庁	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等	1	－	1	3	－	3	1	－	1	1	－	1	－	－	－	6	－	6
	5分野の事務事業以外の事務事業		－	3	3	－	2	2	－	2	2	－	1	1	－	1	1	－	9	9
	計		1	3	4	3	2	5	1	2	3	1	1	2	－	1	1	6	9	15

（単位：件）

府省等名	区分		平成22年度			23年度			24年度			25年度			26年度			合計		
			義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	合計
消費者庁	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	5分野の事務事業以外の事務事業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
復興庁	5分野の事務事業	研究開発							－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業							－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助							－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制							－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等							－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	5分野の事務事業以外の事務事業								－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計								－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
総務省	5分野の事務事業	研究開発	－	10	10	－	7	7	－	3	3	－	10	10	－	3	3	－	33	33
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	1	1
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	1	1	－	1
	5分野の事務事業以外の事務事業		－	4	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4	4
	計		－	14	14	－	7	7	－	3	3	－	10	10	1	4	5	1	38	39
公害等調整委員会	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	5分野の事務事業以外の事務事業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法務省	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	5分野の事務事業以外の事務事業		－	3	3	－	4	4	－	6	6	－	4	4	－	5	5	－	22	22
	計		－	3	3	－	4	4	－	6	6	－	4	4	－	5	5	－	22	22
外務省	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	13	－	13	18	－	18	11	－	11	7	－	7	8	－	8	57	－	57
		規制	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	5分野の事務事業以外の事務事業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計		13	－	13	18	－	18	11	－	11	7	－	7	8	－	8	57	－	57

（単位：件）

府省等名	区分		平成22年度			23年度			24年度			25年度			26年度			合計		
			義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	合計
財務省	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等	－	－	－	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	1	－	1
	5分野の事務事業以外の事務事業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計		－	－	－	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	1	－	1
文部科学省	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	5分野の事務事業以外の事務事業		－	－	－	－	18	18	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	18	18
	計		－	－	－	－	18	18	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	18	18
厚生労働省	5分野の事務事業	研究開発	－	1	1	－	1	1	－	1	1	－	1	1	－	1	1	－	5	5
		公共事業	54	12	66	42	4	46	20	8	28	10	24	34	6	33	39	132	81	213
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等	2	－	2	1	－	1	1	－	1	1	－	1	3	1	4	8	1	9
	5分野の事務事業以外の事務事業		－	29	29	－	12	12	－	18	18	－	3	3	－	8	8	－	70	70
	計		56	42	98	43	17	60	21	27	48	11	28	39	9	43	52	140	157	297
農林水産省	5分野の事務事業	研究開発	－	2	2	－	5	5	－	6	6	－	4	4	－	3	3	－	20	20
		公共事業	24	255	279	44	200	244	103	228	331	12	224	236	21	159	180	204	1,066	1,270
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等	14	－	14	－	－	－	22	－	22	－	－	－	－	－	－	36	－	36
	5分野の事務事業以外の事務事業		－	3	3	－	3	3	－	2	2	－	1	1	－	－	－	－	9	9
	計		38	260	298	44	208	252	125	236	361	12	229	241	21	162	183	240	1,095	1,335
経済産業省	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	－	4	4	－	－	－	－	1	1	－	9	9	－	3	3	－	17	17
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等	8	3	11	6	15	21	－	－	－	－	－	－	－	－	－	14	18	32
	5分野の事務事業以外の事務事業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計		8	7	15	6	15	21	－	1	1	－	9	9	－	3	3	14	35	49
国土交通省	5分野の事務事業	研究開発	－	63	63	－	70	70	－	70	70	－	48	48	－	54	54	－	305	305
		公共事業	33	498	531	3	626	629	－	321	321	－	462	462	－	502	502	36	2,409	2,445
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等	2	－	2	－	－	－	－	－	－	43	－	43	－	－	－	45	－	45
	5分野の事務事業以外の事務事業		－	3	3	－	5	5	－	12	12	－	22	22	－	11	11	－	53	53
	計		35	564	599	3	701	704	－	403	403	43	532	575	－	567	567	81	2,767	2,848

（単位：件）

府省等名	区分		平成22年度			23年度			24年度			25年度			26年度			合計		
			義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	計	義務付け	自主的	合計
環境省	5分野の事務事業	研究開発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等	－	－	－	－	－	－	1	－	1	2	－	2	2	－	2	5	－	5
	5分野の事務事業以外の事務事業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計		－	－	－	－	－	－	1	－	1	2	－	2	2	－	2	5	－	5
原子力規制委員会	5分野の事務事業	研究開発										－	－	－	－	－	－	－	－	－
		公共事業										－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助										－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制										－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等										－	－	－	－	－	－	－	－	－
	5分野の事務事業以外の事務事業											－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計											－	－	－	－	－	－	－	－	－
防衛省	5分野の事務事業	研究開発	－	8	8	－	7	7	－	16	16	－	7	7	－	－	－	－	38	38
		公共事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		政府開発援助	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		規制	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		租税特別措置等	1	－	1	－	－	－	4	－	4	1	－	1	－	－	－	6	－	6
	5分野の事務事業以外の事務事業		－	22	22	－	10	10	－	7	7	－	4	4	－	－	－	－	43	43
	計		1	30	31	－	17	17	4	23	27	1	11	12	－	－	－	6	81	87
府省等	5分野の事務事業	研究開発	－	84	84	－	90	90	－	96	96	－	70	70	－	61	61	－	401	401
		公共事業	111	769	880	89	830	919	123	558	681	22	719	741	27	698	725	372	3,574	3,946
		政府開発援助	13	－	13	18	－	18	11	－	11	7	－	7	8	－	8	57	－	57
		規制	－	2	2	－	11	11	－	7	7	－	3	3	－	1	1	－	24	24
		租税特別措置等	28	3	31	10	15	25	30	－	30	48	－	48	6	1	7	122	19	141
	5分野の事務事業以外の事務事業		－	67	67	－	58	58	－	48	48	－	35	35	－	26	26	－	234	234
	合計		152	925	1,077	117	1,004	1,121	164	709	873	77	827	904	41	787	828	551	4,252	4,803

別表6　府省等別の個別施策に係る決算額に対する翌年度に事後評価が実施された施策の割合（平成21年度～25年度）

（単位：百万円、%）

府省等名	施策実施年度	各府省等の決算額 (A)	(A)のうち施策に係る決算額 (B)	(B)のうち個別施策に係る決算額 (C)	(C)のうち翌年度に事後評価が実施された施策に係る決算額 (D)	(C)に対する(D)の割合 (D)/(C)
内閣府	平成21年度	250,468	33,001	33,001	33,001	100
	22年度	168,761	47,851	47,851	47,851	100
	23年度	602,459	356,375	356,375	356,375	100
	24年度	271,209	144,086	144,086	144,086	100
	25年度	368,643	160,515	160,515	160,515	100
計		1,661,543	741,830	741,830	741,830	100
公正取引委員会	21年度	7,936	460	460	389	84.5
	22年度	8,407	425	425	422	99.1
	23年度	8,335	437	437	435	99.4
	24年度	7,784	429	429	429	100
	25年度	8,613	599	599	19	3.2
計		41,076	2,353	2,353	1,696	72.0
国家公安委員会・警察庁	21年度	403,661	287,831	125,179	125,179	100
	22年度	346,264	227,994	105,307	105,307	100
	23年度	353,899	241,961	105,283	105,283	100
	24年度	332,986	232,155	102,244	102,244	100
	25年度	358,829	255,676	107,851	107,851	100
計		1,795,641	1,245,619	545,865	545,865	100
特定個人情報保護委員会	21年度					
	22年度					
	23年度					
	24年度					
	25年度	31	1	1	－	－
計		31	1	1	－	－
金融庁	21年度	18,984	1,928	1,835	1,835	100
	22年度	21,200	3,283	3,184	3,184	100
	23年度	39,455	20,787	20,692	20,692	100
	24年度	20,466	2,979	2,924	2,924	100
	25年度	20,819	3,034	2,414	2,414	100
計		120,927	32,013	31,051	31,051	100
消費者庁	21年度	2,727	449	449	449	100
	22年度	7,428	700	700	700	100
	23年度	7,696	807	807	807	100
	24年度	14,137	7,530	7,530	7,530	100
	25年度	11,230	3,333	3,333	3,333	100
計		43,220	12,821	12,821	12,821	100
復興庁	21年度					
	22年度					
	23年度					
	24年度	57,075	607	607	607	100
	25年度	301,770	32,479	32,479	990	3.0
計		358,846	33,086	33,086	1,598	4.8

（単位：百万円、%）

府省等名	施策実施年度	各府省等の決算額 (A)	(A)のうち施策に係る決算額 (B)	(B)のうち個別施策に係る決算額 (C)	(C)のうち翌年度に事後評価が実施された施策に係る決算額 (D)	(C)に対する(D)の割合 (D)/(C)
総務省	平成21年度	73,150,922	71,195,358	71,195,358	71,195,358	100
	22年度	74,635,618	74,434,399	74,434,399	74,434,399	100
	23年度	75,774,494	75,569,227	75,569,227	75,569,227	100
	24年度	72,862,451	72,672,086	72,672,086	72,672,086	100
	25年度	74,281,270	74,093,599	74,093,599	2,743,533	3.7
計		370,704,758	367,964,671	367,964,671	296,614,606	80.6
公害等調整委員会	21年度	549	72	72	72	100
	22年度	528	55	55	55	100
	23年度	509	52	52	52	100
	24年度	443	53	53	53	100
	25年度	452	48	48	48	100
計		2,483	282	282	282	100
法務省	21年度	831,656	267,539	267,539	49,156	18.3
	22年度	818,829	256,654	256,654	55,875	21.7
	23年度	776,348	274,609	274,609	93,810	34.1
	24年度	701,198	230,965	230,965	164,870	71.3
	25年度	702,895	236,057	236,057	161,304	68.3
計		3,830,928	1,265,827	1,265,827	525,017	41.4
外務省	21年度	935,999	771,520	771,520	771,520	100
	22年度	855,739	699,135	699,135	699,135	100
	23年度	800,034	644,960	644,960	644,960	100
	24年度	752,302	609,740	609,740	609,740	100
	25年度	806,170	658,162	658,162	639,320	97.1
計		4,150,246	3,383,519	3,383,519	3,364,677	99.4
財務省	21年度	225,147,759	217,572,049	217,572,049	217,572,049	100
	22年度	221,090,550	215,028,000	215,028,000	215,028,000	100
	23年度	250,363,677	248,687,598	248,687,598	248,687,598	100
	24年度	250,330,043	246,841,317	246,841,317	246,841,317	100
	25年度	253,737,867	248,980,330	248,980,330	248,980,330	100
計		1,200,669,898	1,177,109,297	1,177,109,297	1,177,109,297	100
文部科学省	21年度	6,203,275	6,087,001	4,131,851	4,131,851	100
	22年度	6,132,254	5,996,904	4,065,416	2,803,781	68.9
	23年度	6,282,778	6,146,120	4,353,901	3,935,377	90.3
	24年度	6,232,713	6,110,237	4,080,811	2,767,224	67.8
	25年度	6,409,890	6,291,796	4,236,147	3,510,172	82.8
計		31,260,913	30,632,061	20,868,129	17,148,407	82.1
厚生労働省	21年度	110,753,470	108,440,241	104,897,204	22,635,201	21.5
	22年度	111,239,509	110,758,694	107,162,491	306,222	0.2
	23年度	113,837,174	113,357,328	109,262,545	26,791,448	24.5
	24年度	112,531,021	109,243,560	108,648,048	94,685,432	87.1
	25年度	112,724,800	109,279,019	108,941,664	299,941	0.2
計		561,085,976	551,078,844	538,911,954	144,718,246	26.8
農林水産省	21年度	5,830,038	5,454,579	4,675,249	10,599	0.2
	22年度	5,048,039	4,679,517	4,038,350	3,923,916	97.1
	23年度	5,500,725	5,097,820	4,239,176	3,046,487	71.8
	24年度	5,597,604	5,103,413	4,146,423	4,042,850	97.5
	25年度	5,065,128	4,538,049	3,733,703	2,961,226	79.3
計		27,041,536	24,873,381	20,832,904	13,985,079	67.1

（単位：百万円、%）

府省等名	施策実施年度	各府省等の決算額 (A)	(A)のうち施策に係る決算額 (B)	(B)のうち個別施策に係る決算額 (C)	(C)のうち翌年度に事後評価が実施された施策に係る決算額 (D)	(C)に対する(D)の割合 (D)/(C)
経済産業省	平成21年度	5,146,086	4,797,566	3,888,819	3,888,819	100
	22年度	3,963,563	3,669,085	2,895,333	2,895,333	100
	23年度	6,021,976	5,737,540	4,821,297	4,821,297	100
	24年度	9,628,224	6,357,695	6,194,299	6,194,299	100
	25年度	12,218,639	7,752,587	7,491,935	7,491,935	100
計		36,978,489	28,314,475	25,291,684	25,291,684	100
国土交通省	21年度	13,976,872	12,917,672	10,423,904	10,423,904	100
	22年度	9,939,794	8,964,173	6,215,791	6,215,791	100
	23年度	10,101,301	8,859,701	7,374,240	7,374,240	100
	24年度	11,024,294	9,564,134	7,932,515	7,932,515	100
	25年度	12,859,632	11,556,756	9,188,494	－	－
計		57,901,894	51,862,439	41,134,946	31,946,451	77.6
環境省	21年度	585,058	570,593	484,876	484,876	100
	22年度	405,882	390,824	371,805	371,805	100
	23年度	811,920	791,620	626,362	505,640	80.7
	24年度	859,405	837,590	341,000	116,322	34.1
	25年度	1,222,463	1,204,030	831,734	656,453	78.9
計		3,884,731	3,794,660	2,655,779	2,135,099	80.3
原子力規制委員会	21年度					
	22年度					
	23年度					
	24年度	52,050	4,081	31	31	100
	25年度	92,887	83,712	430	430	100
計		144,938	87,794	461	461	100
防衛省	21年度	4,828,055	3,900,784	3,900,784	－	－
	22年度	4,672,711	3,727,165	3,727,165	－	－
	23年度	4,821,417	3,777,589	3,777,589	－	－
	24年度	4,852,239	3,872,238	3,872,238	－	－
	25年度	4,929,916	3,863,491	3,863,491	－	－
計		24,104,340	19,141,269	19,141,269	－	－
合計	21年度	448,073,523	432,298,651	422,370,157	331,324,264	78.4
	22年度	439,355,085	428,884,866	419,052,071	306,891,784	73.2
	23年度	476,104,203	469,564,541	460,115,158	371,953,735	80.8
	24年度	476,127,654	461,834,905	455,827,354	436,284,567	95.7
	25年度	486,121,956	468,993,285	462,562,998	267,719,824	57.8
20府省等　合計		2,325,782,423	2,261,576,250	2,219,927,740	1,714,174,176	77.2

注(1)　宮内庁は、実施している事務事業が行政事業レビューの対象ではないなど政策評価の対象となる政策が限られていることから、政策評価に係る政策体系を策定していないため、集計に含めていない。

注(2)　(A)欄「各府省等の決算額」と(B)欄「(A)欄のうち施策に係る決算額」との間に開差があるのは、(B)欄には、政策体系上の施策に直接関連付けることが困難な職員の人件費等に係る決算額を含めていないことによる。

別表7　各府省等が目標管理型の政策評価を実施した施策一覧（平成26年度）

府省等名	番号	評価を実施した施策名	うち評価結果が「進展が大きくない」もの	うち評価対象施策を「引き続き推進」としているもの
内閣府	1	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用		
	2	重要施策に関する広報		
	3	世論の調査		
	4	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理		
	5	原子力災害対策の充実・強化		
	6	政府調達に係る苦情処理についての周知・広報	○	○
	7	対日直接投資の推進	○	○
	8	緊急雇用対策の実施	○	○
	9	道州制特区の推進	○	○
	10	「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進		
	11	民間資金等活用事業の推進（ＰＦＩ基本方針含む）		
	12	競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む）		
	13	市民活動の促進		
	14	NPO等の運営力強化を通じた復興・被災者支援の推進		
	15	国内の経済動向の分析		
	16	国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析		
	17	海外の経済動向の分析		
	18	中心市街地活性化基本計画の認定	○	
	19	構造改革特区計画の認定	○	○
	20	地域再生計画の認定		
	21	地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定		
	22	地域再生支援利子補給金の支給		
	23	特定地域再生計画の推進		
	24	総合特区の推進		
	25	「環境未来都市」構想の推進		
	26	都市再生安全確保計画の策定の促進		
	27	地方分権改革に関する施策の推進		
	28	原子力研究開発利用に係る政策の検討・情報発信等		
	29	宇宙開発利用の推進		
	30	実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用の推進		
	31	防災に関する普及・啓発		
	32	国際防災協力の推進		
	33	災害復旧・復興に関する施策の推進		
	34	防災行政の総合的推進（防災基本計画）		
	35	地震対策等の推進		
	36	沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進		
	37	沖縄振興計画の推進に関する調査		
	38	沖縄における社会資本等の整備		
	39	沖縄の特殊事情に伴う特別対策		
	40	沖縄の戦後処理対策		
	41	子ども・若者育成支援の総合的推進		
	42	青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画）		

府省等名	番号	評価を実施した施策名	うち評価結果が「進展が大きくない」もの	うち評価対象施策を「引き続き推進」としているもの
内閣府	43	子ども・子育て支援の総合的推進	○	○
	44	子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等	○	○
	45	食育の総合的推進（食育推進基本計画）	○	○
	46	食育に関する広報啓発、調査研究等	○	○
	47	高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱）		
	48	高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等	○	○
	49	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等	○	○
	50	障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）		
	51	障害者施策に関する広報啓発、調査研究等	○	○
	52	交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画）		
	53	交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等	○	○
	54	犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画）		
	55	犯罪被害者等施策に関する広報啓発・連携推進等		
	56	自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱）		
	57	自殺対策に関する広報啓発、調査研究等	○	○
	58	青年国際交流の推進		
	59	栄典事務の適切な遂行		
	60	男女共同参画に関する普及・啓発		
	61	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携		
	62	国際交流・国際協力の促進		
	63	女性に対する暴力の根絶に向けた取組		
	64	女性の参画の拡大に向けた取組		
	65	仕事と生活の調和の推進		
	66	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業		
	67	食品健康影響評価技術研究の推進		
	68	食品安全の確保に必要な総合的施策の推進		
	69	新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保		
	70	特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整		
	71	経済社会活動の総合的研究		
	72	国民経済計算		
	73	人材育成、能力開発		
	74	迎賓施設の適切な運営		
	75	北方領土問題解決促進のための施策の推進	○	○
	76	国際平和協力業務等の推進		
	77	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡		
	78	民間人材登用等の推進		
計　78件			16件	15件
公正取引委員会	1	競争政策の広報・広聴		
計　1件				
国家公安委員会・警察庁	1	総合的な犯罪抑止対策の推進		
	2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化		
	3	良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止		
	4	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上		
	5	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	○	○
	6	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	○	○

府省等名	番号	評価を実施した施策名	うち評価結果が「進展が大きくない」もの	うち評価対象施策を「引き続き推進」としているもの
国家公安委員会・警察庁	7	科学技術を活用した捜査の更なる推進		
	8	被疑者取調べの適正化の更なる推進		
	9	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化	○	○
	10	来日外国人犯罪対策の強化		
	11	歩行者・自転車利用者の安全確保		
	12	運転者対策の推進		
	13	道路交通環境の整備		
	14	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処		
	15	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処		
	16	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処		
	17	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実		
	18	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止		
計		18件	3件	3件
金融庁	1	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備		
	2	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備		
	3	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応		
	4	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備		
	5	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備		
	6	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備		
	7	市場インフラの構築のための制度・環境整備		
	8	市場機能の強化のための制度・環境整備		
	9	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備		
	10	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備		
	11	市場機能の発揮の基礎となる会計監査に関する制度・環境整備		
	12	国際的な政策協調・連携強化		
	13	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調		
	14	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備		
	15	金融行政についての情報発信の強化	○	
	16	金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備		
	17	金融行政を担う人材の確保と資質の向上		
	18	学術的成果の金融行政への導入・活用		
	19	金融行政における情報システムの活用		
	20	災害発生時における金融行政の継続確保		
計		20件	1件	
消費者庁	1	消費者政策の企画・立案・推進及び調整		
	2	消費生活に関する制度の企画・立案・推進		
	3	個人情報保護に関する施策の推進		
	4	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進		
	5	物価対策の推進		
	6	地方消費者行政の推進		
	7	消費者の安全確保のための施策の推進		
	8	消費者取引対策の推進		
	9	消費者表示対策の推進		
	10	食品表示の企画・立案・推進		
計		10件		

府省等名	番号	評価を実施した施策名	うち評価結果が「進展が大きくない」もの	うち評価対象施策を「引き続き推進」としているもの	
復興庁	1	「新しい東北」の創造に係る施策の推進			
計　1件					
総務省	1	行政評価等による行政制度・運営の改善	○		
	2	分権型社会を担う地方税制度の構築			
	3	情報通信技術の研究開発・標準化の推進			
	4	情報通信技術高度利活用の推進			
	5	電波利用料財源電波監視等の実施			
	6	一般戦災死没者追悼等の事業の推進			
計　6件			1件		
公害等調整委員会	1	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理			
	2	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等			
	3	鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整 土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保			
計　3件					
法務省	1	法曹養成制度の充実			
	2	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化			
	3	法教育の推進			
	4	検察権行使を支える事務の適正な運営			
	5	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備			
	6	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施			
	7	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施			
	8	保護観察対象者等の改善更生等			
	9	医療観察対象者の社会復帰			
	10	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施			
	11	登記事務の適正円滑な処理			
	12	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理			
	13	債権管理回収業の審査監督			
	14	人権の擁護			
	15	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理			
	16	出入国の公正な管理			〈事例1〉 34ページ
	17	法務行政における国際協力の推進			
計　17件					
外務省	1	国際の平和と安定に対する取組			
	2	国際経済に関する取組			
	3	国際法の形成・発展に向けた取組			
	4	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供			
	5	国内広報・海外広報・ＩＴ広報・文化交流・報道対策			
	6	経済協力			
	7	地球規模の諸問題への取組			
	8	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献			
	9	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献			
	10	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献			
計　10件					

府省等名	番号	評価を実施した施策名	うち評価結果が「進展が大きくない」もの	うち評価対象施策を「引き続き推進」としているもの
財務省	1	我が国における少子高齢化等の社会経済情勢の変化、厳しい財政状況を踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までにその赤字の対ＧＤＰ比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化するとの財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組む		
	2	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、我が国の喫緊の課題に応えるため、「成長と富の創出の好循環」の実現や社会保障と税の一体改革の着実な実施といった課題に対応するための税制を構築する		
	3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融資を活用するほか、地方公共団体等との連携の下、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舎の最適化の推進など国有財産の有効活用に取り組む		
	4	金融システムの状況を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握し、偽造・変造の防止等に取り組み高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する		
	5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援等（成長戦略）も推進する		
	6	総合目標１から５の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う		
	7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進		
	8	必要な歳入の確保		
	9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保		
	10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	○	○
	11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行		
	12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営		
	13	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築		
	14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制		
	15	財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底		
	16	国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実		
	17	庁舎及び宿舎の最適化の推進		
	18	国庫金の正確で効率的な管理		
	19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止		
	20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理		
	21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等		
	22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進		
	23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	○	○
	24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保		
	25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進		
	26	アジア経済の発展と日本企業の海外展開支援等（成長戦略）の推進		
	27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保		
	28	地震再保険事業の健全な運営		
	29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理		
	30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保		
	31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保		
計		31件	2件	2件

府省等名	番号	評価を実施した施策名	うち評価結果が「進展が大きくない」もの	うち評価対象施策を「引き続き推進」としているもの
文部科学省	1	教育改革に関する基本的な政策の推進等		
	2	生涯を通じた学習機会の拡大		
	3	青少年の健全育成		
	4	安全・安心で豊かな学校施設の整備推進		
	5	教育機会の確保のための支援づくり		
	6	義務教育に必要な教職員の確保		
	7	大学などにおける教育研究基盤の整備		
	8	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進		
	9	特色ある教育研究を展開する私立学校の振興		
	10	イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興		
	11	科学技術システム改革の先導		
	12	学術研究の振興		
	13	ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進		
	14	原子力・核融合分野の研究・開発・利用の推進		
	15	海洋分野の研究開発の推進		
	16	生涯スポーツ社会の実現		
	17	文化財の保存及び活用の充実		
	18	日本文化の発信及び国際文化交流の推進		
	19	国際交流の推進		
計		19件		
厚生労働省	1	医療従事者の資質の向上を図ること		
	2	政策医療を向上・均てん化させること		
	3	適正な移植医療を推進すること		
	4	医薬品の適正使用を推進する		
	5	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること		
	6	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること		
	7	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること	○	○
	8	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣等の適正な運営を確保すること		
	9	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること		
	10	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること		
	11	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること		
	12	戦没者遺骨収集帰還事業等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること		
	13	企業年金等の健全な育成を図ること		
	14	国立試験研究機関の適切かつ効果的な運営を確保すること		
計		14件	1件	1件
農林水産省	1	食の安全と消費者の信頼の確保		
	2	国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化		
	3	食品産業の持続的な発展		
	4	意欲ある多様な農業者による農業経営の推進		
	5	優良農地の確保と有効利用の促進		
	6	農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備		
	7	持続可能な農業生産を支える取組の推進		
	8	農業・農村における６次産業化の推進		
	9	都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興		
	10	農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全		

府省等名	番号	評価を実施した施策名	うち評価結果が「進展が大きくない」もの	うち評価対象施策を「引き続き推進」としているもの
農林水産省	11	森林の有する多面的機能の発揮		
	12	林業の持続的かつ健全な発展		
	13	林産物の供給及び利用の確保		
	14	水産資源の回復		
	15	漁業経営の安定		
	16	漁村の健全な発展		
計　　16件				
経済産業省	1	経済基盤		
	2	新陳代謝		
	3	イノベーション		
	4	基準認証		
	5	経済産業統計		
	6	ものづくり		
	7	サービス		
	8	クールジャパン		
	9	IT		
	10	流通・物流		
	11	国際交渉・連携		
	12	海外市場開拓		
	13	貿易投資		
	14	貿易管理		
	15	経営革新・創業促進		
	16	事業環境整備		
	17	経営安定・取引適正化		
	18	地域産業		
	19	福島・震災復興		
	20	資源・燃料		
	21	新エネルギー・省エネルギー		
	22	電力・ガス		
	23	環境		
	24	産業保安		
	25	製品安全		
	26	商取引安全		
	27	化学物質管理		
計　　27件				
環境省	1	地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり		
	2	国内における温室効果ガスの排出抑制		
	3	森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保		
	4	市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進		
	5	国内及び国際的な循環型社会の構築		
	6	各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進		
	7	一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）		
	8	産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）		
	9	廃棄物の不法投棄の防止等		
	10	浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理	○	

府省等名	番号	評価を実施した施策名	うち評価結果が「進展が大きくない」もの	うち評価対象施策を「引き続き推進」としているもの
環境省	11	東日本大震災への対応（災害廃棄物の処理）		
	12	環境リスクの評価		
	13	環境リスクの管理		
	14	国際協調による取組	○	
	15	国内における毒ガス弾等対策		
	16	環境基本計画の効果的実施		
	17	環境アセスメント制度の適切な運用と改善		
	18	環境問題に関する調査・研究・技術開発		
	19	環境情報の整備と提供・広報の充実		
	20	放射性物質により汚染された廃棄物の処理	○	
	21	放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等		
	22	放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策		
計　22件			3件	
原子力規制委員会	1	原子力関連規制の実施		
	2	原子力災害対策		
	3	原子力規制行政に対する信頼の確保		
計　3件				
合計　17府省等　296件			27件	21件

（注）　該当するものに「○」を表示している。

別表8　各府省等が事後評価を実施した政策効果の発現に一定の期間を要するもの又は複数の施策にまたがるものなどの特定のテーマ一覧（平成26年度）

府省等名	番号	評価を実施した特定のテーマ名
国家公安委員会・警察庁	1	災害に係る危機管理体制の再構築
計　1件		
厚生労働省	1	「国民に信頼される行政の実現」について
	2	「行政事業レビュー」について
	3	「適切な人事評価と適材適所の人事の推進」について
	4	「職員の育成」について
	5	「職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること」について
	6	「政策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること」について
計　6件		
農林水産省	1	農林水産分野の研究開発（農林水産研究の重点目標の進捗状況の検証）
計　1件		
国土交通省	1	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進
	2	水資源政策
	3	自転車交通
	4	貨物自動車運送のあり方
計　4件		
合計　4府省等　12件		

別表9-1　各府省等が事前評価を実施した研究開発一覧（平成26年度）

府省等名	区分	番号	評価を実施した研究開発名	
総務省	義務付け	1	巨大データ流通を支える次世代光ネットワーク技術の研究開発	
		2	多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証	
		3	ICTを活用した自立行動支援システムの研究開発	
		4	第5世代移動通信システム実現に向けた研究開発	
		5	テラヘルツ無線信号の広帯域・高感度測定技術の研究開発	
計		5件		
文部科学省	義務付け	1	感染症研究国際展開戦略プログラム	〈事例2〉38ページ
		2	オーダーメイド医療の実現プログラム	
		3	気候変動適応戦略イニシアチブ　気候変動適応技術社会実装プログラム	
		4	IoT時代のICTシステムアーキテクチャに関する研究開発	
		5	地域防災対策支援研究プロジェクト	
計		5件		
厚生労働省	義務付け	1	厚生労働科学研究費（51事業）	
計		1件		
農林水産省	義務付け	1	所得増大と自給力向上に向けた研究開発	
		2	森林資源を最適に利用するための技術開発	
	自主的	3	国際競争力強化等のための革新的技術実証研究事業	〈事例3〉41ページ
		4	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業	
計		4件		
経済産業省	義務付け	1	次世代ロボット中核技術開発	
		2	ロボット活用型市場化適用技術開発プロジェクト	
		3	課題解決型福祉用具実用化開発支援事業	
		4	医療機器性能の高度化、身体機能の再生・回復技術の開発（「未来医療を実現する医療機器システム開発事業」新規テーマ）	
		5	燃料電池利用高度化技術開発支援事業	
		6	高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発	
		7	革新的エネルギー技術国際共同研究開発事業	
		8	原子力発電所等金属廃棄物利用技術開発	
		9	二酸化炭素回収技術実用化研究事業	
計		9件		
国土交通省	自主的	1	３次元地理空間情報を活用した安全・安心・快適な社会実現のための技術開発	
		2	地域安心居住機能の戦略的ストックマネジメント技術の開発	
		3	高精度測位技術を活用した公共交通システムの高度化に関する技術開発	
		4	鉄道用走行安全支援装置の開発	
		5	リアルタイム地震波形予測法を活用した高機能鉄道地震被害予測シミュレータ	
		6	山岳トンネル長寿命化のための経済的な補修・補強法の開発	
		7	突風等の局地的気象現象による災害に対する減災技術	
		8	脱線しにくい台車の開発	
		9	鉄道橋の遠隔非接触評価手法の開発	
		10	車両・地上設備の消費エネルギー予測に基づくエネルギーネットワーク制御手法の開発	
		11	下水処理場の既存施設能力を活用した汚水処理システムの効率化に関する研究	
		12	気候変動下の都市における戦略的災害リスク低減手法の開発(評価時課題名：気候変動下の災害リスク情報に基づく低リスク社会構築手法の開発)	
		13	リアルタイム観測・監視データを活用した高精度土砂災害発生予測手法の研究	
		14	地震誘発火災を被った建築物の安全性・再使用性評価法に関する研究	
		15	共同住宅等における災害時の高齢者・障がい者に向けた避難支援技術の評価基準の開発	
		16	みどりを利用した都市の熱的環境改善による低炭素都市づくりの評価手法の開発	
		17	海上輸送の構造変化に対応したコンテナ航路網予測手法の開発	
		18	精密単独測位型RTK（PPP-RTK)を用いたリアルタイム地殻変動把握技術の開発	
		19	高エネルギー可搬型X線橋梁その場透視検査の実用化	
		20	光学的計測法を用いた効率的・低コストな新しい橋梁点検手法の開発	
		21	既存建物下の局部地盤改良を可能にする極超微粒子セメントを利用したセメント浸透固化型液状化対策工法の技術開発	

府省等名	区分	番号	評価を実施した研究開発名	
国土交通省	自主的	22	迅速かつ効率的な復旧・復興のための災害対応マルチプラットホームの開発	
		23	地中に埋設される排水管（ＦＲＰＭ管）の樹脂モルタル部分の亀裂を配管内部に紫外線を照射することで検知する塗装工法の開発	
		24	カメラ画像を利用した大雪および暴風雪による視程障害・吹きだまり検知に関する技術開発	<参考事例> 38ページ
		25	鉄道施設の液状化被害の軽減に向けた地盤改良工法の開発および実用化	
		26	航空機の到着管理システムに関する研究	
		27	３次元地理空間情報を活用した安全・安心・快適な社会実現のための技術開発	
		28	地域安心居住機能の戦略的ストックマネジメント技術の開発	
		29	高精度測位技術を活用した公共交通システムの高度化に関する技術開発	
		30	鉄道用走行安全支援装置の開発	
		31	リアルタイム地震波形予測法を活用した高機能鉄道地震被害予測シミュレータ	
		32	山岳トンネル長寿命化のための経済的な補修・補強法の開発	
		33	突風等の局地的気象現象による災害に対する減災技術	
		34	脱線しにくい台車の開発	
		35	鉄道橋の遠隔非接触評価手法の開発	
		36	車両・地上設備の消費エネルギー予測に基づくエネルギーネットワーク制御手法の開発	
		37	下水処理場の既存施設能力を活用した汚水処理システムの効率化に関する研究	
		38	気候変動下の都市における戦略的災害リスク低減手法の開発(評価時課題名：気候変動下の災害リスク情報に基づく低リスク社会構築手法の開発)	
		39	リアルタイム観測・監視データを活用した高精度土砂災害発生予測手法の研究	
		40	地震誘発火災を被った建築物の安全性・再使用性評価法に関する研究	
		41	共同住宅等における災害時の高齢者・障がい者に向けた避難支援技術の評価基準の開発	
		42	みどりを利用した都市の熱的環境改善による低炭素都市づくりの評価手法の開発	
		43	海上輸送の構造変化に対応したコンテナ航路網予測手法の開発	
		44	精密単独測位型RTK（PPP-RTK)を用いたリアルタイム地殻変動把握技術の開発	
		45	高エネルギー可搬型X 線橋梁その場透視検査の実用化	
		46	光学的計測法を用いた効率的・低コストな新しい橋梁点検手法の開発	
		47	既存建物下の局部地盤改良を可能にする極超微粒子セメントを利用したセメント浸透固化型液状化対策工法の技術開発	
		48	迅速かつ効率的な復旧・復興のための災害対応マルチプラットホームの開発	
		49	地中に埋設される排水管（ＦＲＰＭ管）の樹脂モルタル部分の亀裂を配管内部に紫外線を照射することで検知する塗装工法の開発	
		50	カメラ画像を利用した大雪および暴風雪による視程障害・吹きだまり検知に関する技術開発	<参考事例> 38ページ
		51	鉄道施設の液状化被害の軽減に向けた地盤改良工法の開発および実用化	
		52	航空機の到着管理システムに関する研究	
		53	木製クワトロサッシの開発とローコストエコハウスへの適応技術開発	
		54	女性の健康サポート機能付き温水洗浄便座の技術開発	
		55	実証実験を通じた住宅の包括的環境対策と健康維持・増進のための技術開発	
		56	二重配管構造の給湯新配管システム等の技術開発	
		57	環境に配慮した既存躯体と補強部材接続面における省力化接合工法の技術開発	
		58	機能維持性能に優れた座屈拘束ブレース付中高層建築物の技術開発	
		59	動物実験に替わる建築防火材料のガス有害性評価手法の技術開発	
		60	間伐材を活用した倒壊防止型１部屋耐震補強工法の技術開発	
		61	機械式掘削機器を使用した拡底部を有する場所打ちコンクリート杭工法の技術開発	
		62	ハイブリッド架構による耐火木造建築の技術開発	
		63	アーチフレーム方式による木造住宅耐震改修工法の技術開発	
		64	杭頭部に地震時水平抵抗部材を有する既製杭工法の技術開発	
		65	住宅用基礎梁の開口部補強構造に関する技術開発	
計		65件		
防衛省	義務付け	1	回転翼哨戒機（能力向上型）	
		2	新多用途ヘリコプター	
		3	将来戦闘機の技術的成立性に関する研究	
		4	戦闘機用エンジンシステムに関する研究	
		5	電動アクチュエーション技術の研究	

府省等名	区分	番号	評価を実施した研究開発名
防衛省	義務付け	6	ステルス戦闘機用レドームに関する研究
		7	将来ＨＭＤシステムに関する研究
		8	高高度迎撃用飛しょう体技術の研究
		9	艦載砲用ロケットアシスト長射程弾技術の研究
		10	先進対艦・対地弾頭技術の研究
		11	静粛型魚雷用動力装置
		12	先進アクティブソーナー技術の研究
		13	新型護衛艦用レーダシステムの研究
		14	次世代データリンク高速・高信頼化技術の研究
		15	戦術データリンク妨害用送受信技術の研究
		16	衛星搭載型２波長赤外線センサの研究
計		16件	
7府省等 合計		105件	

（注）研究開発名が同一のものは、当初に評価を実施したもの及び当初の評価内容に修正等を加えて実施したものである。

別表9-2　各府省等が事後評価を実施した研究開発一覧（平成26年度）

府省等名	区分	番号	評価を実施した研究開発名
総務省	自主的	1	災害時に有効な衛星通信ネットワークの研究開発
		2	大規模災害時に被災地の通信能力を緊急増強する技術の研究開発(大規模通信混雑時における通信処理機能のネットワーク化に関する研究開発)
		3	ホワイトスペースにおける新たなブロードバンドアクセスの実現に向けた周波数高度利用技術の研究開発
計		3件	
厚生労働省	自主的	1	厚生労働科学研究費（430課題）
計		1件	
農林水産省	自主的	1	地域バイオマス資源を活用したバイオ燃料及び化学製品の製造技術の開発
		2	画期的な農畜産物作出のためのゲノム情報データベースの整備
		3	レギュラトリーサイエンス新技術開発事業
計		3件	
国土交通省	自主的	1	地震動情報の高度化に対応した建築物の耐震性能評価技術の開発
		2	既設落石防護擁壁工に関する三層緩衝構造を用いた耐衝撃性能の高度化に関する技術開発
		3	電波の位相差計測による広域岩盤崩落・崩壊リアルタイムモニタリングシステムの開発
		4	竹材等の低利用資源を用いた高性能壁土の開発
		5	コンクリート構造物に塩害劣化自己防衛機能を付与するための新しい混和材料の開発
		6	地震時の超高層建物の室内安全対策技術の開発
		7	被災堤防緊急対応のための３次元堤防可視化ツール及び対策設計システムの開発
		8	総合的な社会資本の戦略的維持管理システムの開発
		9	ＡＳＲ劣化構造物の力学性能推定技術の確立
		10	サンゴ礁州島形成モデルの開発
		11	防災、長寿命化実現のための超高強度高靭性モルタルを用いた水中ライニング工法の設計・施工法の開発
		12	建築生産における三次元データを用いた維持管理データの管理・描画技術の開発
		13	低コスト・高精度な地盤調査法に基づく宅地の液状化被害予測手法の開発
		14	動的貫入試験による経済的で高精度な液状化調査法の研究開発
		15	宅地、堤防等において従来とほぼ同程度の精度で安価かつ効率的な液状化判定システムの開発
		16	ピークカット及び省エネルギー計画のための総合的シミュレーションツールの技術開発
		17	居住者満足感に基づく省エネ性と快適性の最適環境制御技術の開発
		18	サスティナブル技術を活かした枠組壁工法によるエコスクールの標準システムの開発
		19	住宅における電力による総利用光束量を最小化する照明制御システムの技術開発
		20	「見える化」を有効活用する設備運用モデルの策定とユーザーインターフェースの技術開発
		21	枠組壁工法におけるSMART-WINDOWシステムに関する技術開発
		22	木造住宅部材の複数回使用を前提とした工法の技術開発
		23	廃コンクリート・石系廃棄物の低炭素・完全循環利用技術の開発
		24	常設としてリユース可能な複層の応急仮設住宅をホテルとして備蓄することに関する技術開発
		25	空気清浄装置に利用される吸着材の再生利用に関する技術開発
		26	地盤の液状化抑制工法とその地盤改良機械の技術開発
		27	短い埋め込み深さでせん断力と引張力に対して抵抗する外側耐震補強用接合工法の開発
		28	既存建物に対する梁部材のせん断破壊遅延型補強工法の技術開発
		29	大規模地震時の耐火木造建築物の安全性向上と実用化開発
		30	開き戸の開放軽減に関する技術開発
		31	靭性確保型低層鉄骨造の大規模地震時の損傷抑制用DIY制震補強に関する技術開発
		32	木質系住宅における狭小間口耐震補強壁の技術開発
		33	戸建住宅下に設置する地震計の開発及び評価・運用方法に関する研究
		34	建築基礎のための地盤改良体の品質調査における比抵抗技術の確立の技術開発
		35	樹脂含浸繊維シートを用いた住宅の基礎及び柱脚補強工法の開発
		36	高性能・高耐久袖壁付き鉄筋コンクリート柱部材の研究開発
		37	電車線柱及び駅舎天井等の耐震性評価と対策

府省等名	区分	番号	評価を実施した研究開発名
国土交通省	自主的	38	乗車位置可変型ホーム柵の開発
		39	交流電化設備を活用した蓄電池電車の開発
		40	次世代コンテナ専用台車の開発
		41	走行時における運転操縦負荷のシミュレータの開発
		42	浮体式洋上風力発電施設の安全性に関する研究開発
		43	船舶からの環境負荷低減のための総合対策
		44	気候変動下での大規模水災害に対する施策群の設定・選択を支援する基盤技術の開発
		45	道路交通の常時観測データの収集、分析及び利活用の高度化に関する研究
		46	地域における資源・エネルギー循環拠点としての下水処理場の技術的ポテンシャルに関する研究
		47	密集市街地における協調的建て替えルールの策定支援技術の開発
		48	都市計画における戦略的土地利用マネジメントに向けた土地適性評価技術に関する研究
		49	建築実務の円滑化に資する構造計算プログラムの技術基準に関する研究
		50	再生可能エネルギーに着目した建築物への新技術導入に関する研究
		51	高齢者の安心居住に向けた新たな住まいの整備手法に関する研究
		52	アジア国際フェリー輸送の拡大に対応した輸送円滑化方策に関する研究
		53	ひずみ集中帯の地殻変動特性に関する研究
		54	地殻変動監視能力向上のための電子基準点誤差分析の高度化に関する研究
計		54件	
4府省等 合計		61件	

別表10-1　各府省等が事前評価を実施した公共事業一覧（平成26年度）

府省等名	区分	番号	評価を実施した公共事業名	評価を実施した件数
厚生労働省	義務付け	1	水道施設整備事業	29
計				29件
農林水産省	義務付け	1	国営かんがい排水事業	12
		2	国営農地再編整備事業	3
		3	農業競争力強化基盤整備事業	67
		4	農業水利施設保全合理化事業	10
		5	国営総合農地防災事業	2
		6	農村地域防災減災事業	12
		7	独立行政法人水資源機構事業	1
		8	国有林直轄治山事業	1
		9	民有林治山事業	3
		10	森林環境保全整備事業	20
		11	水源林造成事業	4
		12	水産基盤整備事業	10
計				145件
国土交通省	義務付け	1	道路・街路事業	16
		2	港湾整備事業	4
		3	空港整備事業	1
		4	都市・幹線鉄道整備事業	16
		5	都市公園事業	4
		6	住宅市街地総合整備事業	36
		7	市街地整備事業	4
		8	河川・ダム事業	13
	自主的	1	都市・幹線鉄道整備事業	64
		2	住宅市街地総合整備事業	7
計				165件
環境省	義務付け	1	自然公園等事業	1
計				1 件
4府省等 合計				340件

別表10-2　各府省等が事後評価を実施した公共事業一覧（平成26年度）

府省等名	区分	番号	評価を実施した公共事業名	評価を実施した件数	
総務省	自主的	1	地域イントラネット基盤施設整備事業	1	
計				1件	
厚生労働省	義務付け	1	水道施設整備事業	6	
	自主的	1	水道施設整備事業	33	
計				39件	
農林水産省	義務付け	1	農道整備事業	4	
		2	国営総合農地防災事業	2	
		3	農村地域防災減災事業	5	
		4	直轄地すべり対策事業	1	
		5	農地防災事業	5	
		6	農地保全事業	1	
		7	農業集落排水事業	3	
	自主的	1	国営かんがい排水事業	14	
		2	かんがい排水事業	5	
		3	国営農地再編整備事業	1	
		4	経営体育成基盤整備事業	11	
		5	畑地帯総合整備事業	7	
		6	農業競争力強化基盤整備事業	12	
		7	草地畜産基盤整備事業	3	
		8	農村振興総合整備事業	1	
		9	中山間地域総合整備事業	6	
		10	独立行政法人水資源機構事業	1	
		11	国有林直轄治山事業	2	
		12	民有林治山事業	6	〈事例4〉 45ページ
		13	森林環境保全整備事業	13	
		14	森林居住環境整備事業	5	
		15	水源林造成事業	24	
		16	水産基盤整備事業	37	〈事例5〉 48ページ
		17	漁村総合整備事業	2	
		18	海岸事業	7	
		19	畜産環境総合整備事業	2	
計				180件	
経済産業省	自主的	1	工業用水道事業	3	
計				3件	
国土交通省	自主的	1	道路・街路事業	212	
		2	港湾整備事業	83	
		3	空港整備事業	3	
		4	都市・幹線鉄道整備事業	7	
		5	都市公園事業	8	
		6	住宅市街地総合整備事業	2	
		7	河川・ダム事業	149	
		8	砂防事業	24	
		9	海岸事業	14	
計				502件	
5府省等　合計				725件	

別表11-1　各府省等が事前評価を実施した政府開発援助一覧（平成26年度）

府省等名	区分	番号	評価を実施した政府開発援助名	供与国名	政府開発援助の形態
外務省	義務付け	1	スバイリエン州病院改善計画	カンボジア王国	無償資金協力
		2	プノンペン交通管制システム整備計画	カンボジア王国	無償資金協力
		3	ミンダナオの紛争影響地域におけるコミュニティ開発計画	フィリピン共和国	無償資金協力
		4	港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画	ミャンマー連邦共和国	無償資金協力
		5	マンダレー上水道整備計画	ミャンマー連邦共和国	無償資金協力
		6	ヤンゴン市無収水削減計画	ミャンマー連邦共和国	無償資金協力
		7	ニューブリテン国道橋梁架け替え計画	パプアニューギニア	無償資金協力
		8	工科系大学拡充計画	ミャンマー連邦共和国	無償資金協力
		9	新タケタ橋建設計画	ミャンマー連邦共和国	無償資金協力
		10	教員養成校改善計画	ミャンマー連邦共和国	無償資金協力
		11	ホニアラ港施設改善計画	ソロモン諸島	無償資金協力
		12	国道16B号線セコン橋建設計画	ラオス人民民主共和国	無償資金協力
		13	通関電子化を通じたナショナル・シングルウィンドウ構築及び税関近代化計画	ミャンマー連邦共和国	無償資金協力
		14	シャン州ラーショー総合病院整備計画	ミャンマー連邦共和国	無償資金協力
		15	西部地域小水力発電所改善計画	ネパール連邦民主共和国	無償資金協力
		16	コロネル・オビエド市給水システム改善計画	パラグアイ共和国	無償資金協力
		17	ハトロン州ピアンジ県給水改善計画	タジキスタン共和国	無償資金協力
		18	チンボラソ県医療施設・機材整備計画	エクアドル共和国	無償資金協力
		19	オシュ州、ジャララバード州及びタラス州道路維持管理機材整備計画	キルギス共和国	無償資金協力
		20	気候変動に対応するための日・カリブ・パートナーシップ計画（UNDP連携）	ガイアナ共和国、グレナダ、ジャマイカ、スリナム共和国、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ドミニカ国、ベリーズ	無償資金協力
		21	パソ・レアル橋建設計画	ニカラグア共和国	無償資金協力
		22	ドゥシャンベ国際空港整備計画	タジキスタン共和国	無償資金協力
		23	グジュランワラ下水・排水能力改善計画	パキスタン・イスラム共和国	無償資金協力
		24	中期気象予報センター設立及び気象予報システム強化計画	パキスタン・イスラム共和国	無償資金協力
		25	口蹄疫等対策支援計画（FAO連携）	アフガニスタン・イスラム共和国	無償資金協力
		26	小児感染症予防計画（UNICEF連携）	アフガニスタン・イスラム共和国	無償資金協力
		27	カラチ港及びビンカシム港治安強化計画	パキスタン・イスラム共和国	無償資金協力
		28	災害リスク管理能力強化計画（IOM連携）	アフガニスタン・イスラム共和国	無償資金協力
		29	国道一号線橋梁架け替え計画	ブータン王国	無償資金協力
		30	セコンディ水産業振興計画	ガーナ共和国	無償資金協力
		31	ブジュンブラ港改修計画	ブルンジ共和国	無償資金協力
		32	マプト市医療従事者養成学校建設計画	モザンビーク共和国	無償資金協力
		33	ダルエスサラーム送配電網強化計画	タンザニア連合共和国	無償資金協力
		34	ンゴマ郡灌漑開発計画	ルワンダ共和国	無償資金協力
		35	カヤ初等教員養成校建設計画	ブルキナファソ	無償資金協力
		36	オヨ州小学校建設計画	ナイジェリア連邦共和国	無償資金協力
		37	バルカ県送配水網改修・拡張計画	ヨルダン・ハシェミット王国	無償資金協力

府省等名	区分	番号	評価を実施した政府開発援助名	供与国名	政府開発援助の形態
外務省	義務付け	38	クイーンズウェイ変電所改修計画	ウガンダ共和国	無償資金協力
		39	コナクリ市中部高台地区飲料水供給改善計画	ギニア共和国	無償資金協力
		40	第三次地方給水計画	ルワンダ共和国	無償資金協力
		41	第三次タザラ交差点改善計画	タンザニア連合共和国	無償資金協力
		42	テザニ水力発電所増設計画	マラウイ共和国	無償資金協力
		43	南部諸民族州リフトバレー地域給水計画	エチオピア連邦民主共和国	無償資金協力
		44	アトランティック県アラダ病院建設・整備計画	ベナン共和国	無償資金協力
		45	南北高速道路建設計画（ベンルックーロンタイン間）（第二期）	ベトナム社会主義共和国	有償資金協力
		46	第二次送変電・配電ネットワーク整備計画	ベトナム社会主義共和国	有償資金協力
		47	国道五号線改修計画（スレアマアムーバッタンバン間及びシソポンーポイペト間）（第一期）	カンボジア王国	有償資金協力
		48	全国基幹送変電設備整備計画（フェーズ1）	ミャンマー連邦共和国	有償資金協力
		49	ヤンゴン・マンダレー鉄道整備計画（フェーズ1）（第一期）	ミャンマー連邦共和国	有償資金協力
		50	ヤンゴン都市圏上水整備計画	ミャンマー連邦共和国	有償資金協力
		51	マタバリ超々臨界圧石炭火力発電計画（I）	バングラデシュ人民共和国	有償資金協力
		52	包括的中核都市行政強化計画	バングラデシュ人民共和国	有償資金協力
		53	ハオール地域洪水対策・生計向上計画	バングラデシュ人民共和国	有償資金協力
		54	天然ガス効率化計画	バングラデシュ人民共和国	有償資金協力
		55	電力セクター・プロジェクト・ローン（（1）トゥラクルガン火力発電所建設計画，（2）タシケント熱電併給所建設計画，（3）電力セクター能力強化計画の3案件（サブ・プロジェクト））	ウズベキスタン共和国	有償資金協力
		56	グワハティ下水道整備計画	インド	有償資金協力
		57	官民連携インフラ・ファイナンス促進計画	インド	有償資金協力
		58	カニャベラル及びリオ・リンド水力発電増強計画	ホンジュラス共和国	有償資金協力
		59	レンガリ灌漑計画（フェーズ2）	インド	有償資金協力
		60	プネ市ムラ・ムタ川汚染緩和計画	インド	有償資金協力
		61	ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設計画	チュニジア共和国	有償資金協力
		62	モンバサ港開発計画フェーズ2	ケニア共和国	有償資金協力
		63	ハルサ火力発電所改修計画	イラク共和国	有償資金協力
1府省等計63件					

別表11-2　各府省等が事後評価を実施した政府開発援助一覧（平成26年度）

府省等名	区分	番号	評価を実施した政府開発援助名	供与国名	政府開発援助の形態
外務省	義務付け	1	アンカラ給水計画	トルコ共和国	有償資金協力
		2	北部地域導水計画	チュニジア共和国	有償資金協力
		3	ハリヤナ州森林資源管理・貧困削減計画	インド	有償資金協力
		4	タンジュンプリオク港緊急リハビリ事業	インドネシア共和国	有償資金協力
		5	オモン火力発電所2号機建設計画	ベトナム社会主義共和国	有償資金協力
		6	タクモ水力発電所増設計画	ベトナム社会主義共和国	有償資金協力
		7	南北鉄道橋梁安全性向上計画	ベトナム社会主義共和国	有償資金協力
		8	南部地域上水道整備計画（ドンナイ省及びバリア・ヴンタオ省）（第二期）	ベトナム社会主義共和国	有償資金協力
1府省等計8件					

別表12-1 各府省等が事前評価を実施した規制一覧（平成26年度）

府省等名	区分	番号	評価を実施した規制名	国において行政費用の発生等が見込まれたもの
内閣府	義務付け	1	災害時における道路管理者による車両の移動等に係る規制の事前評価	○
		2	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第24条に定める協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者に対する秘密保持義務の新設に係る規制	
		3	地方公共団体等による駐留軍用地跡地内の土地の取得の円滑化のための措置に係る規制	
		4	地方公共団体等による駐留軍用地等内の土地の取得の円滑化のための措置において土地を譲渡しようとする場合の届出の対象とならない土地の面積及び有償譲渡の届出事項等の規定に係る規制	
計	義務付け			4件
	自主的			-
	計			4件
国家公安委員会・警察庁	義務付け	1	公告国際テロリストに対する行為の制限等	
		2	公告国際テロリストが所持している規制対象財産の仮領置等	
		3	疑わしい取引の届出に関する判断の方法についての規定の整備	○
		4	外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務に関する規定の整備	○
		5	年少射撃資格者の年齢要件の緩和	
		6	練習射撃場制度の拡充	
		7	災害による猟銃の亡失者等に係る技能検定等の免除	
		8	特定遊興飲食店営業に係る許可制の新設	○
		9	ダンスホール等に係る規制の廃止	
		10	臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の導入	
		11	臨時適性検査の対象拡大等	
		12	準中型自動車免許の新設	
		13	準中型自動車免許に係る再試験制度等の導入	
		14	運転免許の仮停止の対象の拡大	
計	義務付け			14件
	自主的			-
	計			14件
金融庁	義務付け	1	プロ向けファンドに関する規制の見直し	○
		2	投資法人及び投資信託に係る特定資産の追加	
		3	保険仲立人に対する規制緩和	○
		4	適格機関投資家等特例業務の見直し	○
		5	大量保有報告制度の見直し	
	自主的	1	非中央清算店頭デリバティブ取引への証拠金授受の義務付け	○
計	義務付け			5件
	自主的			1件
	計			6件
消費者庁	義務付け	1	不当景品類及び不当表示防止法への課徴金制度の導入	○
計	義務付け			1件
	自主的			-
	計			1件
総務省	義務付け	1	スプリンクラー設備等に関する基準の見直し	○
		2	特定信書便役務の範囲の拡大及び特定信書便役務に係る約款の認可手続の簡素化等	○
	自主的	1	電気通信主任技術者の配置要件の緩和	
		2	認定放送持株会社制度における議決権保有制限の緩和	
計	義務付け			2件
	自主的			2件
	計			4件

府省等名	区分	番号	評価を実施した規制名	国において行政費用の発生等が見込まれたもの
法務省	義務付け	1	技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設	○
		2	技能実習制度における監理団体の許可制の創設	○
		3	技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設	○
		4	外国人技能実習機構の創設	○
計	義務付け		4件	
	自主的		-	
	計		4件	
文部科学省	義務付け	1	原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う改正	
		2	原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う新法	
計	義務付け		2件	
	自主的		-	
	計		2件	
厚生労働省	義務付け	1	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正（麻薬の指定）	
		2	毒物及び劇物指定令の改正（毒物及び劇物の指定並びに指定除外について）	○
		3	ジメチルー２、２－ジクロロビニルホスフェイト（別名ＤＤＶＰ）等に係る労働者の健康障害防止のための規制強化	
		4	医薬品に関する広告制限の対象の追加（肺癌治療薬「アレクチニブ」他４種の医薬品について）	○
		5	新たな類型の感染症に対する規制の創設	○
		6	侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しんの医師による届出方法の変更	
		7	厚生労働省令で定める五類感染症の患者等の検体等の提出を担当させる指定提出機関制度の創設	○
		8	一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等からの検体の採取等の制度の創設	○
		9	一般事業主行動計画の策定義務等	○
		10	基準に適合する一般事業主の認定	○
		11	中小事業主団体が労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例	○
		12	報告の徴収並びに助言、指導及び勧告	○
		13	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく有害物質の指定（特定芳香族アミンを生ずるおそれのあるアゾ化合物）	○
		14	技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設	○
		15	技能実習制度における監理団体の許可制の創設	○
		16	技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設	○
		17	外国人技能実習機構の創設	○
		18	公共職業安定所における労働関係の法律の規定に違反する求人者からの求人不受理	○
		19	若者の職業の選択に資する情報の提供	○
		20	基準に適合する事業主の認定	○
		21	中小事業主団体が労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例	○
		22	報告の徴収並びに助言、指導及び勧告	○
		23	キャリアコンサルタント試験の創設及び試験事務を担うための登録法人制度の創設	○
		24	キャリアコンサルタントの登録制度の創設及び登録事務を担うための指定法人制度の創設	○
		25	有資格者に対する守秘義務等の義務付け	○
		26	キャリアコンサルタントの名称独占化	○
		27	毒物及び劇物指定令の改正（劇物の指定並びに毒物及び劇物からの指定除外について）	○
計	義務付け		27件	
	自主的		-	
	計		27件	

府省等名	区分	番号	評価を実施した規制名	国において行政費用の発生等が見込まれたもの
農林水産省	義務付け	1	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案	○
計	義務付け			1件
	自主的			-
	計			1件
経済産業省	義務付け	1	特定家庭用機器廃棄物に係る再商品化等基準を引き上げる規制	
		2	産業競争力強化法上の規制の特例措置の創設	○
		3	製品に使用されるフロン類の環境影響度の低減を義務づける対象品目を規定する規制	
		4	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における特定排出者等の拡大	○
		5	電気事業法等の一部を改正する等の法律案に係る事前評価書について	
		6	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令における試験研究及び分析用途に関する暫定措置の期限延長について	
		7	熱損失防止性能の向上を義務付ける対象建築材料の指定を行う規制	
		8	ストックホルム条約対象貨物の仮陸揚げ行為の特例等に関する輸出規制の見直し	
		9	国際的な枠組みにおける合意に基づく輸出規制対象範囲の改正等	
		10	薬事法等の一部改正に伴う特許法施行令改正	
計	義務付け			10件
	自主的			-
	計			10件
国土交通省	義務付け	1	建築基準法施行令の一部を改正する政令案	
		2	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案	
		3	マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案	
		4	建設業法施行令の一部を改正する政令案	
		5	下水道法施行令の一部を改正する政令案	
		6	水先法施行令の一部を改正する政令案（横浜川崎区における横浜港部分の強制水先対象船舶を、危険物積載船を除き、１万トン以上とするもの）	
		7	水防法等の一部を改正する法律案（占用可能物件（量水標等・熱交換器）の追加）	
		8	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案(指針の策定、指針に照らした指導、助言、勧告・命令等の措置)	○
		9	道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案	○
		10	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案	○
計	義務付け			10件
	自主的			-
	計			10件
環境省	義務付け	1	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における特定排出者等の拡大	○
		2	水銀排出施設に係る届出制度等の創設	
		3	水銀排出施設に係る排出基準義務の創設	
		4	水銀排出施設に係る勧告・改善命令等の創設	
		5	水銀排出施設に係る測定・記録・保存義務の創設	
		6	国内希少野生動植物種の追加	
計	義務付け			6件
	自主的			-
	計			6件
12府省等	義務付け			86件
	自主的			3件
	合計			89件

注(1)　同じ規制名を持つものがある。
注(2)　該当するものに「○」を表示している。

別表12-2 各府省等が事後評価を実施した規制一覧（平成26年度）

府省等名	区分	番号	評価を実施した規制名	国において行政費用の発生等が見込まれたもの
国家公安委員会・警察庁	自主的	1	75歳以上の高齢運転者に対する認知機能検査の導入	
計	義務付け			
	自主的		1件	
	計		1件	
1府省等	義務付け			
	自主的		1件	
	合計		1件	

（注）　該当するものに「○」を表示している。

別表13-1 各府省等が事前評価を実施した租税特別措置等一覧（平成26年度）

府省等名	区分	番号	評価を実施した租税特別措置等名	国税に係るもの
内閣府	義務付け	1	国家戦略特区における所得控除制度の創設	○
		2	国家戦略特区における創業５年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置の創設	○
		3	国家戦略特区等において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置	○
		4	国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の創設	○
		5	地域再生に資する税制上の特例措置の創設	○
		6	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の拡充	○
		7	駐留軍用地の公共用地先行取得に係る課税の特例措置	○
		8	「国家戦略特区」における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長	○
		9	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置	○
		10	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	○
		11	データセンター地域分散化促進税制の拡充及び延長	○
		12	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長及び拡充	○
		13	仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充	○
		14	我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の延長	○
計	義務付け			14件
	自主的			-
	計			14件
国家公安委員会・警察庁	自主的	1	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化（警察用の船舶）	
		2	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化（警察の用に供する電気通信設備）	
計	義務付け			-
	自主的			2件
	計			2件
金融庁	義務付け	1	投資法人に係る課税の特例（税会不一致）	○
		2	投資法人に係る課税の特例（インフラファンド）	○
		3	確定拠出年金制度の見直しに伴う所要の措置	○
		4	協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例の恒久化（延長）	○
		5	資金決済高度化を促進するためのシステム投資減税	○
		6	外国子会社合算税制の見直し	○
		7	マイナンバー制度の円滑な導入に係る措置	○
	自主的	1	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率	○
計	義務付け			7件
	自主的			1件
	計			8件
復興庁	義務付け	1	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等の対象となる事業の拡充（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）	○
計	義務付け			1件
	自主的			-
	計			1件
総務省	義務付け	1	データセンター地域分散化促進税制の拡充及び延長	○
		2	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	○
		3	振興山村における工業用機械等の特別償却	○
		4	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	○
		5	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	○
		6	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	○
		7	技術研究組合の所得計算の特例の本則化	○

府省等名	区分	番号	評価を実施した租税特別措置等名	国税に係るもの	
総務省	義務付け	8	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充		
計	義務付け		8件		
	自主的		-		
	計		8件		
文部科学省	義務付け	1	（独）国立美術館、（独）国立文化財機構、（独）日本芸術文化振興会、（独）国立科学博物館への寄附に係る税制措置	○	
		2	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	○	
		3	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の拡充	○	
		4	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充		
計	義務付け		4件		
	自主的		-		
	計		4件		
厚生労働省	義務付け	1	女性の活躍推進に関する法律の制定に伴う税制上の所要の措置	○	〈事例6〉 66ページ
		2	若者育成認定企業（仮称）に係る割増償却制度の創設	○	
		3	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長	○	
		4	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長	○	
		5	医療安全に資する医療用機器の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長	○	
		6	社会医療法人の認定制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	○	
		7	非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設、その他の事業再編に関する制度見直しに伴う税制上の所要の措置	○	
		8	オーファンドラッグ等の試験研究費にかかる特別措置（研究開発税制総額型）の対象の拡充	○	
		9	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	○	
		10	仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充	○	
		11	企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置	○	
		12	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	○	
		13	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	○	
		14	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置	○	
		15	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長	○	
		16	商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長	○	
		17	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充		
		18	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）	○	
	自主的	1	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設	○	
計	義務付け		18件		
	自主的		1件		
	計		19件		
農林水産省	義務付け	1	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制） ・食品企業者関係	○	
		2	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制） ・農林水産業関係	○	
		3	中小企業等の貸倒引当金の特例 ・農業協同組合	○	
		4	中小企業等の貸倒引当金の特例 ・森林組合等	○	
		5	中小企業等の貸倒引当金の特例 ・漁業協同組合等	○	
		6	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	○	
		7	特定地域における工業用機械等の特別償却 ・振興山村における工業用機械等の特別償却	○	
		8	特定地域における工業用機械等の特別償却 ・過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	○	
		9	特定地域における工業用機械等の特別償却 ・奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	○	

府省等名	区分	番号	評価を実施した租税特別措置等名	国税に係るもの
農林水産省	義務付け	10	特定地域における工業用機械等の特別償却 ・半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	○
		11	特定地域における工業用機械等の特別償却 ・離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	○
		12	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	○
		13	中小企業者等の試験研究に係る特例措置	
		14	技術研究組合の所得計算の特例	○
計	義務付け		14件	
	自主的		-	
	計		14件	
経済産業省	義務付け	1	中小企業者等の法人税率の特例の拡充	○
		2	特定再開発建築物等の割増償却制度の延長	○
		3	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置	○
		4	互助会加入者の権利保護の強化に係る所要の税制措置	○
		5	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長	○
		6	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	○
		7	技術研究組合の所得計算の特例の本則化	○
		8	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）	○
		9	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長	○
		10	特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長	○
		11	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置	○
		12	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置	
		13	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	
		14	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	
		15	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	
	自主的	1	非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度の拡充	○
		2	車体課税の抜本的見直し	○
		3	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置	○
		4	ガス事業法の改正に伴う所要の税制措置	○
		5	熱供給事業法の改正に伴う所要の税制措置	○
		6	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長	○
		7	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設	○
		8	引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の延長	○
		9	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に係る特例措置の創設	
		10	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱さいバラス製造業）	
		11	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（生コンクリート製造業）	
		12	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（セメント製品製造業）	
		13	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）	
		14	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業）	
		15	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業）	
		16	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）	
		17	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（地熱資源開発事業）	
		18	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長	
		19	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長	
		20	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長	
計	義務付け		15件	
	自主的		20件	
	計		35件	

府省等名	区分	番号	評価を実施した租税特別措置等名	国税に係るもの
国土交通省	義務付け	1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	○
		2	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	
		3	我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の延長	○
		4	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	○
		5	技術研究組合の所得計算の特例の本則化	○
		6	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	○
		7	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	○
		8	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	○
		9	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	○
		10	振興山村における工業用機械等の特別償却	○
		11	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長	○
		12	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長	○
		13	大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた事業に係る区分地上権等の設定対価に対する課税の見直し	○
		14	投資法人（Ｊリート）における「税会不一致」問題の解消	○
		15	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長	○
		16	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	○
		17	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	○
		18	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	○
		19	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長	○
		20	船舶に係る特別償却制度の延長	○
		21	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長及び拡充	○
	自主的	1	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充	○
計	義務付け			21件
	自主的			1件
	計			22件
環境省	義務付け	1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	○
		2	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	
		3	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	○
		4	投資法人に係る課税の特例（インフラファンド）	○
		5	グリーン投資減税	○
	自主的	1	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置	
計	義務付け			5件
	自主的			1件
	計			6件
防衛省	義務付け	1	予備自衛官等を雇用した場合の法人税額等の特別控除	○
		2	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	○
		3	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	
	自主的	1	ＡＣＳＡによる免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の創設	
		2	自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等に係る課税免除の特例措置の恒久化	
計	義務付け			3件
	自主的			2件
	計			5件
12府省等	義務付け			110件
	自主的			28件
	合計			138件

（注）　該当するものに「○」を表示している。

別表13-2 各府省等が事後評価を実施した租税特別措置等一覧（平成26年度）

府省等名	区分	番号	評価を実施した租税特別措置等名	国税に係るもの
総務省	義務付け	1	非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税制度	○
計	義務付け		1件	
	自主的		-	
	計		1件	
厚生労働省	義務付け	1	社会保険診療報酬にかかる非課税措置	
		2	医療法人の社会保険診療報酬以外部分にかかる軽減措置	
		3	特定の医療法人の法人税率の特例	○
	自主的	4	特定の協同組合等の法人税率の特例	○
計	義務付け		3件	
	自主的		1件	
	計		4件	
環境省	義務付け	1	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（都道府県立自然公園特別地域等で環境大臣が認定した地域内の土地が地方公共団体に買い取られる場合）	○
		2	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために広域臨海環境整備センターに買い取られる場合）	○
計	義務付け		2件	
	自主的		-	
	計		2件	
3府省等	義務付け		6件	
	自主的		1件	
	合計		7件	

（注）　該当するものに「○」を表示している。

別表14-1　各府省等が事前評価を実施した5分野の事務事業以外の事務事業（平成26年度）

府省等名	区分	番号	評価を実施した事務事業名
法務省	自主的	1	法務に関する調査研究（青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する調査）
		2	施設の整備（徳島法務総合庁舎新営工事）
		3	施設の整備（佐世保法務総合庁舎新営工事）
		4	施設の整備（名寄法務総合庁舎新営工事）
		5	施設の整備（帯広少年院新営工事）
計		5件	
国土交通省	自主的	1	地域型住宅グリーン化事業の創設
		2	東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた公共交通機関等のバリアフリー化調査
		3	鉄軌道駅の大規模なバリアフリー化の推進
		4	「グリーンインフラ」の取組推進による魅力ある地域の創出
		5	竜巻等の激しい突風に関する気象情報の高度化
		6	首都直下、南海トラフ地震の対象地域における下水道地震対策事業の推進
		7	地下街等における下水道浸水対策事業の推進
		8	密集市街地総合防災事業の創設
		9	地下駅を有する鉄道の浸水対策の促進
		10	地域鉄道の安全輸送の確保
		11	操縦士、整備士・製造技術者の養成・確保対策
		12	海洋観光の列島展開
		13	クルーズ船の受入を円滑化するための先導的事業
		14	広域観光周遊ルート形成促進事業
		15	地域資源を活用した観光地魅力創造事業
		16	半島振興広域連携促進事業の創設（仮称）
		17	大都市における国際交流機能の強化
		18	歴史的風致活用国際観光支援事業の創設
		19	防災・省エネ・子育て支援等に対応する質の高い住宅・建築物整備の推進
		20	業務継続地区整備緊急促進事業の創設
		21	ビッグデータの活用等による地方路線バス事業の経営革新支援
		22	インフラ維持管理に資する新技術の開発・現場への導入促進
		23	現場施工の省力化・効率化に資するインフラ構造に係る技術研究開発の推進
		24	建設技術の国際展開に資する技術情報共有支援
		25	地方公共団体における円滑な維持管理の推進
		26	地方都市の不動産ファイナンス等の環境整備に関する経費
		27	建設労働需給調整システム及び多能工の活用による専門工事業者の繁閑調整手法の検討
		28	地域建設産業活性化支援事業
		29	建設業における女性の更なる活躍の推進
		30	建設分野における外国人材活用の適正化事業
		31	自動車運送事業等における人材の確保・育成に向けた取組の推進
		32	造船業における人材の確保、育成
		33	海洋産業の戦略的振興のための総合対策
		34	新たなエネルギー輸送ルートの海上輸送体制の確立
		35	内航船員就業ルート拡大支援事業
		36	高精度測位技術を活用したストレスフリー環境づくりの推進
		37	御嶽山の水蒸気噴火を踏まえた火山観測体制の強化
		38	「グリーンインフラ」の取組推進による魅力ある地域の創出
		39	地下駅を有する鉄道の浸水対策の促進
		40	海洋観光の列島展開
		41	広域観光周遊ルート形成促進事業
		42	地域資源を活用した観光地魅力創造事業
		43	半島振興広域連携促進事業の創設（仮称）
		44	現場施工の省力化・効率化に資するインフラ構造に係る技術研究開発の推進
		45	建設労働需給調整システム及び多能工の活用による専門工事業者の繁閑調整手法の検討
		46	建設分野における外国人材活用の適正化事業

府省等名	区分	番号	評価を実施した事務事業名
国土交通省	自主的	47	自動車運送事業等における人材の確保・育成に向けた取組の推進
		48	造船業における人材の確保、育成
		49	海洋産業の戦略的振興のための総合対策
		50	官庁営繕事業（京橋税務署）
		51	官庁営繕事業（佐渡海上保安署）
		52	船舶建造事業（中型巡視船（ＰＭ型）２隻建造）
		53	船舶建造事業（小型巡視船（ＰＳ型）３隻建造）
		54	船舶建造事業（小型巡視艇（ＣＬ型）２隻建造）
		55	海上保安官署施設整備事業（十一管区の施設整備）
		56	小笠原諸島振興開発事業（船舶整備）
		57	小笠原諸島振興開発事業（保育施設整備（父島保育所））
		58	小笠原諸島振興開発事業（保育施設整備（母島保育所））
計		58件	
2府省等 合計		63件	

（注）事務事業名が同一のものは、当初に評価を実施したもの及び当初の評価内容に修正等を加えて実施したものである。

別表14-2　各府省等が事後評価を実施した5分野の事務事業以外の事務事業（平成26年度）

府省等名	区分	番号	評価を実施した事務事業名
国家公安委員会・警察庁	自主的	1	子供女性安全対策班の設置
計		1件	
金融庁	自主的	1	金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業）
計		1件	
法務省	自主的	1	出入国管理業務の業務・システムの最適化（成果重視事業）
		2	法務に関する調査研究（無差別殺傷事犯に関する研究）
		3	施設の整備（伊丹法務総合庁舎整備等事業）
		4	施設の整備（宮崎法務総合庁舎整備等事業）
		5	施設の整備（島根あさひ社会復帰促進センター整備事業）
計		5件	
厚生労働省	自主的	1	地域医療支援センター運営事業
		2	医療情報データベース基盤整備事業
		3	働く世代への大腸がん検診推進事業
		4	職場における受動喫煙防止対策事業
		5	職場におけるメンタルヘルス対策の促進事業
		6	実践的な職業能力開発支援の実施事業
		7	両立支援に関する雇用管理改善事業
		8	公的年金業務の業務・システム最適化事業
計		8件	
国土交通省	自主的	1	官庁営繕事業（西ヶ原研修合同庁舎）
		2	官庁営繕事業（唐津港湾合同庁舎）
		3	官庁営繕事業（鹿児島港湾合同庁舎）
		4	官庁営繕事業（広尾海上保安署）
		5	官庁営繕事業（盛岡第２地方合同庁舎）
		6	官庁営繕事業（新潟第２地方合同庁舎(Ⅱ期)）
		7	官庁営繕事業（甲府地方合同庁舎）
		8	官庁営繕事業（大津地方合同庁舎）
		9	官庁営繕事業（西条税務署）
		10	官庁営繕事業（小豆島海上保安署）
		11	気象官署施設整備事業（地殻岩石歪観測施設の整備）
計		11件	
5府省等 合計		26件	